

平成25年 第2回 定例会

美 深 町 議 会 会 議 録

平成25年6月18日 開会

平成25年6月20日 閉会

美 深 町 議 会

平成25年第2回定例会
美深町議会会議録
第1号 (平成25年6月18日)

◎議事日程(第1号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 報告第3号(平成24年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について)
- 第 6 一般質問
- 第 7 議案第27号の提案説明
- 第 8 議案第28号の提案説明
- 第 9 議案第29号の提案説明
- 第10 議案第30号及び議案第31号の提案説明
- 第11 議案第32号の提案説明
- 第12 報告第4号(学校給食調査特別委員会の報告)
- 第13 報告第5号(総務住民常任委員会ならびに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告)
- 第14 休会日の決定

◎出席議員(10名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 小口英治君 | 2番 藤守千代子君 |
| 3番 藤原芳幸君 | 4番 南和博君 |
| 5番 中野勇治君 | 6番 山本進君 |
| 7番 諸岡勇君 | 8番 林寿一君 |
| 9番 岩崎泰好君 | 10番 齊藤和信君 |
| 11番 倉兼政彦君 | |

◎欠席議員(0名)

出席説明員

◎美深町

町長	山口 信夫 君	副町長	今泉 和司 君
総務課長	渡辺 英行 君	住民生活課長	瓜田 晃 君
産業施設課長	木戸 一博 君	会計管理者	長岐 和彦 君
総務グループ主幹	川端 秀司 君	企画グループ主幹	玉置 一広 君
生活環境グループ主幹	望月 清貴 君	保健福祉グループ主幹	山崎 義典 君
税務グループ主幹	羽野 保則 君	農業グループ主幹	草野 孝治 君
施設グループ主幹	杉本 力 君	管理グループ主幹	南坂 陽子 君

◎教育委員会

教育委員長	宮原 宏明 君	教育長	石田 政充 君
教育次長	吉田 克彦 君	教育グループ主幹	荒木 久恵 君
教育グループ主幹	後藤 裕幸 君	幼児センター長	清水 桂子 君

◎農業委員会

農業委員会会長	外崎 敬雄 君	事務局長	木戸 一博 君
---------	---------	------	---------

◎監査委員事務局

代表監査委員	岡崎 三郎 君	事務局長	長谷川 浩 君
--------	---------	------	---------

◎議会事務局

事務局長	長谷川 浩 君	事務局副主幹	角田 敏彦 君
------	---------	--------	---------

開会 午前10時00分

◎ 開会宣言

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は11名全員出席です。

定足数に達しておりますので只今から平成25年第2回美深町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において5番中野君、6番山本君の両君を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

今期定例会の会期は本日から20日までの3日間としたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日から20日までの3日間と決定をいたしました。

◎ 日程第3 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長から行わせませ

局長。

○事務局長（長谷川浩君） 諸般の報告をいたします。

閉会中の議長の動向および閉会中の各委員会の活動につきましては別冊配布の議会の動きに掲載しておりますのでご了承願います。

次に、閉会中に議長が受理した陳情等について申し上げます。

1、違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書、1、母（朱春菊）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望、1、地方財政の充実・強化を求める要望書の3件であ

り、これらは資料としてその写しを配布しております。

次に、閉会中議長に提出された書類について申し上げます。

町長から地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社振興公社及び株式会社アウルにかかる経営状況を説明する書類の1件はお手元に写しを配布しておりますのでご覧いただきます。

次に、今定例会の提出議案ならびに出席説明員について申し上げます。提出議案は長側提出のもの、条例の制定1件、条例の一部改正2件、補正予算1件、規約の変更2件、報告1件の合計7件です。議会側提出のもの、委員会報告の2件です。

次に、今定例会の説明員として出席通知のありましたものの職・氏名を一覧表としてお手元に配布しておりますのでご了承願います。

最後に今定例会の一般質問の通告について申し上げます。

一般質問の通告者は岩崎議員ほか3名です。

以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程第4 行政報告

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 町長から行政報告について発言を求められておりますのでこれを許します。

町長。

○町長（山口信夫君） 行政報告を申し上げます。

平成24年度各会計の決算状況並びに今春の農作業状況と作物の生育状況、さらに高等養護学校の配置計画さらに企業誘致の4件につきましてご報告を申し上げます。

それでは、まず平成24年度的美深町一般会計ほか各会計の決算状況を申し上げます。5月31日をもって出納閉鎖をし現在係数確認と決算書の調整に当たっているところでありますが、歳入歳出の決算状況につきましては一般会計から順にご報告を申し上げたいと思います。なお、数字については千円単位で概数としておりますのでご理解をいただきたいと思います。一般会計につきましては年度末に措置した国の補正予算事業費によりまして前年度を上回る予算規模となったわけですが自主財源の確保が大変厳しいことには変わりはなく、これら執行に当たりましては補助金、交付金などの財源確保と経常経費の節減に努めながら事業の推進に当たってきたところであります。歳入の約6割を占める地方交付税につきましては普通交付税、特別交付税そして臨時財政対策債を含めた実質的な交付税総額は前年度に比べて2億1,903万4千円、率にして6.9%の大きな増加となっております。歳出におきましては第5次総合計画の2年目となって、ほっとプラザ・

スマイルや農業研修生等寄宿舍といった施設整備や民間賃貸住宅建設補助など大きな事業を進めてまいりましたが節減等によって生じた不用額は1億111万円でございます。予算額の1.9%となっております。また、平成24年度から25年度の繰越事業は8事業でありましてこれらの一般財源総額は5,415万5千円となっております。繰越事業の詳細については報告第3号で説明を申し上げます。従いまして、結果として歳入は51億3,832万1千円、歳出は47億1,100万4千円、歳入歳出差引4億2,731万7千円の黒字となっております。ここから翌年度繰越事業の一般財源5,415万5千円を控除した実質収支額は3億7,316万2千円であります。このうち約半分の1億8,700万円を財政調整基金に編入いたしまして、残る1億8,616万2千円を25年度会計に繰越したところであります。これもひとえに議会のご理解とご協力の賜物であると考えてお礼申し上げる次第であります。

次に、国民健康保険特別会計決算についてご報告を申し上げます。国民健康保険加入者は年々減少傾向にあり前年度から4.3%減少し国保税についても5.7%が減少していますが医療費の支出においても前年度と比較して3.0%の減少となったところであります。平成24年度の決算額は歳入7億6,823万3千円、歳出7億6,184万円、歳入歳出差引639万3千円の黒字となり、このうち320万円を基金に積み立て、残りの319万3千円を翌年度に繰り越しとしたところであります。国保財政調整基金の年度末現在高は8,410万7千円あまりとなっております。

次に、後期高齢者医療保険特別会計決算についてご報告いたします。この特別会計の主な事業は保険料の徴収と北海道後期高齢者医療広域連合への保険料納付となっております。24年度の決算額は歳入6,950万8千円、歳出6,943万5千円、差引7万2千円を翌年度会計に繰り越ししますがこれはすべて後期高齢者医療保険料でありまして平成25年度会計において保険料を北海道後期高齢者医療広域連合へ納付するための財源となりますので実質収支はゼロとなるものでございます。次に、介護保険特別会計について申し上げます。歳出では要介護認定等を受けた介護サービス受給者にかかる保険給付費が3億7,621万円、歳出全体の89.5%と大きな割合を占めており、前年度対比ではほぼ同額で推移しております。歳入では第1号被保険者保険料、国・道支出金、支払基金交付金および一般会計介護給付費準備基金繰入金などでありまして歳入歳出の総額は4億2,017万2千円となったところであります。

次に、簡易水道事業特別会計について申し上げます。平成24年度につきましては機械設備の計画修繕を中心に行い清浄で安全な水の供給に努めてまいりました。決算額は歳入歳出とも4,118万5千円となったところでございます。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。平成24年度は公共下水道管渠新設工事を実施するなど環境・公衆衛生の充実に努めてまいりました。決算額につきましては歳入歳出ともに2億7,009万9千円となったところでございます。

最後に水道事業会計について申し上げます。水道事業につきましては清浄で安全な水の安定供給を行うため経営効率化に努めた結果、収益的収支で312万円の純利益が生じました。また資本的収支では6,465万9千円の不足が生じましたがこれにつきましては当年度分消費税及び地方消費税、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金をもって補てんいたしました結果、翌年度繰越現金は2億6,058万円となるものであります。以上、各会計の決算状況の報告とさせていただきます。

続いて、今春の農作業状況と現在の作物生育状況についてご報告申し上げます。まず、気象経過でありますけれども今年の冬は大変積雪が多かったため、融雪期が4月30日で平年より8日遅れとなっております。5月に入っても低温傾向、日照不足、少雨で推移しましたが下旬から高温で推移し6月から入っても高温が続き降水がほぼ認められない状況でありました。そこで農作業の状況でありますけれども、融雪遅れと天候不順により圃場作業に入れない日が続いておりました耕起作業が10日程遅れておりましたが5月下旬からの好天により馬鈴薯の作付け、甜菜の移植、小豆の播種作業などが競合し苦労をした年でありましたが農業者の努力で畑作物はカボチャなどの一部野菜を除いて作業をほぼ終えております。移植、播種作業は3日から6日の遅れとなりました。水稻で6日、甜菜で5日、小豆で6日、馬鈴薯で4日という状況であります。さて、生育状況でありますけれども、6月15日現在の主要作物の生育状況は、水稻・甜菜で平年並み、小豆・馬鈴薯は4日、牧草は平年より草丈は短く3日遅れという状況のようであります。水稻の活着・計数の増加は順調ですが畑地においては降雨が少なく干ばつ傾向であります。特に、初冬蒔き小麦については越冬状況も良好で期待していたところではありますが干ばつの影響をまともに受けて生育が抑制され、幹長が短いまま出水している状況であります。畑作物は全体的に生育が遅れており品質低下や収量不足が懸念されるところであります。北はるか農協物流センターのアスパラガスの共選作業は5月29日からスタートし、例年ですと5月22日頃からスタートするわけですから遅れているということで、さらに雨の不足等によって穂開きと申しますかそういう品質低下があるようであります。さらに恩根内放牧場への入牧等についても融雪等の遅れにより昨年より1週間遅い6月7日に終えたところであります。放牧頭数についてはほぼ計画通りでさらにこれから特に馬を含めた途中入牧についてはこれからまだ50～60頭が見込まれるという状況であります。以上が農作物等の作業状況の説明とさせていただきます。

続いて、高等養護学校の配置計画について申し上げます。北海道美深高等養護学校は59年4月に開校され本年度で30周年を迎え、11月22日に記念式典が計画されているところであります。近年、全道の特別支援教育において高等部への入学希望者が増加しており昨年来道北においても高等部の適正配置が課題となり本町も町内関係者の協力を得ながら北海道知事並びに北海道教育委員会に対し美深高等養護学校に対する町民の思いを伝えてきたところであります。この度、6月4日でありますけれども北海道教育委員会から平成26年度の特別支援学校配置計画案が発表されました。道北地区の内容は美深高等養護学校に生活技術課1学級8人を増設する、また閉校した愛別高校を活用して愛別町に産業総合課2学級16人が設置されるものであります。愛別の学校は美深高等養護学校の分校として扱われることになるわけでありまして。これまで町民のご協力をいただき美深高等養護学校協力会を組織し町民とともに歩んできた学校であり今後も美深高等養護学校と美深町が協力をし、30年間積み上げてきた歴史を大切に町民とともにさらに協力関係を築いてまいりたいと考えております。

次に、企業誘致について申し上げます。一昨年来、議会の皆さんの方にご報告や本格的な協議を進めてまいりました当該企業の株式会社アイサイエンスから国の経済産業省でありますけれども国内企業立地補助金など一定の財源の確保を下に金融機関の資金融通に全力を挙げて取り組んでまいりましたが残念ではあります。本町での工場建設にかかる融資について最終的に承諾を受けることができず、このたびの国の経済産業省でありますけれども国内企業立地補助金について辞退をする申し出が行われ、既存の立地計画については断念せざるを得ない状況に至ったと5月28日正式に報告があったところであります。これまで本町においては平成23年10月に名寄・下川・美深地区産業集積の形成また産業集積の活性化に関する基本計画を策定し、これらの認定を受け翌年の3月には議会議員各位のご理解を賜りながら本町の企業立地促進事業補助金条例の改正について議決をいただいているわけでありまして。さらに、同年10月には建設予定地となる駅東地区工業団地を含めた周辺環境整備等を行うほか国の国内企業立地補助の決定状況を参考としながら企業開発審議会において一定の企業評価を行い本町の企業立地促進条例に基づいて株式会社アイサイエンスの利用指定を決定し本年度当初に補助金にかかる予算計上を行い、年度内の完成を期待したところで非常に残念な結果と言わざるを得ません。しかし、企業側においてはこれをもって実際の工場誘致を撤回するものではなく、2年乃至3年の一定の準備期間を必要としますがこれまでの計画していた平板培地や試験管培地の大量生産から販売先の特殊なニーズに対応する少量多品目の液状培地などの製造工場に修正した方針の提案もなされているわけでありまして。これまで事業推進の課題となっていた企業経営状況

の改善に努めるため資本金の増資を図るなど企業側の経済力も続けられております。提案のあった計画概要はこれまでと比較すると小規模な工場になると思われませんが本町の産業振興、雇用の場の確保に向けて継続的に誘致活動を進めていきたいと考えているところでございます。

以上、4点を申し上げて行政報告とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 只今の行政報告に対してお尋ねの向きがございましたら発言を願います。

町長。

○町長（山口信夫君） 水道事業会計の翌年度繰り越し現金でありますけれども、2億6,858万円と読むところを2億6,058万円と読み間違ったようでございますので訂正をしてお詫び申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） アイサンエンスの部分ですけれどもだいたいわかりました。会社説明まで町民を巻き込んだといったら言い過ぎかもしれませんが協力を仰いだ経過がありますのでその点の町民に対してこういういきさつだったという町側の説明は当然すべきだと思いますがその考えと、説明の中で規模を縮小して提案とありましたが、いつごろという話は今の説ではないように思いましたけれどもそれと合わせてどのような考えなのか聞かせていただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 今日、議会に初めて正式にこういう経過であるということを発表したわけでありまして、町民に対する発表等についてもこれからスタートを切っていかなければならないと思っております。これからの会社の提案等については小規模の工場にしたいという話は承っておりますけれども具体的な中味等々については今後の話になってくると思っております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

なければ行政報告については報告済みといたします。

◎ 日程第5 報告第3号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 報告第3号 平成24年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 報告第3号について説明をいたします。

16ページをお開きいただきたいと思います。

報告第3号 平成24年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について。

平成24年度美深町一般会計予算の繰越明許費について別紙のとおり翌年度に繰越しましたので地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

次のページをお開きください。一覧表になっています。

平成24年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書でございまして、平成25年3月第1回定例会において議決を受けました繰越明許費について8事業分の繰越計算書の報告となるものであります。6款農林産業費、1項農業費、事業名農業水利施設事業、敷島・恩根内の排水ポンプの設置にかかるものでありまして金額については2,600万円、翌年度繰越額全額でこれらの財源については未収入特定財源1,430万円でありまして緊急経済対策分それから一般財源として1,170万円となるものでございます。7款商工費、1項商工費、事業名びふかアイランド施設改修事業、ターフゲレンデ・桜堤タワー等の改修にあたるものでございまして金額については1,800万円、翌年度繰越額全額で財源については一般財源全額となっております。8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名東1号道路北線改良事業、全長315メートルの改良事業でありまして金額については7,000万円、翌年度繰越額全額で財源内訳につきましては全額未収入特定財源ということで緊急経済対策分4,900万円、起債分2,100万円となるものであります。9線道路改良事業、金額については2,500万円、全額翌年度繰越額となるものでございましてこちらについても財源につきましては未収入特定財源全額でありまして緊急経済対策分に1,750万円、起債分750万円となっているところでございます。道路防災ストック事業、舗装でございますが町道40キロにわたる舗装道路の点検でありまして金額については280万円、翌年度繰越額全額で財源内訳につきましては未収入特定財源196万円、全額緊急経済対策分で一般財源が84万円であります。雪寒機械購入事業、金額については2,480万円、翌年度繰越額全額で財源の内訳は未収入特定財源2,234万円、緊急経済対策分1,494万円、起債分740万円、一般財源246万円となるものでございます。10款教育費、1項教育総務費、事業名教員住宅改築事業、仁宇布小中学校校長住宅、金額につきましては1,800万円、全額翌年度繰越額で財源につきましては全額一般財源となっております。4項中学校費、事業名美深中学校改修・改築事業、金額につきましては2億9,908万1千円、翌年度繰越額は全額となるものでありまして財源の内訳につきましては未収入特定財源2億9,592万6千円でありまして緊急経済対策分7,472万6千円、起債分2億2,120万円、一般財源315万5千円となるものでござ

います。

以上、8事業合計金額につきまして4億8,368万1千円となるものでありまして翌年度繰越額全額となるものであります。財源内訳につきましては未収入特定財源が4億2,952万6千円、一般財源5,415万5千円となるものでございます。

以上、報告第3号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたのでお尋ねの向きがございましたら発言願います。

2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） お尋ねいたします。先般、中学校費が資材等の高騰により入札結果が不調に終わって補正予算が組まれたところなのですけれども、先般の新聞報道によりますと生コン等の高騰で相当の建設資材の不足がみられるというその中で本町はこれらの8事業の中で補正を組み直して予算計上するという考えがあるのかないのか。入札が不調に終わらなければこのまま進めていく考えなのか、その辺をやはり今般の経済状況を見ながら入札制度も正確に進めていただければありがたいと思うのですがどのようなお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 今、説明申し上げた部分については平成24年度の繰越の部分の説明でありまして既に発注も終えている部分もあります。今後の部分についてはかかる部分もあるのですけれども基本的には現在予算措置をしている部分で実施可能なものについては実施をしていくということで、ただし設計の中で大きな開きでありますとかそういう状況にあった場合については補正等の対応を検討していかなければならないと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

なければ本件報告済みといたします。

◎ 日程第6 一般質問

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第6 一般質問を行います。

発言の順序は通告の順序といたします。

発言の時間は再質問を含めて30分といたします。

それでは通告の順に従って発言を許します。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 私からの一般質問につきましては元気な地域づくりと定住促進施

策についての考え方を伺うものであります。平成25年3月末の人口は5,000人を切りまして4,819人ということでございます。美深町はかつて50年ほど前にはみなさんご存じのように14,000人を超える人口を有していた時もございます。世の中の流れ、動向等色々ある中で今日さまざまな人口の減少傾向に対していろいろな計画を策定したりあるいは施策等を実施してきたことは私も十分承知しているところでありますが、しかしこれは町の人口減少に大きな歯止めをかけるということは至難の業であってこれから抱える大きな現状であると考えているところであります。このことについて町長の考え方、見解をいただきたいということと、今後これらの課題解決に向けて下りゆく人口の傾向を緩やかなカーブにしていくというような具体的な取り組みについて私の私見も含めて考え方についてお聞きをしたいと思っております。

1つ目は今日までの人口流入のための誘導策といいますかそれらの施策、また人口流出に対しての現状、それについて町長はすでに1期以上色々とされてこられたと思っておりますがこれらについての施策の自己評価についてどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

次に2点目ですが、これらにかかわってくる重要な案件として先ほど行政報告の中でも町長から報告がありましたアイサイエンスの企業誘致の経過と現状さらには今後の対応について特に重要な部分ですからお答えをいただきたいと思っております。

3点目は、これも行政報告の中で述べられました美深高等養護学校の学級増に伴う町の対応策これらについて具体的に色々考えておられると思っておりますのでその点についてもお伺いをしたいと思います。

次に、4点目は障がい者雇用の実情と障がい者雇用施設の充実あるいは拡充について考えておられないかということでお聞きしたいと存じます。さらに5点目につきましては、移住体験事業をすでに実施しているところでございますが、美深町が抱える空き家の現状を踏まえてその対策として空き家バンクの創設などは今後考える余地がないのかどうか、その点についてもお聞きしたいと存じます。

6点目は、団塊世代の第2の人生の受け皿として滞在型の市民農園の開設についてその考えにないのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

7点目、最後になりますが今各地域の自治会を中心に自治会まちづくりビジョン、地域計画の策定に向けて動いているところだろうと思っておりますがそれが今どのようになっているのか、その動向について、さらにはどのように対応していくのか、その対応策についてお伺いしたいと思います。

以上7点についてお考えを伺いたいと思っております。

あとは自席でお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 只今、岩崎議員から元気な地域づくりという項目で行政でありますけれども7点のご質問をいただいたところであります。

順を追ってご説明を申し上げたいと思います。

一つ目の人口流入の誘導策といいますか現状ということでありますけれども、人口減少に歯止めをかけるということは議員と考え方が大きく変わるとは思っておりません。非常に厳しい課題でありまして大きな問題があると、これは我が町だけではありませんけれどもそういう認識をしております。この地域で元気に暮らすことができる社会をつくるためにさまざまな施策を推進しているということについてはご理解をいただいております。これらの方針に対してはご理解をいただいておりますけれども、これらの施策に対する現状と自己評価をしてということでありまして産業の育成なり活性化、次代を担う人づくり健康と福祉の充実さらには快適な生活環境づくりなど言ってみれば総合計画に掲げた色々な課題について着実に進めていくということをお願いをしております。しかし、それがどのような自己評価ということでありましてこれは評価という部分については住民の皆さんに判断を委ねることが適切ではないかと思っております。自らの評価の言及ということは避けるのが適切だろうと考えております。

企業誘致の経過と現状でありますけれども、先ほど行政報告で説明をいたしましたけれども最終的には金融機関からの融資承諾を受けることができず既存の計画については断念せざるを得ないということを説明したつもりであります。それが一連の経過はありますけれどもそういう最終経過でありますのでご理解をいただいております。今後についてでありますけれども企業側がこれをもって一切の工場立地を撤回したということではございませんで、小規模な製造工場に付した考え方も示されておりますので産業振興・雇用の場の確保に向けて継続的に誘致活動を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、高等養護学校の学級増等に伴う町としての考え方等々でありますけれども、これもまた先程行政報告で申し上げたところでありますけれども道立学校でありますので町としてはこれらの動きに対応するように養護学校の協力会等を通して今年度の予算においてもさらなる学習支援を行うよう経費を増額しているわけであります。協力会の会員拡大等についても町民の皆さん方の協力をお願いしているところでございます。養護学校においては平成26年度に設置される学級等についてはどのような学習プログラムになっていくのか、これは今現在内部検討がされておりますので決定次第それらに即しながら地域

としてどのようなことができるのか、協力できるのか、限界はあると思いますけれどもこれらに向けて見ていきたいと考えているわけでございます。

次に、障がい者雇用の実情と障がい者雇用の施設等の充実でありますけれども、障がい者にとって就業というのは自立的な経済的基盤となるわけでありますが、できるだけ社会参加を促し、生きがいづくりにつながる効果があるようにと考えておりました、しかしながら障がいの程度にもよりますけれども一般就労と福祉的就労がございます。一般就労においては本町では5事業7人と押さえているわけでございます。また福祉的就労は障害者相互支援法に基づく就労継続支援事業所が就労等の場となるわけでありまして美深町福祉会の2事業所において57名が利用されているわけでございます。現在の雇用状況については美深福祉会及び町内の事業所などの協力により就労の機会が一定程度確保されていると考えているわけであります。特に、美深福祉会においてはリサイクルセンターの管理であるとかトマトジュースの生産であるとか安定した運営・経営をなさっているとうかがっているわけでございます。また、本年度からかぜの交流ステーションが本格的な運営、今までは試行でありましたけれども移行するなど本町といたしましては就労機会を確保するため継続した支援を行いながら障がい者の就労支援を進めていきたいと考えるわけでございます。

次に、移住体験事業と空き家の現状等々でございますけれども、空き家バンクといえますか、これらの創設についてのお尋ねでありますけれども地域での移住体験暮らしについて美深町に移住してもらうことが目的でありますのでこの対策として空家や公営住宅の空き情報を押さえておく必要はあると考えております。空き家の登録に関しては平成21年度と23年度の町民からの情報提供により登録をしているところであります。現在は賃貸などにより登録はありませんので本年度空き家や空き室の情報をさらに調査したいと考えているわけであります。

次に、団塊世代の受け皿として滞在型市民農園の開設というお話しがございました。滞在型市民農園の開設については考え方を質されているわけでありまして、現在北海道内では最大型の市民農園は2カ所あるのかと押さえているわけでございます。だいたい利用状況も好評のようであります。滞在型農園をつくるには多額の事業費が必要になってくるといってありまして団塊世代の需要を見込めるのかどうか、交通アクセスなどの立地条件や農地取得の問題、費用対効果の課題、これらがあるわけでありましてこれらを含めながら今ある町民菜園等々も兼ね合いしながら色々考えていかなければならないと押さえているところでございます。

最後に自治会まちづくりのビジョンの状況でありますけれども、策定済みといたしますか

ビジョンを策定した策定済みの自治会については1つであります。自治会の課題を拾い上げるためにアンケートを実施した自治会は5つであります。このほか会員からの聞き取りだとか役員会の協議を進めている状況であります。自治会づくりのビジョンの策定においては各自治会とも計画づくりが慣れていないということがあるわけでございまして地域担当員等々が協力をしながら地域住民の議論を大切にしながらさらに自助・共助・公助の考え方を共有する形でそれぞれの地域にあった計画ができればよいと考えているわけでございます。

以上、各部分の質問がこれからあると思いますので冒頭の答弁は以上にしたいと思いません。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 1番の人口流入のための誘導策あるいは人口流出の対策についての現状と自己評価ということでお答えいただいたところですが、厳しい課題にあるということの認識では同じだということでもあります。これについてはこれ以上は質問はしませんが、2番目の企業誘致の経過と現状、今後の対応についてということですが、ひとつは融資の不調が原因で前に進めることができないという報告でありました。これらについても議会なども相当色々これらに至る経緯の中で議論をした私も記憶にあります。それらが非常に町長は何とか前へ進めることができるということのおおむね回答であったと思います。町民サイドも説明会があったりして新たな企業がここに来るのだという非常に期待感が大きかったと思います。先程のお尋ねの中にもありましたけれども、雇用機会が増えてちょっと前に光が見えるのかなと町民の期待があったのかと思います。それらについての期待感に対する町民への説明といたしますかその辺のところをいち早くすべき時点にきているのではないかと思います。予算上もこれから審議があると思いますが補正予算の中にも地方債等の補正・修正等が出てきておりますからそれらの町民への説明をどのようにどのような機会にどう具体的にされるのか、そしてある意味1年以上かけてこれらに取り組んできたその町長の責任をどう感じておられるのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 人口の流出等については同じだということですから厳しい現実を認識いただいているのかと、そして戦後の産業構造の変わり方だとか農業状況の変わり方だともろもろ押さえていただいているのかと思っているわけでございます。今お話しがありました企業誘致の話でありますけれども、町民に大きな期待をかけているのか、私も大きな期待をかけていたわけでございまして非常にそういう意味では残念な気持ちであります。そこで今日が初めて議会に正式に報告をしながら今後の対応を具体的に考えていくわけですがけれども雇用等については具体的に例えば高校に出向いて企業と一緒に

説明をした等々があるわけですからそういう部分にこの状況を伝えながら対応してまいりたいと、そういうことから始まっていくと、そしてこれらの道に対する手続き等々がありますので、また近隣の下川、名寄との絡みもありますのでそれを踏まえながらやっていくということで、これから色々考えながら、間違わないようにしなければならないのは下手なやり方をすると非常に会社としても今後これをもってきづらくなるということがないように配慮しながら会社の規模が小さくなっても何とか将来的に受け入れていけるようなことを考えながら最善の努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） アイサイエスの件ですけれども、美深町企業立地促進条例というものも大幅に根本的に改正を加えるぐらいの手直しをして条例を変えました。その委員会の席でも私も発言をした記憶がありますが、全国各地に色々な企業がありますがそこに向けてこれらの条例をどうPRするのかということについて色々な手法がありますけれどもそれらについてしっかりとやるべきだという話をさせていただいた経過もあります。それらについて今新しくなりました町のHPですがなかなかそこにたどり着くのが難しいわけです。せっかく良い条例があって条件の良い条例があるにもかかわらずクリックしないとおそらく出てこないわけです。それらはまず町のホームページを見た人がそれがどこにあるのかわからないということがひとつ問題ではないかと思えます。もっとしっかりホームページの最初のページを開いたときに美深の町はこういう形で企業を迎えるのですよという形のをどこかにしっかりと示すべきではないかと思っているところですが、今後の立地促進の条例を生かした企業誘致に関してPR手段も含めて考え方をお聞きしたいと存じます。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 企業誘致を大きくやる場合についてはだいたい町条例等々を整理しながら国さらには道にこういう条例を作りましたという報告もしながら、そして国・道もそういうことを踏まえながら照会がある場合にはこの程度のことはこの町にはありますよということ国・道も発信をしてくれていて、一連の作業の中でわが町もそういう媒体もありますので利用をしながら努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） そのHP上のPRの手法は今後変えるということによろしいですか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） そこまでは申し上げておりません。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） せっかくの促進条例があるのにそれが見ることができないホームページでは意味がないと私は考えるわけです。ホームページを開くと右に移住体験とその下が農業を始める、もうひとつは山村留学と開くページが並びます。そのどこかに企業誘致の条件をもっとしっかりときてくれた企業にはこういうことができるということを張りつけてもよいのではないかという話をしているわけですがそれでもその辺は難しいですか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 難しいとか難しくないとかということではなくて、色々町にも考えがございますので今議員の話は承っておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 美深高等養護学校の学級増に伴う町の対応についての関係でお聞きしたいと思います。非常に皆さんの努力で道教委等の働きかけも色々されている経過も私も知っておりますし、1学級増えたということは歓迎すべきことだと私も考えております。それに伴って学級の中では生徒数8名の増員ということでございますが3年間でいけば定員いっぱいであれば50名近くの生徒数になるということでございますから非常に歓迎すべきことだと思います。それに伴って教職員数も当然増えていくとその家族も増えていくと思います。それは非常に歓迎すべきことだと思うのですが、ただ、今30周年を迎えようとしている養護学校なのですけれども1つには先ほどの報告の中にもあったように愛別が分校として2学級、美深高等養護学校の分校として今年設置されたということは将来的には独立した学校になる可能性を十分に秘めていると。あるいは今の動き中では旭川自体も養護学校の設置について随分動きが活発になっていると、それらのことを考えると今増えたことは歓迎すべきことだけれどもしかしこの学級数を維持していくために次の一手を今打つべきだと思っています。次の一手というのは高等養護学校を卒業された方の動向が現状どのようになっているのか、過去、今年30周年を迎えますから卒業生はおそらく1,000人くらいの規模になっていると思うのです。それらの卒業生の方々が今どのような動向にあるのか、基本的にここに残っていただければ大変ありがたいことなのですが、そういう事業所等も受け皿としては現実問題はない中でそれらの事業所等を少しでも増やしていくこれから努力をしていくことがこの学級増を維持していく1つの方策にはなるのではないかと思うのですが、その辺の方策についてどのように具体的に考えておられるのでしたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 率直に今の段階で愛別が我が町の養護学校の分校になったと、そ

ここで将来的には独立するのではないだろうか旭川云々ということもありましたけれどもあまりそれを意識して心配をしていくとこれはいかがなものかと、今の段階ではやはり率直にもう少し喜んでよいのかと。心の中では心配をしていくのかは確かですけれども、あまりやって宣伝をしてどうするこうするというのは果たして得策かどうかと、逆にそのようなことを考えていってうまくいく場合、うまく行かない場合、雇用といってもそんなに簡単に進むものではありませんから、それならもっと条件の良いところに行って、という話が先にくるわけでありますからその辺のところは慎重に考えながら対策をやっていくべきではないかと、慎重に行動をしていかなければならないと思います。ただ、今30年経って全体の動きをきちんと押さえていないのですけれども今年の3月末で卒業生の進路の状態については卒業生31人でした。親元に帰る人15人、町外の施設にいかれた方3人、町外の一般就労13人、我が町出身の生徒がいなかったこともありますけれども町内の就労は今年はお出なかったという状況でございます。全体的には我が町の就労事業所では温泉であるとか木工所さんであるとか洗濯屋さんであるとか肉牛農家であるとかこういうところで受け入れて働いておられるという状況があるわけでございます。その他、これはわが町の大きな特色と言えるのだらうと思います。福祉的就労という意味で美深福祉会が57人ほど、全部がこの卒業生ではありませんけれどもそういう障がい者の授産施設等々を持っているわけございまして、わが町の規模としては今このぐらいが限界かと思っております。その他、例えばこの施設とは違いますけれども福祉的施設でいえば育成園等々も抱えておりますのでやはり町の規模だとか部分的にはやらなければならないものはありますけれどもおおまかに就労をどうするかということについてはなかなか難しいと、そこで部分的には先程申し上げました「きたかや」そういうところのあの程度のものをしていくということを考えていかなければならないと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） それともう1点ですが、この養護学校の件に関しては私もずいぶん前から気になっているところなのですが、教職員の住宅について非常に実態調査はなかなかしていないのですが空き家の状態が目立って他の市町村を居住としてこの学校に通ってきている教職員の方が随分いるという情報をいただいております。これについて直接町民税等の税金等にも跳ね返ってくる中身ですからこれを機会にこれらの実態調査をされて、道教委の持ち物ですからそれらについてこちらがどうのこうのということは難しいかもしれませんが最初の教職員住宅はもうすでに30年経っていて先生方の住まいする環境は非常に不適当な場所も随分あるという話も一部聞いております。それらについて何らかの町としての対応策、それらの改築等の話を道教委にすすめるなど、色々手法はあると

と思いますがそれらについて対応をしっかりとしていく必要があるのではないかと思いますのですがそれらの見解についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 養護学校の教職員に限らず、他の官庁また民間もそうなのでしょうけれどもなかなか地元に住宅がありながらそこに住みきっていないという部分があるわけですけれどもおおざっぱな話は我々も聞いているわけですけれども、養護学校についても何とか地元に住むことができないのかということをお願いをしていかなければならないと、それは当然のことだと日ごろもやっているのですけれどもただ、そこで色々な住まわれる方そして色々な条件、今の社会世相の時代ですから非常に難しいことが絡んでおましてなかなか我々の意図するところ、また道教委の意図するところがきちんと作用していないと、住宅が悪いのか、色々あると思います。かと言って、わが町も他の市町村から通いになっているものはないのかといったら逆にわが町も他の所に住んでいて通ってくるという状況が少しあるわけでございます。そういうことを考えると今後の大きな課題だと、そういうことについては養護学校だけではなくて色々なことを考えて対応していきたいと思えます。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 町長の声がだんだん小さくなってきて不安になってくるのですが、適切な対応をこれからお願いという形ではないのですが十分に検討されて前に進んでいただきたいと思えます。そして、それに関連してくるのですが障がい者雇用の実情を先ほどご説明をいただきました。多くの方が働く場所を求め、A型B型それぞれの雇用形態で仕事をされているということも十分わかっているところでありますが、ただ、やはり毎年きちんとある一定の卒業生が養護学校から卒業されるということの現実をみた時にその受け皿を1人でも2人でもこの町が受けていくという雇用の形態あるいは支援事業所の拡充といえますか、その辺のことはこれからやはり必要になってくるのではないかと思います。現状維持のままなら良いのですけれども当初のぞみ学園・第2のぞみ学園をつくった経緯の中では養護学校の卒業生の人たちの受け皿としてそれらの事業所を作ってきた経緯にあると思うのです。そういう意味では大変難しい課題ではあると思うけれども、例えば美深福祉会以外の事業者等も手を上げるのであればどんどん参入していただいて、そして受け皿としてここに住んで支援事業所にひとりでも多くの卒業生を迎えられる形態がこれから求められるのではないかと考えています。その辺のことについて改めて今は確かに美深福祉会が十分それらを機能していただいているのかもしれませんが、しかし、近い将来には人口に対する障がい者の推計表もずいぶん拡大していると道新にも出ておりました。

それについて今からそれらの対応をひとつひとつ着実に進めていく必要があるのではないかと思いますのでその辺の考え方を改めてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 障がい者を取り巻く社会的な環境といいますのは大変複雑でありまして養護学校の卒業生が例えば地元に戻るケースが多いためでありましてけれども出身地以外のグループホームなどで生活をする、勤めるということになると生活をするために6～7万円はどうしても掛かるでしょう。そういうことを考えるときに障がい者年金の受給資格等々をどこで取るか、そういうことが難しくなってくるわけです。経済的負担が大きくなっていくということがありまして地元でいかなないとなかなかそういうことになっていかなないということがありますので色々な課題があるのだということもご理解をしてほしいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 実際に自立する場合の生活していく上での給料の話がされましたけれども、美深に近いところでは時給400円くらいを出してB型でもしっかりと就労させて取り組んでいる事業所もあります。それらを考えると月10万円くらいのお金は入ってくる仕組みになっているわけです。一生懸命やっている事業所は。それらをしっかりと選定をしながらそれらを例えばこの町に迎え入れるとかそのようなこともこれからの選択肢として必要になるのではないかと思います。それについての答えは結構ですけれどもそれはひとつ考えて取り組みをしていただきたいと思います。

次に、5番目の移住体験事業と空き家の現状を踏まえて、空家バンクの創設をしてはいかかということをございます。今現在体験事業2つのメニューをこの町では進めています。それらについて具体的に移住につながるような成果それらが上がってきているのか、途中経過だと思いますがそれらの現状はどのようになっているのか、まずその点からお聞きいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 前段の方の答弁はらないというお話しでございましたけれども簡単に答弁をしたいと思います。問題は施設を運営するのは町が直接やるということにはなかなかならないわけでありまして民間の方がやってくれるということで、だれが手を挙げて、だれが受け入れてくれるのかそういうことも含めて考えてほしいと、できるものなら一緒をお願いしたいと思っております。それと、移住体験の状況でとりあえず町中の短期のちょっと暮らしの関係で申し上げたいと思いますけれども、22年度から24年度までの利用者で申し上げますと10世帯18人です。今のところ25年度の予定者と

しては5世帯9名と見込んでいるわけでございます。そのほか農村部の中期お試し住宅ということで、これは3カ月まででありますけれども24年度の利用者2世帯4名、25年度は只今のところ1世帯2名という状況になっております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） お試し体験ということで2つの事業をやっておられることは私も評価をいたします。ただ、それが来てみてこの町が、いいな、すばらしい町だ、そこから、住んでみたい、という次の一步を踏み出すときに入る住宅があるのかないのかということが今後の課題になってくると思います。私も直接歩いて調べたわけではありませんが、ある方の話を聞きますと町内には50～60の空家があるだろうという話も聞きます。それが果たして住まいに適しているかどうかというのはまた別問題ですけれども、それらを考えるとやはりこの町にこういう空家がありますという情報の提供は最低限必要ではないかと思えます。先ほど町長は今年度は特にないということで今後調査をしたいという答弁でしたけれどもたぶん2～3年前にやっておられるのではないかと思います。それらの情報をしっかりこちらで提供をしていくと、提供しないことには来たいという方もそれを探る手立てがありませんからそれらの提供の仕方をしっかりやると、そのためにはやはり空家バンクというものをこれからきちんと組織をし直して前に進める必要があると思うひとりです。かつて昔のホームページにはどこかに美深町の空家の情報が写真付きであったように記憶しているのですが、新しいホームページでそれらの情報は探しても見当たらないわけです。ユニバーサルになったことであまりにスッキリしすぎてそれらの情報がどうも私が見つけ出せないのかわかりませんが何とかこちらの情報をしっかり出していくという努力が必要ではないかと思えますがそれらの考え方についてお聞きいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 今の件については先ほどの答弁で21年23年度の登録に関しては登録はしていませんけれども我々も押さえているということでございますのでご理解をいただきたいと思えます。さらに、必要な部分については空き室、空き家等については調査をするということでございますのでご理解をいただきたいと思えます。多くの方々からちょっと暮らしなりお試し住宅的の相談なりのお電話等々があった場合、これは十分対応できていると理解をしておりますのでご理解をいただいております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） もう一つ確認をしたいのですが、今例えば空き家になっている建物があった場合にそれについては固定資産税の減免等の対象にはならないと解釈しているのですがその解釈でよろしいですか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 税法の取り扱いがありますからここでは細かいことは申し上げませんけれども減免だとかはそれ相応の理由がなければ対応しないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） これは私の思案なのですが、固定資産税については3年間で見直しをかけるという決まりがあると思うのですが空き家については新しいバンクを創設してそこに登録頂いた方には3年間何かの理由をつけてそれ相応のということであります。何かの理由をつけて固定資産税の減免をすると、パーセントは別にして。その代わり、その減免分に相当するお金の部分、それを空き家バンクの運営資金にしっかり回し、原資を作ると。またその空き家バンクのところにはしっかりと専従員を置くと、専従員をおいて常に家を求めている人、またこんな家がありますという情報のキャッチボールができる専従員をしっかり配置をして事業展開をしていくと、さらには住める環境にあるかということもひとつの要件になりますから例えば水回り、トイレ等の改修が必要なものについては増改築のプランを提案書付きでそれらに付加して空き家バンク情報に入れ込むと、そのような仕組みの空き家バンクの創設はいかがなものかということでお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 議員さんのお考え、ご提案に近いものだと承りました。ただ、そういうことをもって税の軽減措置をしていくとか、今のところなかなかそこまではいかないと考えております。非常に議員さんの提案としては承りましたけれどもなかなか現実としてはそうならないのかと考えております。また、現実として入っておられる住宅であるとかそういうことも相当傷んでいるとかかそういうものがあって心配な部分が大分あって何とか整理をしてほしいということで色々申し上げている部分も多々あるのですけれどもそういう部分についてもなかなか難しい課題があるわけでありまして、新しく移住・定住の方について空き家バンク等々を作ってそして民間の方が住めるように整備をしてくれるのであればこれは有難い話でありますけれどもなかなかそうはいかないと、だとすれば町の条例だとかそういうものを作って住めるようにする、実際にそういう方がどの程度おられるのかということも十分参酌していかなければならないということでございますのでこのご提案でありますけれども非常に課題があると、そして町民の認識等もいただいているのか、そのように考えて率直な私の意見も入っておりますけれどもそのように思った次第であります。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） はい、わかりました。それに関連してきますが、団塊世代の第二の人生の受け皿としての滞在型市民農園の開設についての考え方について先ほど伺ったところであります。この問題については私も7年前、平成18年に第1回定例会で同じ項目について前町長にお伺いをしています。その時代の背景等もありますが今時代がやはり田舎暮らしがひとつは注目されるという時代背景に来ています。団塊の世代の人たちも含めてあるいは若い世代の方々も田舎暮らしということがひとつの大きなテーマとして取り上げられている時代背景にあります。それらのことを後押しした田舎に泊まろうとか、あるいはダッシュ村とか、笑ってこらえてとか、人生の楽園とか、色々なテレビ番組等もありますけれどもそういう時代のひとつの流れの中で今色々な方たちが2つの地域の居住ということのひとつの自分のステータスとして動き出しているというのが今の状況ではないかと思っております。美深町も町民農園があるのですが、農林水産省の統計上からいきますと市民農園に数えられる所なのだと思いますが全国でも今4,000カ所以上市民農園というのがございます。北海道にあっても70カ所以上各市町村に点在しているわけですが、滞在型市民農園というのは宿泊の居住空間がついた農園の形態であります。先ほどの町長の答弁でも北海道はまだ2カ所だというお話もそのとおりでありまして、私も最初の政務調査のときには栗沢のクライנגルテンを視察させていただきました。それよりもはるかに今は規模が拡大して今栗沢では27区画そしてさらに秩父別の交流体験農園の「なつみの里」では10区画がもう押すな押すなの状況で申し込みが殺到しているという状況もうかがっております。これらの利用料についても年間24万、25万という大きな金額の利用料ですけれどもいずれも満杯の利用状態がここ何年も続いているという状況であります。ここでやはりこれらのことも踏まえながら美深町としても適地はたくさんあると思います。そこに1個でも2個でも先ほど予算が必要だと言われましたがそれらを考えるのであれば例えば3個ずつくらいで分譲住宅のように拡大していくという方法も1つの方法なのかもしれません。これらについて今取り組めば、前に質問いたしました移住体験の次のプロセスとしてこれらも有効活用できるのではないかと考えるひとりですがそれらについて積極的に今後考えていくのかいかないのか、非常にハードルは高いところではありますがそれらもすでに実施をしてもよいのではないかと考えるところではありますがお考えを聞かせていただきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 先ほども答弁したところでもありますけれども、ちゃんとしたと言ったらはどうかと思っておりますけれどもちゃんとした市民農園をつくるとなれば相当な事業費も

かかるということを申し上げておきたいと思います。私どもも勉強のために秩父別の交流体験なつみの里等々に行って勉強させていただいているのですけれども、20棟、20区画それらを整備するに当たって4億円を超える事業費と伺っておりまして議員さんが押さえておられるように相当の事業費が掛かるから1棟か2棟ずつでも順序立ててやるといふことかもしれませんけれども、そうはいっても1戸ずつ作るということには許認可だとか色々のことがあるものですからそうはならないのかと、一定の規模をやるのかと。町としてそういうことで果たしてやっていけるのかどうか、そしてそれが町の優先課題なのかどうか、そういうことも考えていかなければならないと思っております、頭にある元気なまちづくりそういうことからいくとそういうことも含むのだろうと思っておりますけれどもなかなか理想系は分かりますけれども我が町の現在の施策としてはそこまで踏み切ることに私はとしてはならないと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 残念な回答でございますが、ただ、規模の問題ですかその辺は今市町村に限らずNPOであっても民間であってもそれらについてはクリアできる条件にあると私は勉強しておりますのでそれについては解決できる方法はあるのかと思っております。ただ、では現状にある町民農園の貸付けについては特定農地貸付規定に基づいて運用されていると思っておりますが、この中身は町外者の場合は不可ということで町民だけという形になっています。もう一つは営利を目的とするものについては使用させないという決まりの中で決まっていると思うのですがこれらについても農林水産省の見解の中では状況は変わってきておりまして町民以外の方の利用は可とする農園がたくさんできています。さらには営利を目的とする作物を栽培する行為を禁ずるというのではなくて自分で作って食べ切れないものについては販売ができるということも農林水産省の最近の通達の中に出てきています。それらの項目について改善を加えるという考えはないか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 議員からの今ご質問があった部分についてはまったくそのとおりでありまして私から答弁をつけ足すものではないと思っておりますけれども、1つの課題としてあそこの町民菜園も随分歴史が経ってきておりますからあそこも十分利用されていないという部分もありますし、さらに今後の活用だとか色々なことを考えると今もっている決め事を検討することは考えていかなければならないと思っております。余る農作物を売ってはならないと、営業という観点もあるでしょうけれども町外者はだめだということもあるのですけれどもそういうことも含めて全体的にもう一度これらの部分については見直し

を考えていかなければならないと思っております。それよりもなによりもかなり空いていますのでそこを利用する方法を考えていかなければならないと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 最後の7つ目ですが、自治会まちづくりビジョン地域計画の策定の件について伺いたいと思っておりますが、農村地区の振興こそが大事なことだと思っております。これらの策定計画がしっかりできた段階で町としてはこれらの策定後の対応を自治会の策定にあたってこれらを優先的に尊重していくのかどうかについて最後にお伺いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 考え方はそれぞれ自治会が決めて将来に向けて計画を練る訳ですからそれは大切にしていきたいと思っております。そして今つけたされたのだと思っておりますが特に農村部でというお話もございましたけれども町の中も同じだと思っております。色々な場所の中でも課題があると思えますし先進的な自治会もありますけれども岩崎議員におかれても自治会の重要な幹部だと思っておりますのでご協力を賜りたいと貴自治会についてもよろしくお願いをしたいとつけたしまして答弁いたします。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君の質問を終わらせていただきます。

次、3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 私からは美深町の観光振興及びそれらのPRについてお伺いをいたします。我が町美深町は観光資源というものに活路を見いだそうということで近年ずっと力を入れておまして、町長も色々な場所で美深町のPRをして観光化に力を入れているということをやって来ておられますのでその結果といいますか最近テレビや新聞等で美深町を取り上げられた場面をよく目にします。これは美深町に住んでいる私としても非常にうれしいことであり、今後に期待が高まる場所でもありますけれども、この観光振興について今後どのように進めていくのかということでお伺いをするものであります。今年には美深町のキャラクターでありますゆるキャラの美深（びふか）君・美深（みみ）ちゃんが2月のウィンターフェスティバルで初登場いたしまして、その後町内の各イベントや催し物等で活躍していることはすでにご承知のとおりであります。美深町の今後の知名度アップに活躍してくれるものと大変期待をしているところであります。しかし、せっかく美深町をそういう形で知って訪れていただいたお客様に対して町を車で走っておりましたも歓迎の意を表すものというのが割と少なくあまり目にしません。せっかく美深町を訪れてくれたお客さんに対して何か目につく形のものがあったらいいのではないかと思います。また、観光協会も特に今の時期というのは忙しいようで窓口になかなか人がおられない、用事があっても用が足せないという不在の日が多く何とかならないのかと思うことがあります。

ます。情報としてはインターネット等で発信しておりますので、美深町観光協会のホームページにはイベント情報でありますとか観光スポット、宿泊、飲食などの情報は記載されております。ただ、そのホームページの中に1点美深町観光協会ブログといたしまして「美幸の鐘の麓より」というものがあります。ここは美深町の観光情報はもちろん季節ごとに変化していく町の表情や旬の情報などを素早く発信できるページでありまして非常に見ているものとしては毎日見たくなるようなサイトであります。ここに関しては人員が配置されておりました3月までは月20件程度の発信がされておりました。4月以降に関しては4月は0件、5月は3件、6月は5件、6月は11日の締め切り日現在で5件だったのですけれどもその後は書き込みが進みまして今日現在で12件の発信がされている状況ですけれども、そういったことも含めて美深町のPRには色々なものが活用されているわけですけれどもやはりこのPR活動を観光振興を進めるうえで何とかしていきたい課題ではないかと思っております。

町長には次の3点についてお伺いいたします。

1点目、ゆるキャラの美深君と美深ちゃんは町内などのイベントなどで活躍されておりますけれども町の外から美深町をPRしていくということも大きな任務ではないかと思っております。今後、このゆるキャラの活用をどのようにしていくのかお伺いをいたします。2番目、よその町を訪れたときによく見かけるような例えば、ようこそ〇〇町へ、とかそういった歓迎の看板などを設置する考えはないのか。特に大通りの街路灯にはそういう表示物をつける仕掛けがすでに施されておりますのでそれを活用して、ようこそ美深町へ、というようなものを掲げてはいかがかと。また、そうでなくても町中の歓迎看板というものをポイント・ポイントに設置してみてもいかがかと思っておりますがそれらについてのお伺いいたします。

3番目、観光協会の体制は色々町でも手を打っているのは感じておりますけれども、今後さらなる観光の振興を図る上で体制の強化というものをどのように考えているのか、この3点についてお伺いをするものであります。

あとは自席の方でお伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 藤原議員から只今商工観光、美深町の観光振興とPR等についてご質問をいただいたところであります。まず、ゆるキャラの活用をどのようにしていくかということでもありますけれども、ご案内のように今年の2月の冬祭りで美深君・美深ちゃんをお披露目したところであります。その後の活用については5月のゴールデンウィーク

では道の駅で特産物を宣伝したり、望の森の桜祭り等々に登場していただいておりますし、機会のあるごとに利用しております。さらに、町外的にも滝上の芝桜に出向いてPRをしたり6月にはJRの旅行企画で美深駅でのお出迎えということもやっていくようお願いしたいと考えております。また、7月にはサッポロビールが主催します道産子感謝デーでそういう市町村のPRコーナーにも出演をさせたいと思っておりますし、日本ハムファイターズ観戦ツアーでも美深町をアピールすることになっております。先般、テレビの取材等もありましてそういうところでもキャラクターを出したところでございます。今一生懸命努めておりますけれども今後も町内外を通して各種イベント等で美深町のPR役を効果的に努めてもらうべく段取りをしたいと、またそういう取り組みにしていきたいと思っているわけでございます。

次に、大通りの街路灯などに歓迎の看板を設置ということでございますけれども、町のPRについては目にするものが少ないということでもありますけれども自慢はいたしませんけれども我が町として観光行政、特にPRで、ようこそ、とは書いておりませんが街路灯に観光バナー等々を下げながら一生懸命やっているわけでありまして、我が町としては美深町のPRを一生懸命やっているというご理解をしていただければありがたいと思います。しかし、これで十分かと言われればそうは思っておりませんのでさらに努力をしていきたいと思っております。そこで、具体的に、ようこそ美深町へ、という話がありましたのでこの、ようこそ美深町へ、という看板のかけ方といいますか、バナー的なものがあるのでしょうかけれども多くは全国的なイベントだとか全道の大会であるとか大きなイベント等を行う際にはそういうものも必要になってくるのかと思っております。また各商店街、商店・飲食店についても歓迎のものをよく旅館などでも貼ってありますがそういうことも考えていかなければならないと思っておりますけれども、これらはいずれにしても行政だけではやれないということで民間の取り組み、観光だけということにはなりません。さらに商店街の取り組み等々があるわけでありましてみんなでどうしていくかということについて考えていかなければならないのではないかと考えているわけでございます。それと、最後にありましたけれども観光協会の体制強化、観光振興についてということでございました。観光振興についてはご案内のように今年から北いっしょ推進協議会の事業展開という形で体験宿泊プランの受け入れ窓口を担うということで上川北部地区の教育旅行の誘致に向けた将来の誘致に向けた取り組みをすることになっているわけございまして、それらに対応するための予算等についても本補正予算で提案をしておりますのでご理解をいただきたいと思っております。さらに、地域おこし協力隊、これらの部分についても2名増員をいたしますので観光協会等とも連携を図りながらお一層の観光振興を推進してまいりたいと

思っております。ブログ等については議員も押さえておられるようでありますから私の方から数等については申し上げることを避けたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 1番目のゆるキャラの美深君・美深ちゃんですけれども町長がおっしゃったとおり町内ではたくさん見かけて町民からは知名度が上がったといいますか美深のキャラクターということで認知はあるようですけれども、外にいったときには美深のキャラクターだというのはまだまだそこまで浸透しているのかという気がしないわけでもないようですが、人形の形になっているので名前が美深君・美深ちゃんという美深町の名前が直接入っているものですから特に他所にいったときなどは名札をつけて美深というものをアピールできるのかと考えているのですけれども、そういう意味でも先ほど言ったように町外から美深というものをPRする良いキャラクターなのかと思います。ただ残念なのは先ほど言った名前の部分とこれは2体あるわけでどうも移動を考えたときには当然2人でいかなければならない、またサポートも含めて3人は必要になってくる部分がありましてそういった部分での経費だとか行動範囲というものがどうしても限られてしまうのかということで、本来であればもっと色々なところに行ってPRをしていただきたいところなのですけれどもそういった部分で予算の部分だとかで多少制約はあるのかという印象を受けるのですけれどもその辺に関しても予算的な部分も含めて十分外に出ていけると捉えて良いのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 予算だとかそういうことについては議員はだいたいおさえておられるのかと思っておりますのでその範囲内で一生懸命やりたいと思っているわけでありませけれども、ある意味では予算も含めて頑張れという話にも聞こえてきましたので考えていかなければならないかと思っているわけでございます。また、こだわって双子にしている美深君と美深ちゃんでありますのでサポートの方も連れていかないとなかなか大変でありますから経費もかかるわけでありませけれどもその辺のことも考えながら活用に向けては努力をしていきたいと思っております。ただ、本体の美深君・美深ちゃんのゆるキャラをもじった色々な宣伝媒体のものを作っております。例えばパンフレットであるとかお菓子の包装紙であるとか色々なものに活用してそして町が発信するもの、さらには民間が発信するもの、今のところあまり規制する方向を打ち出さずみんなに使っていただく方向でいるわけでございます。そこで町内的にも色々検討を加えていただいて軽のバイクのナンバーがあるのですけれどもナンバーを更新する場合にナンバーの横に美深君・美深ちゃんをキャラクターとして入れる段取りを進めているところでございます。バイクであります

から50・90・125とあるわけですがけれども町内をこれから走ってくれることになるのかと、そして更新しない方でも新しくキャラクターのナンバーに取り換えてほしいという方にも対応していくということを考えるなど色々なことを役場内も検討しているということをご理解いただいております。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 今町長の答弁の中であまり規制を設けず自由に使っていただきたいという発言がありましたので私たちも使う部分に関しては色々気を使ってどうなのかということも必要なかと思っていたので、その辺に関しては使いたいものが自由に個々の分野でPRに利用できると考えてよろしいのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 細かいことまではおさえていなかったのですが一応使っていただく決まりはあるそうですがそんなに難しい決まりはないそうです。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 色々規定はあるようですけれども自由に使える環境にあると理解をしておりますので、せっかく作った良いキャラクターですので我々もPRに有効に使わせていただこうと思っております。町の中でも先程言った2体の部分だけではなくて色々な部分に使っていかうという考えがあるようですので今後のゆるキャラの活用については期待をしていきたいと思っております。

2番目に移ります。先程、美深町へようこそ、ということで特に構造的にどうなのかという形はあったのですが、せっかく町に来て確かに美深は色々なところの案内看板というのは結構充実していると思うのです。こちらに行けば函岳ですよ、右に行けば松山湿原に行けます、という看板はあるのですけれどもそれはそれで観光地の方向づけというのは良いのですけれども、店屋さんの中で考えると入ったときにまずいらっしゃいませということから入るわけですが、美深町は高規格道路もできまして40号線を使ってわざわざ来てくれたお客さんに、ようこそ美深町へ、というのがあってそれから観光案内というものになってもらいたいと、そして来てもらった人にまた美深町に行きたいと思ってもらえるよう何とかしたいという思いがあるわけですが、もう一度その辺に関して町としてそういうものをもう少し検討できないかということでお願いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 町として検討できないかということでもありますので大いに検討したいと思っておりますけれども、この議論というのは観光協会さらには商工会等とそれぞれの事業所等と同じ議論を同じ目線で色々やってほしいと思っております。この議場の中

で一般質問の中で私と議員とやるだけではなくてこれは商工会なり観光協会なりそういうところで大いに議論をして町の雰囲気を作ってそして町の予算をどうつけていくのか、作っていくのだという議論になってもらえれば私としては非常にありがたいと、その辺の段取り、仕組みを私の方から議員にお願いをしておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 逆に課題をもらった形になりましたけれども、この件に関しては美深町の観光ということで一步踏み出していこうという大事なことだと思っておりますので今の課題は私の課題としてもその辺は取り組んでいけるものがあれば町の方に色々と意見をお伺いしようかと考えておりますので2番に関しては町としても全く無関係ではないととらえておりますのでどのような形が良いのかも含めて具体的な提案ができるよう私の方も今後取り組んでいきたいと思っております。

3番目、観光協会の体制でありますけれども先ほど教育旅行の受け入れだとかここ何年間か色々なことに取り組んでこられてすごく頑張っているという印象があるのですけれども、故に体制は今のままで大丈夫なのかと、何とかならないのかと思っている次第であります。地域おこし協力隊も当初色々な予算をつけて人員を配置すると伺っておりますけれども観光協会の人員としてどのくらいの戦力としてやれるのかというのが他の業務もあるそうですので実際のところどういう形で加われるのか、心配に思う点はあるのですけれども、その辺に関しては今後これから人選等が進んでいるのか途中だとは思いますがけれども戦力として当然なっていかなければならない部分であると思うのですけれどもその件に関しては間違いなく観光協会の人員として窓口につける時間が増えるとかそういう期待の持てるものなのか、お伺いたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 観光協会とこの辺については色々相談をしながらもちろん新しく活用する協力隊の部分については観光行政だけを進めるものではありませんので総合的なものもありますし、色々なことがありますので色々相談をしていくことになるわけでございます。一般質問でありますから観光協会とこれから進めの作業をやっていくのだということでご理解をいただきたいと、ただ、観光行政だけで協力隊を入れるわけではありませんのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 町長から一般質問なのでこと細かい部分という指摘だと思うのですがけれども観光協会との対策の中で今回補正の中で交通ターミナルについては補正が上がっている部分というのがそういう体制づくりの一環なのかと思っておりますけれども、状況

として私どもはわりと早い時期から観光協会の対策ということで進められないかということを書いてきたこともあるわけですがけれどもやっと具体化してきたわけですがけれどもまだまだ始まった時点でこれからというところだと思えるわけですがけれどももう少しスピーディーに進めてもらえればありがたかったかという気がするわけですが、そうではないという意見もあるかもしれませんがその辺に関しては今回補正がつく中で観光協会の体制は少しずつ上がっていくと考えてよろしいでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） よろしいのではないのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 観光協会は事業を取り組んでいく中でこれは今後の課題だとは思いますが協会自身が自主財源を確保して運営の幅を広げていくという道もあるのかと思うわけですが補助金ですべて運営されておりますけれども観光協会独自で何かそういうものを確保して、例えば先ほど言った状況によってはブログ専用の人をそろえとかそういう道も考えられないのかと思うわけですがその辺に関しては町長はどのように思われるのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 観光協会の内部の話は相当されていると思いますので、うち町でありますので色々な指導的な相談そういったものは考えていかなければならないと思いますけれども、そのところまでは今のところを押さえておりませんし観光協会は会員さんもおりますから会員さんに自主財源を募るのかもしれませんがそういうところまでは具体的には扱っておりません。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） わかりました。観光協会の中で色々な人員が増強されるということで多少解消するのかもしれませんが事務業務と企画業務というものをもう少し上手に振り分けることができないのかと思っております。観光協会の方は企画の方に専念できないのかと考えているわけですが、町の方の商工観光課も人数が少ないのでその辺はお互いやりとりの中で分担をし合える部分はあると思うわけですがその辺の考え方といいますか事務的なものをもう少し別なところで分担をするということも同じようにまた観光協会内の問題だといわれるかもしれませんがそういう流れの人員配置ということも検討できないのかと思うわけですがいかがでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 藤原君に申し上げますが、通告の趣旨にのっとって質問をしていただきたいと思います。

答弁はありますか。

3 番 藤原君。

○3 番（藤原芳幸君） 色々と質問をさせていただきましたが観光でとにかく美深町を何とか独り立ちとは言いませんけれどもPRして美深町にお客さんが少しでも来てもらえるようにということは今後の大きな課題のひとつではないかと思っております。町長はいつも美深町のPRをしておられるということに関しては私自身も全く同感と思って私も色々なものに参加しながら少しでもお役に立てればと思っておりますけれども、その思いの中で美深町の観光がさらに充実できるようにということで色々質問をさせていただいたところであります。先ほど言った色々な課題は私どもも含めて感じましたので今後美深町の観光のために色々な形で協力をしていきたいと考えております。町長に最後にお伺いしたいのは、まず、美深町の観光の魅力といいますかそういうことで先ほども岩崎さんの時にもあったのですけれども、農村の魅力ということが随分最近はお出てきて美深町もやはりその中のひとつではないのかと思います。何もなかったものが逆にすごく魅力になってきているという部分も感じているわけですがこれは質問の趣旨とは離れますけれども町長もそういう思いでPRをしてきておられるのではないかと思います。私も今後観光に関して色々なことを調べていく上で参考になればと思いますので町長の美深町の魅力といいますかそういったものに関して感じているものをお聞かせいただければありがたいと思っておりますのでこれを聞いて最後の質問としたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 何十年前と言ったら語弊があるかもしれませんがここにきて観光というものが非常にクローズアップしてひとつの町の事業ということになってきております。特に上川の言えれば中央部さらには富良野線のように20年くらい前には今の形ができていて非常に時間はかかったと思っておりますけれどもたくさんの観光客・入込み客また宿泊客等々を迎えることになってきているということで地道な努力があったのだと思っております。もちろん自然の川だとか山だとかそういうものがあってただ今言われるように農業の宿泊体験だとかそういうもの、それから花だとかがあの地域で作られてきてそれらがひとつの観光客を受け入れる土壌になってきているということを目にするときに非常に道北一帯は遅れておりますけれども10年かかるか20年かかるかわかりませんがそういうことに目をやりながら努力をしていく必要があると思っております。そこで、やはり自然の山・川だけではなくて磨くもの、作るもの、そして育てるもの、育てるものの1番大事なものは人材だと思っておりますけれどもそういうことをみんなで考えていければ良いなという思いを申し上げて答弁いたします。

○議長（倉兼政彦君） 以上で藤原君の質問を終わります。

これから休憩に入ります。

再開は13時といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（倉兼政彦君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 通告してあります学校給食問題につきまして一般質問をしたいと思っております。

私ども議会は特別委員会を立ち上げまして過去に10回議論をまいりました。先進地の視察をしつつ学校給食実施について具体的な計画などに踏み込みながらも議論をまいりましたけれども今日10回を数えましたけれども特別委員会の中では意見の一致をみないまま解散となったところでございます。そこで、個々で対応すべきという委員会内のまとめとなりましたので私は特別委員会の中で色々議論をしてきたものの中から教育委員会としてどのように今日まで対応して下さったのか、その点について質問をまいりたいと思っております。

まず1点目、この学校給食につきまして町民・保護者・教職員に対して今日までどのように議論してきたのか。まず1点目、給食センターの建設場所について。次2点目です、地産地消の取り組みの実施方法について。この件につきましてはたくさんの要望書が出されていると思っております。それらの方々ともどう議論を進められたのか。次に、給食にかかる経費についての説明をどのようにしてこられたか。それから、本町の食育推進計画が出されております。24年の3月にまとめられて私どもにも配布されておりますけれども、この中で食育に取り組む推進が出されております。このことから給食センターを基地として美深町の食育に関する取り組みをすべきと思うわけです。そのためには、給食センターを子どもたちだけのものではなくて町民全体のものとする必要があるのではないかと。そのためには見学スペースはついておりますけれども、そこで議論をする場というか会議室的なものが全然設計されておられません。この辺はどのようにお考えなのか。それから次3点目は、学校給食準備委員会の設置について、私はまず一番先に疑問を感じましたのは中学校改築特別委員会の中でこの学校給食が議論されてそして学校給食を取り組むことにした

ということに大きな疑問を持っている1人であります。ここから私は教育委員会の意見と私の意見がボタンの掛け違いと言われても仕方がないかもしれませんが、議論のかみ合わないところなのです。ですから今日学校給食準備委員会をどのように設置されたのか、一般公募されたのか、それから今日まで学校給食準備委員会の進めに対して公開をしているのか、調べたところそれが見当たりません。

それから、せっかくホームページを作っておりますけれどもこれらのことについて教育委員会は一切公開していないわけです。なぜ公開できないのか、その点についても伺ってまいります。

あとは自席にて伺ってまいりたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 只今、藤守議員から学校給食の進めについてのご質問をいただきました。学校給食の町民等に対する説明ということについてはこれまでも広報紙や色々な会議等を通して説明をしてまいったところでございます。特に、昨年9月の定例会において特別委員会の中間のまとめとして実施についての報告をいただいたところですが、その後においては特に学校関係者・保護者をはじめ多くの方々に各種会議等色々な集まり等の中でその状況についてご報告を申し上げてきたところでございます。また、特別委員会の状況等につきましてもこれまで新聞等でも多く報じておられますので広く周知されていると考えているところでございます。今、建設の場所の問題ですとか地産地消の問題ですとか経費の問題、これらについてはこれまでの特別委員会等の中で十分説明してきたと考えておりますのであえてここで再び説明するという事は控えさせていただきたいと思っておりますけれども、そういった状況を踏まえて平成25年度本年度に入ってから特別委員会としての一定の議論を踏まえて町民に対しては広報紙等を掲載するとともに町ホームページ等についてもこれらの状況については周知を図ってきているところでございます。また、本年度PTA総会等各学校にお邪魔をして教育委員会としての説明を申し上げてまいりました。この中では特別委員会の中で出された色々な課題等についてお話しをするとともに基本的な考え方についてご報告を申し上げ、給食の実施についての説明をしてきたところでございます。

次に、食育推進計画を基にして給食センターを基地として中心に考えるべきではないかと、その中で質問通告でいけば団らんのできる場という話がありました。今のお話しでいけば皆さんが集まって議論ができる場所があってもよいのではないかとのご質問でございますけれども、食育の中で給食センターが美深町全体の食育の中心であるべきなのかどうか。食育の基本的な部分については子どもたちに教えるということは大切なことだ

と思っております。ただ、それに限らず例えば健康関係の分野、それから農業関係分野、幅広く推進されていくべきだろうと思っております。その中で給食センターが中心になることは適正なのかどうなのか。やはり教育という視点の中でそこを中心としてやっていくべきかと、給食センターそのものにやはり多くの人が立ち入るということはなかなか許されていないという状況もありまして、それから今協議をしていますセンターの面積の問題等もあります。そういったことを考えますと給食センターの中にそういった場所を設置するという考え方には至っておりません。

学校給食の議論の進めについてでありますけれども、中学校の建築・建設に伴う委員会を町民のご協力をいただきながら設置をさせていただきましたけれどもその中では中学校ということではなくて中学校と学校給食この2つを柱として議論させていただいたということでございますのでその点については既に何度もご説明を申し上げているとおりでございますのでご理解いただければと思います。今後の準備委員会の設置でありますけれども、これについては今設置をすべく準備を進めているところでございます。その中で一般公募を考えているかということでございますけれども具体的にどう進めていくのだということが中心になってくるかと思っております。色々な方の知識をお借りをしたいと思っておりますけれども公募という形は考えておりません。それから、これらの協議状況については可能な限りホームページ等、広報紙もそうですけれどもお知らせをしていきたいと思っております。今、町のホームページに学校給食の分を公開しておりますのでご参照いただければありがたいと思っております。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 今、教育長の方から答弁をいただきましたけれども、まず1点目、給食センターの建設場所について町民・保護者・教育委員あるいは教職員がどのようにとらえているか、中学校という場所が決定されて既に出てきてしまっているわけです。私たちが本来は建設場所をどこにするのか、どういう方法でやるか、経済的にあるいは教育的に給食がどういう方法がベターなのかという議論がなしにいきなり中学校の改築に合わせて中学校敷地内に建設したいという、それが決定的なことでは出されてきているわけです。給食は賛成しましょう、しかし、諸々なことについてはしっかり議論した中で進めましょうと。その中で給食の設置場所について議論してきたわけです。なぜ中学校なのか。食の大切な一番の時期は私は小学生と考えていたわけです。それが中学校にセンターを置き、中学校から配送だと、その理由としてあげられましたのが、中学校に敷地があるから中学校にしたと、そして中学校の改修と併せてこの建物を一体化にしたいという答弁をい

ただいたところですが。しかし、教育的観点からいいますと中学校は3クラス、小学校は6クラス、その中で食教育を小学校から進めなければならないところにおいてその教育が実践できるかというマイナス面が随分あるのではないかと、そのことが私は一番のネックになるのではないかと、そういう問題をどう解決していくのかお聞かせください。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 基本的な考え方として中学校に建設をしたいと、そしてセンター方式で考えたいという基本的な方針を申し上げてそれについては特別委員会の中で十分議論された部分だろうと思っております。私どもが要請をされて説明をした後の特別委員会の議論というのは残念ながらどういった議論がされたのか。この部分が新聞等で報告されている状況なのだろうと思えます。ひとつの私どもの考え方としてそういった説明を申し上げてきているわけでごさいます、それらが本当に適切か不適切か、その辺は特別委員会の方で十分議論されたことだろうと思っております。そういったことを踏まえながら、特に場所の問題については今議員がおっしゃられたとおりそういったこともひとつの要因として説明をさせていただきました。また、常々町長も申し上げているとおり町全体の町並み含めて、さらには特別委員会でも申し上げましたけれども法的な縛りの問題、そういったものをトータル的に考えて中学校にさせていただきたいということをご説明申し上げたところでごさいます。議員がおっしゃるとおり小学校段階で食育というのは言われるとおり大切なものだと思っております。給食センターは日常的に子どもたちが出入りできる施設では残念ながらありません。ただ、やはり言われるとおり少しでも身近な場所でその部分の教育効果が中学校に置くよりは小学校の方が良いだろうということについては同じ条件の中で中学校だ、小学校だと、どちらを選ぶのだと言われたときには確かに今言われたように小学校の方がよりベターであるということは基本的に私も認識をしているところですけれども、そのことが中学校へ持っていったことによって、では、大きく害されるのかというところではないと思っております。ものの状況等を踏まえた中でうちの場合はどこに置くことが適切なのかということ考えた中で判断だということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 今、教育長は同じ条件であるならば議論もできるだろうと、しかし条件が違うために中学校に設置をお願いしたと、私はそれは違うのではないかと思うのです。この件について本来は先に学校給食特別委員会というものを立ち上げて給食をどうするのか、アンケートをとった結果少ないアンケートの回答だったけれども実施に向けて進みたいといったときに結論をそこで出してしまうということがおかしいことなのです。

特別委員会をつくって立ち上げて場所はどこが良いか、どういふ給食にしようか、住民の要望をどうとらえようか、そういうものがあって初めて基本設計あるいは実施設計というものがなされていくはずなのですけれども、そういう議論がないまま中学校の改築に合わせて学校給食問題を立ち上げそこで結論を出してしまっているわけなのです。その辺がかけ違えているわけです。本来はそのことをもってこういう住民からの要望で結論が出たのでそれではどうしようかという考えがあるのならともかくも、それから小学校と中学校と同じ条件でなかったというのは何かということやはり建設用地が学校敷地内と準工業地帯でなかったためにそれができなかったと、それではその努力をされたかどうか。議会全員が反対あるいは学校給食は小学校にやるべきだと言った時にはその準備ができていたかどうか、それも聞かせていただきたいと思います。たまたま学校給食の設置場所については議会では結論を出しませんでした。議論はしましたけれども中学校が良いとか小学校が良いとかという結論は決めておりません。そうですね。結論は出していないのです。出さずに解散をしたのですから。教育長は小学校に学校給食を持っていくためには余分に経費がかかるのだと、3,000万円という経費が余分にかかるという3,000万円近い経費が余分にかかることによってやはり断念せざるを得ないという説明もされました。しかし、今日学校給食の実施設計に関する考え方が出された中で当初全体予算が3億5,000万円という予算が今回出された中でもうすでに4億700万円の経費になってきております。それから先ほど前回の臨時議会でも議論しました中学校の改築問題では1億1,000万円という金額が上乘せされたところです。この経費はどのようににはじかれて4億円という金額になったのか私も分かりませんがやはりこういう問題が出てくるのですから学校給食特別委員会を先に立ち上げて議論をしていかなければならなかったのではないかと返す返すも残念でなりませんけれども、とにかく私はこの小学校・中学校のメリット・デメリットについて教育長はどのようにとらえているのか、この際はっきり聞かせていただきたいと思います。学校給食をやるからには今までやってこなかったのですから経費のかかることは当然覚悟しなければならないと町民も考えていると思うのです。その中で行政も踏み切ったのだと思うのです。私は教育委員会の姿勢がもう少ししっかりとしていなければこの先大変なことになるのではないかと思うのです。とりあえず学校給食についての中学校・小学校におけるメリット・デメリットについて聞かせてください。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 特別委員会が先なのか何が先なのかという議論をしたわけですが、特別委員会の席でも繰り返すような話をして申し訳ないのですけれどもやはり議員さん方の総意といいますかそういったことは私は大切だということをお話し申し上げ

たつもりでございます。そういった中で昨年の9月に議会としては実施をすると、私どもからひとつの考え方として提案させていただいたものに対して議会としての方針を持った中での話しをいただいたかと言いますと残念ながらそういう形にはなっていないと、そういったことを踏まえる中で、一定の考え方を私どもが申し上げたものについてゴーサインを出していただいたという認識をしているところでございます。確かにそれぞれの皆さんで感じ方は違うのだろうと思っておりますけれども、そういった理解をして進ませていただきました。ですから基本設計についても議会の議論は一定程度ついた段階、昨年の9月に補正をさせていただきました。そういったことは皆さんそれぞれ議論をいただいた当事者ですから十分その部分については認識をいただいていると考えているところでございます。給食についての小学校・中学校におけるメリット・デメリットは給食センターという位置づけの中では残念ながら大きなメリットとデメリットで差が出るかというところは私にそこまで大きなものがあるとは考えておりません。日常的に子どもたちが自由に給食センターに出入りをしてそういったものを勉強させていただける状況があるかというとなかなかそうではないと思います。今回の基本設計の中で見学スペースを設けるにも道教委からはドア等をつけて内部の方との接触をしないようにという指導もいただいております。そういったことを考えるとそのことによって後々の指導に大きく差が出る、そういったことは今の段階私の段階としてはそういう認識には立っておりません。そのところをご理解いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 給食における教育のメリット・デメリットを私はこのようにとらえております。教育長はどのように返してくれるかわかりませんが、小学校の敷地内にこの施設があるとなしではおのずから違いが出てくるのです。中学校にセンターが設けられた場合には小学生は移動して見学をしなければならないわけです。移動して見学をしてまた戻ってきて学校給食の食についての勉強をするという時間的なロスもあります。子ども達にそれだけの負担もかかってくるわけです。教員にもそれだけの負担がかかるわけです。また、栄養職員がどこに配置されるか分かりませんが栄養職員の移動等も考えなければならないわけです。小学校に建設されることによって子どもたちが自ら食缶を下げなら、ごちそうさま、あるいは、いつもありがとう、というそういう身近な中で教育、食に対する感謝の気持ちが生まれてくるわけです。そういう意味ではやはり食は小学校から中学生が見学に行く時間があるかないかわかりませんが中学生になりましたらもう既に本来は自分たちで作ってもらったおかずを詰めて持ってくるぐらいの子どもに成長するのが本来だと思うのですけれども、中学校はとにかくそういう時間的な余裕など

ないような現状ではないでしょうか。実際に改築と併せて3,000万円近いお金が小学校には余分にかかるのだといいますが長い目で見ましたら私は教育効果は大だと考えている1人です。それから、中学校と一体化にして建設をしなければならない理由のその中に美深町の顔となるような施設にしたいという発言もされた経緯がありますけれども、私はそれは別だと思えます。給食センターは給食センターとあるべき姿がありますのでそのような考えはおかしいのではないかと思うのです。ですから、その点について教育委員会としてどう議論をされたのか私は知りたいのです。これまで教育委員会でこの問題についてこう議論をしましたという本音がなかなか聞けなかったものですから、ましてや各新聞社で報道されておりますと教育長はおっしゃいました。北都新聞と名寄新聞とでは記事が全然違っております。町民はそれを読んでどうとらえたでしょうか。ある父兄はこう言いました。私どもには何も難しい説明はありませんでしたと、何でもいから早く作ってもらいたい、そうしなければ子どもたちが卒業してしまうと。そういう父兄もおりましたから教育委員会がどのように詳しく父兄に説明をしてきているのか。例えば、給食費が230円とします。190日それを3人の兄弟がいた時には年間10何万円の給食費を払わなければならないということ自体もお母さん方は実際に現実に受け止めているのかと、私はPTAあるいは町民にそういう議論の内容が行き渡っていないというのが事実だと思っているのです。違うでしょうか。議会で議論されているほんの一部だけが新聞報道あるいは議会誌にも載せておりますけれども紙面に制約がありますので詳しくは述べておりませんが、やはり議論不足という部分が多々あるのではないかと思うのですけれどもその辺をお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） メリット・デメリットのお話をいわれましたけれども、強いて言われた移動にかかるデメリットは確かに言われるとおりのことはあるだろうと思えます。ただそれが日常的に頻繁にそういったデメリットが出るかというところとそういった課題ではないと思っています。それから、栄養職員の問題についてはこれはどこの学校に配置されようともそれぞれの学校は食育に関わる指導をするわけですから移動をする、それからそういった時間を割く、これらについてはどこの学校であろうと同じだろうと思っています。そして、子どもたちが自ら食缶を出してきてそして返していくと、これは例えば美深小学校に給食センターを作ったからといって子どもたちが直接そういった形になるかというやはり食缶等を保管する場所からの出入りでありますから議員がイメージされているような形にはなかなかならないのかと思っております。特に、どうにかランチスペース等ができないかと考えておりますがそういった部分を考えてときにセンターに行って持って

くるとかそういう形にはならないと思われま。これについてはこれからの議論ですからどういった形にしていくのか、そういったことがあるのかと思っております。それと、先ほどもお話しがありましたけれども特別委員会の中で小学校と中学校と比較したときに3,000万円の差が出ると、これはひとつの試算でございます。あの時にもそれだけの差は出ますというお話を申し上げましたら、必要であればそれが大きな障壁になるかどうか、これは藤守議員も言われたとおり私もあの時答弁をしました。それだけが大きな課題ではないということをお話し申し上げているわけです。ただ、一つの要因としてはそういった小学校・中学校の場所によって差が一定程度は出ると、ただ、そのことを含めてやはり先程お話しありましたけれども建設費の問題等は昨今のこういう状態ですからまだまだ色々な動きが出てくるだろうと思っております。その辺は十分注意をしながら協議を進めていかなければならないと思っておりますけれどもそういったことをまずご理解をいただきたいと思っております。教育委員会の議論としてどうだったのかというお話しでありますけれども、教育委員会は最終的に一定の方向を出したことについてご報告を申し上げるわけですがけれども具体的な議論についてはどうだったのかというお話しがあれば今色々ご指摘いただいたような議論の部分含めてどうだったのかという議論もございました。そういったことを整理をしていく中で今美深町として考えられる給食方法としてはこういった形だということをご報告を申し上げてきたところでございます。それから、特別委員会の状況についても新聞等でこれだけ違いがあるのだというお話しを申し上げてそれは多分今年の最初の特別委員会のお話しが大きいのではないかと思います。私も新聞を見てそれについてどうなのだと、私どもも特別委員会の議論については参加をさせていただいておりませんので正直言ってこれはどういう結論なのだとということを感じる部分もございます。記者の方がどこまで取材されたかによって大きく変わったのだろうと推測ですけれども感じるところでございます。そういった部分ですべてがすべて適正な報道がされているかということそれはそうではない部分もあるのかもしれませんがそれはお互いに気を付けなければならない部分だろうと思っております。また、給食費の問題についてはこれからの議論でありますけれども北海道の平均的な数字だとかそういったことについては4月のPTA総会についても1食いくらという具体的な数字も全道的にはこういった平均ですよというお話しを申し上げてきております。幸いにPTAの皆さんにはたくさん来ていただきまして話を聞いていただきました。そういった部分では一定程度の認識はいただいているだろうと思っております。いずれにしてもこの部分については今後の議論でございます。特に、最終的には色々な工夫をする中で議会の皆さんともこの辺については協議をさせていただいて最終的な方針を出していきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） それでは次に進めて参りたいと思います。次の問題です。地産地消の取り組みの実施方法について現在はお伺いしたところによると実行委員会の立ち会いができていないということでこれからだということでの問題がどのように進んでいくかということは推測でしか話が進んでいかないのかと思うのですけれども、要請文がออกมาして地産地消の取り組みを進めてほしいという要望が出ているわけです。その中で地元産をどのように確保する考えでいるのか。それから地産地消ですけれどもこの部分、本町の商店街・商工会とどのように今日まで議論をしてきたのか。それから基本的な考えの中で基本方針として教育委員会は町の活性化につながる新たな職場の確保が学校給食にも当てはまるということを出されております。調理員7名、この方々を新たに採用して学校給食センターを進めていくわけですけれども、たぶん町民の中ではこれが正職員などはあり得ないだろうと、多分みんなパートでということになるのではないかと、そのようなことで長いことお勤めする方が何人いるだろうかという心配がされるわけですけれども、私はできることならほとんどが女性だと思うのです。やはり女性の職場を確保する意味で正職員として雇うくらいの気持ちで学校給食を進めてもらいたいと思います。そのように望んでおります。美深町は全道でも数少ない最後の学校給食の取り組みだと思っております。日本一の学校給食をするためには職員の充実をぜひ望んでいるひとりです。そのことについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 地産地消の関係ですけれども、今議員のおっしゃるとおりこれからの議論になります。私の思いとしてやはり地元の食材は最大限使えるように努力をしていきたいと思っております。そのことをいかに確保していくかということが大きな課題だろうと思っております。今、地元の食材が地元でなかなか買うことができないという実態があるのだろうと思っております。なかなか地元のお店屋さんで地元の食材が全て並んでいかないと、農家のお母さん方の努力で販売されたりとかそれから町の中でも色々な市場を開いて売ったりとかという努力はされておましてそれは本当にありがたいことだと思っております。ただ、ではそれがストレートに食材確保につながっていくかというとなかなか大きな課題があるということで今回の準備委員会の中でも商工会関係それから農業関係で特にそういった方に入っていただいてその流通等についていかに対応いただけるのかそのような議論もお願いしたいと思っております。それがどこまでできるのかできないのか、一定程度までできないとすればどう確保していくのか、そういったこともしっかり議論していきたいと思

います。ただ、イメージとして地産地消すべて、100パーセント地元のものでやれるのだというイメージをもたれる部分がどうしてもあるのですけれどもなかなかそうはいかないと、食材は季節季節のものもありますし、では今アスパラの季節だからといって毎日アスパラがよいのかということではないと思っておりますけれども、色々工夫をしながら地元の食材を子どもたちに感じられるような形で取り入れていけるような段取りをしていきたいと思っております。それから、職員の関係ですけれども以前に説明させていただいた経費の職員の積算は臨時・パートさんでの積算でございます。そういった部分で経費を抑えていくとすればそういったことにならざるを得ないと思うのですけれども、ただ、今言われる部分を色々な分野で臨時・パートという部分があるわけですけれどもこれが本当にそれでよいのかということについては私の思いとしては、感じ方としては、そういった部分は感じる部分はないわけではないのですけれどもそれらの部分についても町の財政含めてどこまで許されるのか色々なことを検討させていただかなければならないと思っております。今全てを職員にするとかどうするかということは申し上げることはできませんけれども、議員がおっしゃられる部分というのは私も感じる部分も一部ございますので色々な許される範囲でどのようにできるのかということを十分協議していきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 地産地消について誤解のないようにお願いしたいと思うのですけれども、すべてが美深町で採れるかといったらそういうことではないのです。そのことはよく理解しております。そうではなくて商店街で利用できるものは確かに地元で買えば高くなるかもしれません。味噌・醤油・砂糖そういうものは地元でできるだけ活用しようというそのくらいの意気込みで学校給食をやっていただきたいと思っています。今、私どもの町を見ますとほとんどが町外からです。残念なことに去年多額な補助金を出して建てました育成園も野菜とかそういうものは地元で買い物をしているようですけど他は全部よそからの購入に切り替わったそうです。今までは地元一辺倒できたのですけれども切り替わってしまったと、確かに経費がかかることは分かります。ですけれども、子どもの教育、食の教育をするためにはお金を惜しんではやっていかれないと思うのです。ですから、経済するところはしながらもやはり地元の活性化にもつながるような施設にしてもらわなければ、町民も負担するわけです。父兄だけが負担するわけではないわけです。その辺をよく理解してもらう必要があるのではないのでしょうか。私はこの地産地消に誤解をしているのではないかと思ったものですから、地元でとれるものは必ず使用するそれはわかります。そうではなくてやはりそういう工夫をしながら地産地消を進めるべきだと思っ

いる1人です。そのことについて答弁をいただきたいと思います。それから、学校給食の準備委員会の設置について先ほど一般公募はありませんと、なぜ一般公募をしないのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 先ほどの説明が少し足りなかったのかと思うのですが、そういったことを含めて商工会に入っていただくというお話を申し上げたつもりでございます。ただ、ご認識をいただきたいのは食材料費がかかる経費、調味料を含めてこれはすべて保護者の負担ということは大原則です。そのことによって給食費が大きく左右されていくということを十分ご認識されていることだと思っておりますけれどもそういったことを十分考えていかなければならないと、その中で給食費をどうするのかという議論になってくるのかと思います。ですから、先ほど給食費については議会の皆さんとも協議をさせていただきたいというお話しをした部分はそういったことがあるということでご認識をいただきたいと思います。それから、準備委員会の関係です。一般公募を入れるのか入れないのか、先程申し上げたとおり具体的に関係するものはどうしていくのかということが協議のベースであります。一般公募は誰でも良いのかということになってしまうのですけれども、なかなかそういう性格ではないと思っております。色々な給食をつくっていくために色々な人の考え方や意見を聞いてしっかりやっていくという趣旨の一般公募ということだと思っております。そういった部分で、例えば置戸でやっておられた佐々木トミさんこういった方が今名寄大学の非常勤講師をやられておられるようでありますし、可能な限り色々な方の準備会として意見を聞いていくような努力をしていきたいと思っております。ですから、そういったことを踏まえながらやはり具体的な協議をする場になっていきますからそういったことが協議できる方々をお願いをしたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 色々な方が入ってはじめてこの施設が自分たちのものとして住民も自覚するのではないかと思うのです。新聞報道で、士別市が近隣の学校改築に対して地域住民・教職員・市民から意見や要望を受け入れるワークショップ形式で市と設計者と意見交換を2回ほど薦めているという新聞報道がありました。さすがにすばらしいなと思って地域の学校として住民も自ら意見を出しながら将来に悔いのない学校をつくってきたいということで地域も参加しているわけです。それから、名寄市が文化センターを建設するにあたって、また住民の意見を聞くために新たな取り組みをし、そしてパブリックコメントという住民からの専門の意見を聞きながら設計に反映するという取り組みをしているわけです。私どものこういう建物を建てるときにやはりその辺も考えながら自分たちが自

分たちの町のものだという住民のものだという考えを持たせるためにも住民参加というものは必要になってくるわけです。違うのでしょうか。私はそのことが欠けているのではないかと。第5次総合計画の中で、みんなで築く輝くまち美深を目指そうという大きな目標があるわけです。みんなで築こうというまちづくりに反するのではありませんか。一般公募しないで進めていきたいというのはあまりにも閉鎖的ではないかと思うのですけれども。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 基本設計だとか色々な段階での部分でもそういった要望ですとか、給食センターそのものの部分と運営にかかる部分ということで今まさしく運営にかかる部分を議論しようとしているわけです。その中で皆さんの意見を聞いていくということと言われるとおり大切な部分だと思っております。ただ、その部分が、では一般公募でなければできないのかと、それよりはそれぞれの特に専門的な話が出てきますからそういった方々の意見をたくさん聞いていきたいと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） その辺が食い違っているわけです。学校給食センターは子どもたちのものだけではないわけです。美深町が建てるのですから住民も参加するべきなのです。本来は。商工会や関係のある農協やPTAやそれは当然参加してそれに専門の方々の意見も聞く必要がありますけれども、住民が学校給食はこうあってほしいとかそういう要望が出されるような雰囲気を作って準備委員会を進めていく必要があるのではないかと、士別あたりは専門の設計者まで仲間に入れて意見を出し合いながら良い方向に進めようとしているわけです。私たちが設計者に参加していただきながら、こうやりたいああやりたいと、それから今度は名寄大学の置戸の職員だった方を呼んで学校給食の食材はどうあるべきか、などという議論も進める方向はいくらでもあると思うのです。住民の参加というものは大切だと思うのですけれども、みんなで築くまち美深なわけです。住民参加をぜひ促すべきだと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 給食センターそのものについてのあり方についての意見というのはどうしても広く一般の町民に使っていただく形にはなりませんのでその部分について意見を広く聞くというのはなかなか難しいのかと思います。ただ、と言われるとおり給食の内容といったものについてはおっしゃられるとおり色々な機会を通じて広く町民の方に意見を聞く努力をしていきたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 最後になりますけれどもとにかく学校給食についてはあまりに

も教育委員会は閉鎖的であると私は思っております。とりあえずアンケート調査の中で学校給食が必要か必要ではないかそれだけのアンケートで学校給食に踏み切ったわけです。本来なら学校給食にはこれだけの経費がかかるけれども取り入れたら良いか悪いか、そういう問いかけもあってしかるべきであったのではないかと、そして建設場所はここここがあるけれどもどれがベターだろうかと、方法としても議会から議論も出ています。名寄市に、近くにあるのではないかと。経費がかかるのならそこから搬入したら安いのではないかと、そういう議論がどうなされたのか。それもないまま中学校ありきで進んできたわけです。正直私はそうとらえています。教育委員会がそのゴーサインをだしたのだと思っております。予算は町側にありますけれどもこれはあくまでも教育施設として進めていくのですから教育委員会がゴーサインを出したのだと思うのです。今回この学校給食特別委員会を設置した中で、まだ建設には27年度実施までには時間があるからでは小学校ではどうなのかという検討をしようかという意見が出れば改めてまた議論をする考えがあるのかないのか、たぶんその様なことはないと思います。そう思って質問をしているのですけれども、残念なことに。それはしっかりと決められていることに私ひとりがどうこう言っても始まらないのかと思っておりますけれども議員の1人として私は教育委員会の今日までの取り組みに汚点があったと思っております。やはり先に、場所をどこにするのか、給食費はこれくらいかかるけれどもどうだろうか、建設費はこれくらいかかりますけれどもどうしましょうかと、そういう問いかけをしないで学校給食は必要か必要ではないかとたったそれだけのアンケートで進めてきたこと自体が大きな汚点だったのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 方法論について先ほどから繰り返すようですけれども特別委員会の中で色々議論をされたと思っております。私どもが一定程度の考え方を持って提案をしたのはそのとおりでございます。それが本当に適切だったのか不適切だったのかそれはそれぞれ議員さんの判断による場所だと思っております。色々な質問を受ける中でこういう考えであるということをご説明を申し上げ、その中で基本設計の予算を確認いただき、今年の3月の新年度においては実施設計もそれぞれ全会一致で決定をいただいたわけですから疑問に対しての説明をする中でそういったこなしというのは特別委員会の中で十分されたものだろうと思っております。そういったことを踏まえて進んできているつもりでございますのでご承知いただきたいとこれは私の意見でございます。そういった考えでいるということをご承知おきいただきたいと思っております。方法論についても先ほど申し上げたとおり確かに色々な方法論がございます。それらを踏まえた中でやはり今美深町がやるときに

こういった形が1番適切なのかということをお話をしているわけですから、その基本的な責任は教育委員会にあるとおっしゃられればそのとおりでございます。私どもがそういった基本的な考えをまとめる中で皆さんにご相談を申し上げたわけですから。それが批判を受けるとすればそれはひとえに私に対する批判だと思っております。そういった状況の中でいずれにしても給食をしっかりと進めていくというのが私の責務でございますからそれに向けて取り組んでいきたいと思っております。これまでも特別委員会の中で色々説明を申し上げた中で具体的な色々なお話をいただいた部分がございます。それらについても基本設計含めて一生懸命取り組んできたつもりでございます。今後においてもやはり経過の議論は議論として、ただこれからの取り組みの中で何をすべきかという部分でのご意見はたくさんいただきたいと思っております。先ほどの一般公募の話ではございませんけれども、こういった方法で皆さんのご意見を伺っていくのか改めて考え方をしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 今ほど教育長は議会で全員賛成で実施設計を認めていただいたと、それは確かに実施設計ですから認めました。その中でそれが出てきてはじめてまた議論する場があるのではないかと思うのです。それはそれとして。経費の問題なども当初予算3億5,000万円が4億円になりました。その次、27年には消費税が出てくるわけです。そうしましたら新たな問題が起こりうるわけです。そういう議論もしながらしっかりと町民とも進めていく必要があると思っております。230円の給食費が250円になるかもしれないわけです。当然目の前にそういう問題が持ち上がっているわけですからやはり町民全体にそういうものを網羅しながら取り組んでいく必要があると思うのです。もう少し教育委員会側でそういうものを真剣に議論をする必要があるのではないかと思うのです。そしていち早く公開すべきだと思うのですが。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） おっしゃられる部分というのはその通りの部分はあるだろうと思っております。先ほどもお話し申し上げましたとおり給食関係についてはホームページ等で公開をしております。そういった内容また協議状況についてはホームページなり広報なりを通じて町民の皆さんにお知らせをしていきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 以上で藤守君の質問を終わらせていただきます。

次、7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） まず、仁宇布小中学校の耐震化と山村留学制度の推進ということ

で教育の項目で1点、それから公共下水道及び水洗化等の推進ということで環境衛生の項目で2点について一般質問を申し上げます。最初、教育の関係であります学校施設につきましてはご承知のように児童生徒などの学習生活の場であるとともに今日では非常災害時には地域の住民の応急避難場所としてもその役割を果たしているところであります。その安全性の確保は極めて重要であり、耐震化推進が近々の課題であります。学校耐震化の推進加速に関するお願いということですので文部科学省それから国の緊急措置の大幅拡充などの情報が出されておりましたこれらについても住民の1人として関心のあるところであります。仁宇布小中学校の校舎につきましては老朽化対策そして耐震化推進の計画及び山村留学制度ということでいろいろ課題があるところでありますがこの際色々な意味で住民の関心もあるところでありますので教育長からの答弁をいただくものであります。

まず一点目ですが、仁宇布小中学校の児童生徒の安全確保するためにどうするのかという指針等もあると思うのですがこれらの取り扱い等についてどのようなことになっているのか。なかなか学校の関係については縁遠いわけでございましてこの際どのような安全確保がされているのかお伺いするものであります。

2番目ですが、この小中学校の耐震性能についてはどのようにしているのか、この実情についてお伺いしたいと思います。特に、1階2階とあるわけですけれどもこれらの強度等についてもどのようにしているのかお聞きをするものであります。

3番目は、勿論この耐震化に問題があるところでありますこれから耐震化の推進、対策をするにあたってどのような考えで進めていかれようとしているのかについてお伺いをします。

それからこれは耐震化の目標の設定ということでありますがこの基本方針はどのようにしているのか、いわゆる上部機関に補助金等の確保のためにも出されているのではないかと考えています。それだけに勿論文部科学省等から緊急のお願い等もでていましてありますからそれらについて出されている目標設定それから基本方針等についてお尋ねするものであります。

5番目ですがけれども、仁宇布小中学校の山村留学制度、今年につきましては小学生が9人中学生が9人ということで18名が確保されておりました小学校、中学校にはそれぞれ小学校の教頭先生が就任されたということもお聞きをしているわけですが、一步この学校体制についても充実をしていると私どもは考えているところでありますそれらについてこれからまた考えについては、たとえばホスターホームの定員が8名でしたか、そういったものの拡充の計画、または親子留学は23年度の予算の中で作られ親子住宅は現在すばらしいものが建っておりまして利用されているところでありますこれらの

ホスターホームの充実、さらに親子留学の充実計画は今やここを目指して来られる方もあるようですがなかなか住宅事情、またはホスターホーム等の充実がされないままに断念をしているという話も聞くわけではありますがこれらの考えについて5番、6番で答弁を求めたいと思います。

7番目については仁宇布地区にも水洗化の課題ということがあって、あと2戸くらいで水洗化が完成するという話をお聞きしていたのですがあと2戸くらいなんとか児童の平等とか均衡の意味からもこういった計画を早急にできないものなのかについて仁宇布小中学校の耐震と留学制度の推進の立場でお聞きをするものであります。

続いて2件目であります。平成5年制定の美深町水洗便所改造等補助金条例及び同年でありますけれども美深町水洗便所改造等資金貸付条例というのがありました。もちろんこれらの制定後20年が経過をしているわけでありまして金額的にも又は改造等の補助の関係についてもこのままでよいのかと思っておりますが、できるならそういった経過の中で考えていかなければならないのではないかと考えておりましたこの点についてお聞きをするものであります。さらに、美深町の公共下水道処理区域内は貸し付け補助対象となっております。水洗化の普及促進を図る目的でありますがこの貸付金と補助金の金額の中にバイオトイレの普及などで検討すべきことがあると考えておりますがこの点についての考え方をお聞きするものであります。また、全町だけではなくて全住民が快適な生活を送るためにも水洗化というものが必要と考える立場でその所見を町長に伺うものであります。私が調べたところによりますと公共下水道の区域内の場所については水洗化ということが項目の中にあるわけですがこれはこちらで調べさせていただきましたがバイオトイレを作っている会社であります。国の機関と12回、5年ほど前からやり取りをしながら実際には公共下水道の水洗化そのものについて3.11の大震災によって水洗化の要を呈していないというところが問題になって仮設の住宅等についてもこの区域内に入れざるを得ない状況が出てきたということがあって法律改正はしない中でも仮設の住宅という立場でバイオトイレというのが認められて昨年从那ようになっていくわけございまして、私はやはり寺沢実教授が林産学の立場からあそこのバイオを研究されて正和電工というのが旭川にあるわけですがそこが製品化しているということでそういった被災地にも利用されているわけあります。さらには富士山等の登山等の場所、サイクリングロードだとかそういった場所にもバイオトイレなどが随分普及してきているという形になっておりましたその点について町長の考え方をお聞きするものであります。

まず1番目ですが、公共下水道の処理区域の範囲について、全町の利便性を図る観点から充実する考えはないのか。

2 点目であります、水洗化の普及促進効果をどうとらえているのか。

3 番目については、貸付金補助額について 20 年前このような経過で作られているのですが当時から見て色々な増額があるわけでありましたが経済情勢も変わっているわけですからこれらについて増額の考えはないのかお伺いをするものであります。

4 番目であります、バイオトイレの普及等についてはせっかく寺沢教授が美深町の住民として今日もおられるわけですがそういった研究をされて各省庁から表彰を受けているということがあったり正和電工が 10 回大臣表彰を受けている経過もあるわけでありましたがそれらの拠点は美深町であります。そういった先生がいるときにこういったバイオトイレの普及について私どもの財産として寺沢さんがやっておられた森林学の立場からも町おこしの立場から考えられないのか。この際、公共下水道がバイオトイレを入れざるを得ない状況が国の中でそういう答弁になってきているという状況をとらえて私は町おこしの立場から考えるべきではないかと考えておりました質問をするところでございます。

続いて 5 番目であります、個別の浄化槽の普及については地域に入って色々個別に作られているということがあります。結構な金額の中で個人的に個別の浄化槽を作っているところでもあります、しかし、新たに美深町を目指して来る方たちはこの町が環境的にも大自然の中で生活を望みたいということもあるわけでございまして過疎化が進むなかでもまた新たな町の魅力の中でこの町に住みたいということがあるわけでありましてこれはやはり公共下水道を引くということにはいかないわけでありまして、浄化槽というものもどうしても必要になってくると思うわけでありましてこの点について 5 点ほど公共下水道について、水洗化等の推進についてお尋ねをするものであります。

以下につきましては答弁をもらった中で再質問をしたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 諸岡議員から仁宇布の小中学校の耐震化、山村留学等についてご質問をいただいたところでございます。学校施設の耐震化につきましては近年全国で大きな地震が相次いでいるという状況を踏まえて平成 27 年度までに耐震化を済ませるようという文部科学省からの指導がされているところでございます。そういった中で仁宇布小中学校は今どのような状況なのかということでございますけれども、まずは児童生徒の安全確保ということで施設等に対する安全指針といいますかそういったものが色々と指導されているわけですがけれども現在の建物は 46 年ほどの経過をみておりましてかなりの傷みが出てきている状況でございます。そういった中で、根本的なことはまたあとでお話ししますけれども日常の中で修繕ですとかそういったものについては意を持ちながら対応し

ているというところでありましてそういったことにおいての事故等がおきないように対応させていただいております。そういった中で学校施設の耐震性能でありますけれども、体育館については耐震性能を有しております。現在の基準に合致しているという状況でございます。しかし、校舎については昭和42年の改築で今日に至っておりますから46年が経過をしておりますので現行基準には合っていないという実態でございます。校舎は補強コンクリートブロック造で特に建築基準法からいきますとブロックとしての構造的な基準を満たしていないという状況でございます。そして、年数が経過しているということから例えば壁だとか色々な建物周りの関係は見た目からも非常に老朽が進んでいるという現状でございます。そういった中で耐震化の目標方針、推進をどうしていくのかということでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、国は平成27年度を目途としてそれに向けて努力をなさいという指導でございますけれども、平成27年度というと再来年ですからかなり厳しい状況にあるということでございます。そして、もうひとつは仁宇布小中学校のおかれている環境ですが、最近では地元の子どもたちも少し増えてきました。ただ、山村留学を中心として進めているという状況などを踏まえましてこれこそ本当に町民の皆さんの大きな議論をいただくことを踏まえる中でしっかりと考えていかなければならない問題だと思っております。それから、山村留学受け入れにかかわってホスターホームそれから親子留学等についてはどうしていくのだということでもありますけれども、規模が大きければ大きいなりの課題もありますし他の山村留学等を見ていると色々感じる部分がございます。美深町の今の仁宇布の山村留学の現状は今の地域的なものを含めて一定規模にあると思っております。その時の色々な状況の中で若干の上下は出てくると思っておりますけれども今の形を基本にしながらホスターホームは今定員6名でやっております。それを大きくするかということではなくて今の形をいかに継続させていくのか。それから親子の受け入れについてもやはり親子を受け入れるということになればホスターホームもそうですけれども地域の色々なご努力をいただかなければなりません。そういうことを考えますと今の現状を大きく増やすとか減らすとかという考えではなくて一定程度今の規模を中心にしながらどこまで対応できるのかということを考えていきたいと思っております。ただ、特に親子住宅については先ほどお話あったとおり今年の3月の予算委員会の中でもお話をいただきましたけれども水洗化の問題それから建物の問題等もまだ残っておりますので順次近い将来に向けて整備を進めていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 諸岡議員から環境衛生でとりわけ公共下水道、水洗化の推進とい

う関係でご質問をいただきましたので順を追って答弁を申し上げたいと思います。

まず、下水道事業に関しての質問でありますけれども、本町の下水道事業はご案内のように平成2年に公共下水道事業として事業認可を取得しております。さらに、平成6年3月には供用開始、そして平成6年、平成7年、平成12年、平成15年、平成23年度と5回の認可変更を経て処理区域の範囲拡大など事業進めているという現状でございます。特に、23年度の認可変更では8線道路付の運動広場そして農業振興センター、7線道路付の変電所地先で住宅区域約14ヘクタールの編入をしております平成24年から25年度に管渠新設工事を進めているところでございます。2つ目の水洗化の普及促進効果でございますけれども、水洗化の普及促進効果については平成25年3月31日水洗化率95.6%で年々普及が進んでいるということでございまして住民の生活環境の向上・公共下水道区域の水質保全が図られていると考えております。

次に、貸付金補助額等について増額の考えはないかというご質問でありますけれども、現在水洗トイレ改良等の補助貸し付けの利用者はおりません。水洗化率も高くなっておりまして補助金の対象者も供用開始の日から3年以内と限られており対象予定者は10件前後と考えております。それと、バイオトイレの普及策を町としての考え方・立場はいかかかということでありまして、本町市街地は公共下水道それ以外の区域は個別排水処理施設により水洗化を進めてまいりました。今後も施設の変更はないものと考えておりまして公共下水道区域内のバイオトイレの普及は仮設以外では法的に困難だと思っております。町おこしの立場からの考え方でのご質問もありましたけれども現在のところその考え方にはならないと思っております。諸岡議員も冒頭言われていたわけですがけれどもバイオトイレの普及と快適な生活を送るための水洗化が必要であると、その辺との矛盾もあるわけでありまして先ほど大災害が起きた東北等の例を出しながらお話しもありましたけれども仮設以外では現在のところ考えていないという立場で臨んでいるところでございます。さらに、個別の浄化槽普及について今後の処理対応はどうされるのかということでございますけれども、個別の浄化槽の今後の処理についてのお尋ねですが公共下水道区域以外の地域で17年度までに現在でありますけれども160基の整備が終了しております。現在休んでいるというか使っていない休止しているものもありますが使用されていない浄化槽が発生した場合でも耐用年数のあるものについては可能な限り再利用する方向で取り進めたいと考えておりまして現在使用しているものについては機械設備維持管理に努めているということでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） まず、教育長の関係ですが、やはりこの場所については27年までには何とかしなければならないということで早急に決めていかなければならないと私はおさえたわけです。このまま方針も出さないでいるとこれは継続していくとなると廃止をするという判断に立った場合には大変大きな問題になるととらえております。それから子どもも地元の仁宇布地区についてはご承知のようにこれから子どもが入ろうとするのは7人から9人おられるわけです。先日運動会があった時に顔を出してみましたら実際に親子留学できていて、とても良い場所だと、お母さんでしたけれどももう1人子どもを連れて来たいという話をしておりました。私はこういう場所はやはり色々と充実していく十分な価値があるのではないかと考えています。ですから、ますます学校の先生でも住宅を自分で建てたりしながら山村留学や親子留学以外にも努力をしている場所でもあります。今の団塊の世代だと色々なことを言われておりますがここは平均年齢はずっと若いわけです。ですからそういう中で60代以上70を超えた人がいないのではないかとと思われるくらいのところに今や村が充実をしていっていると考えています。まだまだ考える余地があるのではないかと考えていますがこの点については早急に態度を決めるべきだと考えていますがその点についてお聞きいたします。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 今諸岡議員がおっしゃられたとおり非常に近年注目を浴びておりますし色々な活動がされている地域と思っております。その中で学校があるという役割は非常に大きなものがあると認識しております。今、方針としてどうこうという形を申し上げるわけにはまだいかないわけですが、やはりそういったことを大切にしながら近い将来に今おっしゃられた一定の考え方を整理しなければならないと思っています。これについてもこれから色々な議論を作っていかなければならないと感じているところであります。なんと言っても町民の方々の色々な思いというのがあるでしょうからそういったことをしっかり結び付ける中で議論を進めて最終的な方針を出していかなければならないと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） これもぜひ早急に対策を練っていただきたいと考えております。この学校関係についてはそういった中で住民の中からは現在自治会があるわけですがこれらについては教育委員会を通じて色々な要望が出されていると思うのですがこれらについてはどのような対応になっているのか、課題があるとすればどのような要件が出ているのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 地域からの要望ということで、特に山村留学にかかわる部分が教育委員会に地域にお邪魔をすると色々なことを聞かせていただいております。1番大きな課題は先ほど答弁したとおりですけれどもやはり親子住宅に対する要望でこの環境を改善してほしいということが大きな要望だとおさえております。どうかそういった部分については改善できるように取り組んでいきたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 今回の補正でも1,800万円の校長の住宅の繰越明許という提案がされているところでありますが、今校長が入っているところは郵政の住宅ですね。郵政の特別配慮いただいて補助をもらって建てたと聞いています。これらについては2件と思っているのですがこれは山村留学等に使えるのかどうか、これはどういうときにどのように使っていくのかについてお伺いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 今回の校長住宅については基本的に一般財源でやらせていただくと考えております。へき地地域の教職員住宅の整備という補助がございましてそういったものを可能な限り使っていきたいという考え方でございますけれども今回の校長住宅についてはそういった補助金等は特別入る形にはなっておりません。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 郵政の関係はここから補助をもらったと思っていたのですがこれはどうなっているのか内容はわかりませんか。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 今入っている住宅のことなのかという感じもするのですがあれもへき地の補助でございます。郵政で考えられるとするとこれは私は素人でわかりませんが裏に起債等がついているかどうかそれをおさえておりません。ただ、郵政で考えられるとすればそういったことなのかとこれは感想です。公式答弁としてはおさえないでいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） それは自分で調べれば分かると思いますので結構です。教育関係についてはとりあえず時間がありませんし課題がありますけれども色々討論をしながら議論をしながら色々な方向で進めたいと考えています。

続いて町長に移らせていただきますが公共下水道の中でどうしても仮設以外は無理ということで町長は4番目のところで答えられたわけです。間違いなく仮設住宅のバイオトイレです。仮設住宅のものなのです。ただ、法的根拠の中で仮設住宅は法律を改正しないで

も仮設住宅は今の住宅の中でバイオトイレは使ってもかまわないという答弁が来ています。条文は国会議員の関係があってそういった越権行為だとかがあってそこは法律は変えないにしても確かに水洗便所という部分ではあるのですが、ただ、先程アメリカの話もしましたが今震災を受けて公共下水道という形の東北はまさに崩壊をしていて垂れ流しの状況が出たわけです。そうしますとこのトイレの概念ですが国にもトイレの概念というものが無いわけです。それで、例えば便をしてそれを浄化槽を持って行って終末処理場で外に流すと、バイオトイレならばバイオの機械の中でバイオの力で土にして戻して肥料化していくわけです。これは極端に言うとも水で流すか肥料化していくかその辺の違いなわけです。これだけのことで同じトイレです。その辺の概念はなくて公共下水道は回答からいいますと現況制度化で対応は可能、従って、水洗化という言葉を使っていますがこれ以外はだめという考え方はなくて現況制度の中でバイオトイレを使いなさいということになっているのです。これは24年度3月9日国土交通省の文章ですからぜひ調べてほしいのですがそういった中の調達情報公開システムというところでファックスをすると出てくる部分ですからこの部分について町長の答弁がちょっと違うので気になるのですがそれについて町長がどうしても主張するのであれば私は堂々と闘っていくと考えています。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 仮設トイレでありまして仮設住宅につけるトイレではございませんので、あくまでも仮設トイレということでありましてご理解をいただきたいと思えます。それと、これができた経緯等々について今諸岡さんからお話があって災害でこういうことがなされることになったのかと思えますけれども、私も勉強不足のところはありますけれども一般的に全部が良いのかどうか私も勉強不足のところはありますけれども基本的には先ほど申し上げたようにバイオトイレについては今進めて行く考え方はないのだということの答弁でありますのでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 地元の寺沢先生がモノ作り大賞をもらったのは通産省ですが環境省については森林のバイオを研究されてそれぞれ別の大臣から3回表彰されているという状況はやはり美深の住民の中で誇るべきことだと思っているわけです。そしてバイオトイレというのは有機廃棄物の分解処理装置、これをバイオトイレということで去年マスコミに大きく報道されて再認識されている部分なのです。それで便所というのは何かというと調べてみますと水洗便所と汲取便所しかない、その中で先ほども言いましたが12回のやり取りの中で国にバイオトイレの必要性を訴えてキツイさんという方が国を動かして理論づけて勝利をしているといえますかそれを採用させているわけです。そういう場所があ

るわけで私はぜひとも研究をされて地元の産業のひとつとして取り上げられないのか。先ほどは町長は確かに90数%行き届いているということはわかりましたけれどもやはり外国でもこのトイレについては非常に素晴らしいものだとして評価をされて研究が進んでいるわけですからそういった前向きの考え方の中で町長が先発隊になってもらえればよいと、旭川市は正和電工のある場所でありますのでかなり国の人を呼んで研究を進めているという状況がありますのでぜひともこれはひとつの課題として町長に捉えていただきたいと思っておりますので答弁をお願いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 私も理解をしているつもりなのです。ただ、諸岡さんの質問の通知の頭にあるように下水道及び水洗化の推進の中でバイオという話が出てくるものですからそういうことにはならなくて難しいものがありますという答弁の中で申し上げているわけでごさいます、諸岡さんが言われるように仮設の部分、例えば富士山とか登山とかそういう部分、仮設トイレをどうやっても水洗だとかそういうものがないところにつくった方がよいのだと、わが町にもそういうものがあってしかるべきでないかという議論になってくるのだとすればそういうことについては将来検討課題になるのではないかと、この中で議論する話とは分けて考えてほしいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） それは町長は違うと思います。正和電工のことですが、当社製品は仮設建築物であるので法律の適用は受けないと国が判断しました。これは間違いなく私がファックスでもらったもので話している訳です。これを皆さんが違うというのであれば戦いましょう。町長と副町長の答弁をいただきたいと思います。これはせっかくものづくり大賞を受けたりしている人が結論から言いますとそういう先生方を我々でもう少し町の中で勉強をしてこの地域の中で進めていくべきではないかと、色々場所的にもありますし松山湿原も頂上に行くとトイレがないわけですし、こういったバイオトイレなども設置していかなければならないと考えております。確かに文言の中で私の通告書で誤解をしたのかもしれませんがこれは確かに言葉は足りませんが項目を1項目入れないと話させてくれないわけです。ですから簡潔に書いたから誤解を招いたわけで副町長に答弁を願います。

○議長（倉兼政彦君） 副町長には答弁を許可しませんので町長から答えていただきます。町長。

○町長（山口信夫君） 仮設の必要なところについて、山だとかそういうところについて現実にみんながつくってほしいと、そして我々もそれを理解して必要だということに行きついたときには推進してまいりたいと、今の段階ではこの辺の答弁にして具体的に絞り

切っておりませんのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 役場庁舎の中でも勉強が足りないわけです。トイレがありますが洋式というのは3階にないわけで数が少ないのでそこを使っていると別のところにいかなければならないわけです。確かに50年代は水洗化にあって洋式にするのは職員から苦情が出ていますという答弁を私はもらったことがあります。今はそのようなことではないのではありませんか。だいたいのひとは洋式でないとできないのではないかと思います。これは私の思い違いかもしれませんけれども町長はどのように思っているのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 私もだいぶ弱ってきたものですからなるべく洋式と思っているのですけれどもたまに使えない時があって困ったというときがありますけれども、役場内もそういう現状があるわけでございまして改善できるものは少しずつでありますけれども取り組んでいかなければならないと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） ぜひともこれはそういう苦情を前から言おうと思っていたのですがなかなか機会がなくて10何年も過ぎたのですが、水洗トイレに関して改善するところがいっぱい町の中にもあると思います。やはりバイオの関係、トイレの関係についても研究する課題が多いと考えています。ぜひとも役場庁舎内については200人近い人が利用する場所でもありますのでそういう考えの中で進めていただきたいと思います。それから貸付金・補助金等については町長の中では確かに要求もないので実際には水洗化が進んだので問題はないと考えておられますが、時期的なことの中でやはり貸付金も補助金も要求がないからということではなくて法的に改善をしておかなければならない部分ではないかと考えておりますがこれについてはこの部分の増額の考えはないかということで再質問をさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 条例は供用開始から3年間ということでありまして今は現実そういったことがないのでやっていないのですけれども、必要だとすれば検討しなければならないと思っておりますけれども今のところこれらは触らなくてよいのではないかと考えているところでございます。その辺は今後の検討課題にしなければならないのかと思うのですけれども今のところそういう状況だということでご理解いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） そこが違うわけです。よその町から美深に住みたいというときに

そういう補助制度とか貸付制度が充実されていればなおさら私は良いのではないかと考えているわけです。それから、やはりその場所に新たに家を建てたいという場合にも個別の浄化槽というものが求められるわけでありまして、そういった点でも20年も経過しているわけでありまして、そろそろ間違いなく現状の中で問題がないということに言い切らないように検討していただくようなことを考えていただけないかと思うのですが、時間もなくなりましたからこの答弁をいただいて終わります。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） この改修なり補助の条例等、貸付条例もそうですけれどもこれらの今のお話で町外から入ってくるという場合にはトイレだけではなくて住宅そのものの本体の改修だとかそういうものを使っただけならば逆にその方が大きくなるのでその方が良いのかと、そのような諸々の考えを持っているところでございます。この分だけではなくて住宅そのものをどうしてもトイレの部分だけではなくて水回りをつくらなければならないということでありますので住宅そのものをいじることになりますのでそういうことでやった方が良いのではないかと思います。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、7番諸岡君の質問を終わらせていただきます。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は15時10分といたします。

午後 2時48分 休憩

午後 3時10分 再開

◎ 日程第7 議案第27号

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第7 議案第27号 美深町暴力団排除の推進に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第27号 美深町暴力団排除の推進に関する条例の制定について、提案説明を申し上げます。

暴力団は依然として国民の平穏な生活に脅威を与えており最近では組織自体を隠ぺいして企業活動に進出するなど健全な経済活動にも影響を与えています。このような情勢の中、

社会全体で暴力団の排除を進めるためすべての都道府県において関連条例を制定しているほか市町村においても条例制定が進められているところであります。こうした背景のもと本町においても条例を制定し美深警察署をはじめとする関係機関・関係団体と連携しながら暴力団の排除推進をしていくものであります。この条例の施行によりまして町と町民が一体となって暴力団の排除を推進し安全で安心な生活と健全な経済活動の発展に寄与するものと考えております。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案のご説明をいたしますので議案書の1ページを開きいただきたいと思っております。

議案第27号 美深町暴力団排除の推進に関する条例の制定について。

美深町暴力団排除の推進に関する条例を次のように定める。

13条にわたる条例を制定しようとするものでございまして新設条例でございますので条例の内容について概要を説明したいと思います。まず第1条、目的規定でございます。この条例の制定の目的を記載しておりましてこの条例は暴力団排除の推進に関する基本理念、町と町民の責務と暴力団排除に関する基本的な事項を定め、町と町民が一体となって暴力団の排除を推進し安全安心な生活の確保と地域経済活動の健全に発展できるよう制定するものでございます。第2条がこの条例の用語の定義をしております。第1号から第8号まで規定しておりまして1号については暴力団、2号については暴力団員、それぞれこれは法に基づく定義を条例で引用し規定するものでございます。次、第3条が基本理念について規定するものでございまして、暴力団が生活と経済活動に不当な影響を与える存在であることの共通認識に立つということでそのうえで暴力団を恐れず、資金を提供しない利用しないということを基本として町・町民・関係機関・団体が連携協力して暴力団の排除を推進するということを規定するものでございます。次、第4条が町の責務について規定するものでございまして、まず町は暴力団の排除に関する施策を実施すると、その施策の実施に当たっては道・道警、その他関係する機関・団体と連携し情報提供、その他の支援を行うことを規定するものでございます。第5条が町民等の責務でございまして、町民等は町民と事業者ということで定義しておりますけれども町民の責務でありますけれども暴力団の排除のための活動に自主的にかつ連携をして取り組むとともに町の施策に協力すること。次に事業者の責務を謳っておりますけれども事業者の事業に関して暴力団との関係を遮断し、暴力団を利することとならないようにするとともに町の施策に協力をする

ことを謳うものでございます。次に第3項として町民等ということでこれはそれぞれ道警あるいは各関係機関との情報提供に関する情報収集等に努めるということをお願いいたします。第6条が町の事務事業における措置ということでございまして、町の発注する事務事業が暴力団を利することとならないように暴力団員または暴力団関係事業者を入札に参加をさせない、また事務事業受託者に対して暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を求めることができるということを規定するものでございます。次、第7条・第8条の規定でございますけれどもこれは公共施設の使用の制限に関する規定ということでございまして、現在美深町公共施設の暴力団排除に関する条例というものがございましてこの条例の規定をこの第7条・第8条の方に整理統合をいたします。そのうえで現行の条例は廃止をするというものでございまして第7条・第8条に現行規定を謳っております。次、第9条でございますけれどもこれが町民等に対する支援ということでございまして、町が町民等が暴力団の排除のために自主的に取り組む、さらには連携して取り組むことができるように情報の提供、その他の支援を行うという規定でございまして、さらに警察と密接に連携をして安全の確保に配慮するということを規定するものでございます。次、第10条につきましては青少年に対する教育等のための措置でございまして、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し暴力団に加入しないよう、また暴力団員による犯罪の被害を受けないための教育等を必要に応じて行なわれるようこの青少年の育成に携わるものに対して必要な情報提供等をおこなうということでございます。第11条につきましてはこれらの施策にあたって警察との連携、特に必要がある場合については本町の区域を管轄する警察署に対して意見を聞き、また必要な支援を求めることができるということを規定するものでございます。第12条がこれらの広報、啓発に関する規定、第13条については委任の規定でございましてこの条例を定めない事項につきましては町長が別に定めるということでございます。附則でございましてこの条例の施行日でありますけれども平成25年7月1日から施行する。附則の第2項につきましては先ほど申しましたとおり現行でございます美深町公共施設の暴力団排除に関する条例をこの条例の施行とともに廃止をするというものでございます。

以上、議案第27号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたのでこれから議案第27号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） ないようですのでこれで質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については総務住民常任委員会に付託したいと思っておりますがご異

議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、本件については総務住民常任委員会に付託と決定いたしました。

◎ 日程第8 議案第28号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第8 議案第28号 美深町交通ターミナル設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第28号 美深町交通ターミナル設置及び管理条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

美深町交通ターミナルは旧国鉄美幸線廃止以降、美幸線の資料展示や集会施設、最近では観光協会の事務所や観光案内所の設置などにより町内観光の玄関口としての役割を果たしております。美深町の観光事業については広域的な連携による観光企画、誘致を目指して音威子府村、中川町の観光資源を組み合わせた受け入れプラン作りに取り組んできましたがいよいよ本年度から美深町観光協会が具体的な体験宿泊プランの提供と受け入れ窓口を担うとともに上川北部地域の観光素材を生かした教育旅行の誘致事業にも取り組むこととされており、こうした事業の増加に伴って事務所拡張の要望がされていたところであり、今後さらに地域おこし協力隊と連携して観光振興事業を推進するなどまちづくりの推進と情報発信の場としてこの施設の有効活用を図りたいと考えており、第1展示室の一般利用の廃止など必要な改正を行うものであります。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせていただきます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

議案第28号 美深町交通ターミナル設置及び管理条例の一部改正について。

美深町交通ターミナル設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

7ページをご覧くださいと思います。資料として新旧対照表をおつけしておりますのでこれで説明をさせていただきます。改正の趣旨につきましては只今町長の方から提案説明があったとおりでございますけれども、大きくは現在交通ターミナルの2階は会議室

として供用している部分でありますけれどもここは第1展示室という部屋の名称でございました。ここに観光協会等の事務所を移転させるということで一般使用というのができなくなります。よって、それらに伴います所要の改正を行うものでございます。第1条の目的規定の改正でございますけれども、アンダーラインを引いておりますけれども2行目の最後の方から地域集会の場ということで現行規定で謳っております。これは会議室として住民に利用していただくということで規定しておりましたがこの部分がなくなりますのでこの目的規定に改正として地域公共交通の拠点として並びにまちづくりの推進及び情報発信等の場と改めるものでございます。次に、第4条の改正は使用料に関して規定しておりますけれども現行は占用使用ということでJRが占用的に使用している部屋と第1展示室を一般使用ということで2通りに分けております。今回一般使用を廃止をし占用使用のみとなりますので、ここを単に交通ターミナルの使用料は別紙のとおりとすると改めるものでございます。第12条の改正も同様に改めて占用使用ということが必要なくなりますのでこの部分を削除するものでございます。次、8ページ、これが別表改正になります。現行は第1号として占用使用、第2号として第1展示室の一般使用ということで別表に使用料金を謳っておりますけれどもこの中で現行の占用使用にかかる部分だけ残しまして、あと第2号以下の規定については削除するものでございます。この別表に占用使用という文言がございますけれどもこの規定が必要なくなりますのでこの部分を削除する改正をするものでございます。最後に附則としてこの条例の施行期日でございますけれども平成25年7月1日から施行すると改めようとするものでございます。

以上、議案第28号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第28号の説明を終わります。

◎ 日程第9 議案第29号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第9 議案第29号 美深町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第29号 美深町道路占用料徴収条例の一部改正について提案説明をいたします。

この条例改正につきましては道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令によりまして太陽光発電設備及び風力発電設備が道路占用対象物件として追加されております。美深町におきましてもこれに準じて美深町道路占用料徴収条例に追加する

ものであります。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書の10ページをお開きいただきたいと思います。議案第29号美深町道路占用料徴収条例の一部改正について。美深町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

11ページをお開きいただきたいと思います。資料として新旧対照表をお付けしております。改正の趣旨につきましては只今町長の提案説明があったとおりでございますが政令の改正によりまして道路占用料の対象物件として太陽光発電設備及び風力発電設備を追加するということで政令の規定をその条例の方に反映をさせるという改正でございます。具体的な改正の内容でございますけれども、ここにございますとおり別表に道路占用料の料金の表がございます。この表の1番最後の太陽光発電設備及び風力発電設備の区分を設けまして期間は1年単位1平方メートル当たりということで占用料は820円、政令同様の規定を条例に掲載するものでございます。附則といたしましてこの条例の施行期日でございますけれども平成25年7月1日から施行するものでございます。

以上議案第29号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第29号の説明を終わります。

◎ 日程第10 議案第30号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第10 議案第30号 北海道市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について及び議案第31号北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第30号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について及び議案第31号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について2件一括して提案説明をいたします。

これら一部事務組合の規約変更につきましてはいずれも組合を組織する団体として新たに北空知圏学校給食組合が加入することに伴うものであります。規約の一部を変更することについて協議が必要となったものでありまして地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせていただきます。議案書の12ページをお開きいただきたいと思います。

議案第30号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。13ページに資料をお付けしておりますのでこれでご説明を申し上げたいと思います。改正の趣旨につきましては町長の説明があったとおりでございます。北空知圏学校給食組合が組合に加入をすることによってございまして別表1の中にアンダーラインがひいてありますように北空知圏学校給食組合を追加するものでございます。この組合につきましては深川市・妹背牛町・秩父別町・北竜町・沼田町と1市4町による一部事務組合が設置をされましてこの学校給食の供用開始が2015年、平成27年4月から供用開始に向けてスタートしたということで今回一部事務組合を組織しこの組合に加入をすることによってございまして。附則といたしましてこの施行期日でございますけれども地方自治法第286条第1項の規定により総務大臣の許可の日から施行するとするものでございます。

次に14ページ、議案第31号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について。

北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更することについて地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。15ページに資料をお付けしてございます。議案第30号と同様に北空知圏学校給食組合が加入をすることに伴います組合理約の変更でございます。別表1の組合を組織する地方公共団体ならびに別表第2の共同処理する団体、この表の中にそれぞれ北空知圏学校給食組合を加えようとするものでございます。この組合理約の施行期日でございますけれども30号と同様に総務大臣の許可の日から施行すると改めるものでございます。

以上、議案第30号、31号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第30号及び議案第31号の説明を終わります。

◎ 日程第11 議案第32号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第11 議案第32号平成25年度美深町一般会計補正予算第3号について議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第32号 平成25年度美深町一般会計補正予算3号について提案説明を申し上げます。

今回の補正予算は国や北海道の補助金等の決定による新たな事業の追加、交通ターミナルや木質バイオマスボイラーの導入など施設整備にかかる予算の追加、災害復旧工事そして企業誘致の計画変更に伴う補助金や財源の見直しなどを行うものであります。主な事業を順を追って説明申し上げます。

まず総務費ですが、町の活性化促進条例に基づく特産品開発事業1件を決定いたしましたのでこれに補助金を処置いたします。コミュニティー助成補助金については東自治会の備品購入にあてるものであります。財団法人地域活性化センターの助成金を活用して北いっしょ推進協議会が実施する移住関連事業を実施し支援してまいります。交通ターミナルについては先に条例改正で提案したとおり観光協会事務所の配置換えなど観光振興の観点から施設の改修予算を措置するものであります。

次に、農林産業費であります。北海道の補助事業である強い農業づくり補助金、これと地域づくり総合交付金の用途がたちましたのでこれを活用して農作業機械の導入3件を支援して農業振興を図ってまいります。次に商工費では、行政報告で申し上げたとおり誘致企業の今年度中の工場建設を断念するという経過を受けて町の補助金を減額いたします。これに伴って補助金財源としていた地方債が過疎債でありますけれども見直しを行います。美深町の森林資源を再生可能エネルギーとして活用し林産業の振興を図るため木質バイオマスボイラー導入事業にかかる実施設計予算を措置いたします。

次に消防費では、昨年度まで第2自治会のコミセンとして消防庁舎の一部を使ってまいりましたが4月からほっとプラザ・スマイルに移転いたしましたので庁舎の有効活用を図る改修を考えておりまして本年度は設計費を措置するものであります。

次に教育費では、昨年8月から子どもたちの語学指導に当たっているALTが1年で離国することになりました。後任のALTを迎えるにあたって必要な経費を追加いたします。文化省の委託事業であるスポーツを通じた地域コミュニティー活性化促進事業の採択を受けて本町と協定のある大学とが連携して大学が保有しているスポーツ資源、人材であります。これらを活用してスポーツ教室やスポーツ交流大会を実施いたしますがこの事業費を措置いたします。

最後に災害復旧費ですが、融雪の影響で美深温泉三日月湖のり面の一部が崩れましたのでこの復旧工事を措置いたします。歳入につきましては追加補正にかかる事業について国・道補助金など特定財源を見込んでいるほか企業誘致関連予算では地方債と町有地売却収入

を減額するとともに地方債全体の見直しを行っております。これらの結果、歳出予算額を上回る余裕金が生じておりますがこれにつきましては繰越金を減額して財源保留とすることといたしましたのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上によりまして一般会計の補正額は歳入歳出それぞれ1億355万4千円を減額して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ41億2,444万6千円となるものであります。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げます提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 補正予算書をご覧いただきたいと思います。

議案第32号 平成25年度美深町一般会計補正予算第3号。

平成25年度美深町一般会計補正予算第3号は次に定めるところによる。

（以下事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第32号の説明を終了いたします。

◎ 日程第12 報告第4号

○議長（倉兼政彦君） 日程第12 報告第4号 学校給食調査特別委員会の報告を議題といたします。

学校給食調査特別委員会は平成24年第1回定例会の設置でありまして調査を進めてまいりましたが委員長から調査終了の報告がありました。この際、委員長から調査の概要ならびに結果についてご報告をいただきます。

10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） 学校給食特別委員会報告をいたします。平成24年第1回定例会において設置されました学校給食特別委員会における調査研究事件について調査が終了したので会議規則第41条第1項の規定によりその結果を報告いたします。本委員会は学校給食に関する調査を目的に議長を除く10名の議員で学校給食調査特別委員会が設置され、今年4月9日まで継続的に調査を進めてまいりました。調査の結果といたしましては町内及び町外への視察調査を含め10回にわたります特別委員会を開催し建設場所や実施方法、地産地消、安全性及び財政状況など多くの課題について協議を進めてまいりました。また、一定の方向が出た第8回学校給食調査特別委員会終了後には平成24年第3回定例会において中間報告を行ったところであります。調査の結果といたしましては基本設計が完成し給食に対する基本的な考え方や概算事業費を確認しながら大きな焦点としては建設場所をめぐって議論となり、給食の目的でもある食育の観点から児童数の多い小学校との

意見と改修改築に合わせて中学校にすべきとの意見の両論が出されたところであります。今後においては学校給食における準備委員会が設置されることから特別委員会としては一定の方向性を出したことで多くの議論を行ったことで議員個々の立場で議論すべく本特別委員会は調査を終了することで一致いたしました。今後は学校給食実施における準備委員会でさまざまな課題を検討し、よりよい学校給食の実施を期待するものであります。

以上、申し上げます学校給食特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 只今、委員長から報告がありました。本特別委員会は議長を除く全議員で構成する委員会ですので質疑、討論を省略し、委員長報告をもって報告済みといたします。

◎ 日程第 13 報告第 5 号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第 13 報告第 5 号を議題といたします。

総務住民常任委員会ならびに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、委員長から調査の経過と結果について報告をいただきます。

総務住民常任委員長 4 番 南君。

○4 番（南 和博君） 総務住民常任委員会は下記の事項について閉会中に所管事務調査を行いましたので会議規則第 77 条の規定により報告いたします。調査事項 1 については住民生活課、調査事項 2 については総務課所管となっておりそれぞれを一括掲載しております。いずれも調査の目的は平成 23 年改正以降の所管事務調査の結果に基づいた取組状況の検証となっております。調査事項 1 滞納税対策の現状と課題。美深町の衛生事業における現状と課題の所管調査後の取組状況と課題について。内容について滞納税対策の現状と課題。①として滞納税額の推移。②滞納繰越額の収納率の状況。③上川広域滞納整理機構の実績。美深町の衛生事業における現状と課題については①衛生事業における状況。調査事項 2 については観光行政の現状と課題。ふるさと会、友好都市及び都市交流事業の現状と課題の所管調査後の取組状況と課題について。調査内容については観光行政の現状と課題。①町内観光施設の状況。②観光マネジメント事業の実施状況。次にふるさと会、友好都市及び都市交流事業の現状と課題については①美深ふるさと会の今後の活動計画について。②友好都市及び都市交流事業の今後の展開。この後③④は訂正してください。調査方法としてはいずれも聞き取り。調査日は平成 25 年 5 月 10 日であります。それぞれ調査内容についてはお手元の資料をご一読いただきたいと思います。それではこの際それぞれの調査事項についてのまとめを朗読をもって変えたいと思います。

まず、滞納税対策の現状と課題については近年滞納税額が毎年増加していることから前

回調査時において美深町町税等滞納整理対策本部及び担当課の取組体制について調査し、各種の提案・提言をした中で担当課において平成24年度から防災情報端末機の活用で納期限内納付の周知、納税通知書に納期限内の納付依頼文、未納の防止及び呼びかけ文の同封、督促状発布前の電話による納付確認及び依頼を実施しています。コンビニ納付については導入の検討をいたしました但し費用対効果の面から時期尚早の判断をしています。納税カレンダーの発行については税目ごとの管理表を納付書に同封して対応しているにとどまっております。実績としては平成24年度は滞納税額は2,124万1,312円で滞納額は前年より360万円あまり減少しており、特に国保税の滞納額が大きく減少しています。また平成24年度から上川広域滞納整理機構に加入し、当初引き継ぎ件数17件税額990万3千円を引き継ぎ、最終実績としては完納が5件で59万9,700円、一部納付12件、161万9,393円となっております。費用対効果については平成24年度負担金が135万5千円で収納額221万9,093円であり、159.2%となります。これに整理機構への引き継ぎ予告による効果額121万2,950円を加えると効果額は343万2,043円となり効果率は253.29%となります。しかしながら現状2,000万円を超える滞納があることから担当課における収納実績のさらなる努力と整理機構との連携で滞納税の完納に向けた取り組みを今後においても推進すべきである。

次、衛生事業における現状と課題については前回調査時において炭化ごみの減量化に向けた水分減少を啓もうすべきとの提案をしたが積極的な啓もう活動が見られない。ごみ収集業務については平成24年度から収集車両を減車して委託料が減少しており管理費についても減少傾向にあります。リサイクルセンターについては搬入量は減少傾向にあり平成24年度から施設運営管理を民間委託したことで一般財源の支出は減少しております。ごみ埋め立て処分場については平成30年供用開始が計画されている広域ごみ埋め立て処分場が建設されることからそれまでの延命措置を図ることとなっている。課題としては広域ごみ埋め立て処分場への搬出経費が町民負担とならないよう検討すべきである。し尿処理については下水道整備と個別排水処理施設の普及でし尿と浄化槽汚泥量が逆転しており名寄地区衛生事務組合の衛生センターの機械設備の負担を考えると早急な対策が必要と思われる。

次、調査事項2の調査のまとめを申し上げます。町内の観光施設の中心的存在である美深アイランドの各施設は老朽化が進み、遊具施設にも安全性に問題があるものが前回の調査で見受けられ指摘したところであるがその後新年度予算でハーフゲレンデの改修整理が行われることとなった。施設の老朽化についても同様の即応性を持ってほしい。観光マネジメント事業については美深観光の柱ともいえる仁宇布地区のトロッコ王国の観光推進を

図るためにもデマンドバスの土日の運行を実施すべきである。さらに美深観光の玄関である観光協会の重要性が高まる中で事務所施設の拡充と人員体制のさらなる整備を図るべきである。今年度から美深観光に特化した新たなツアープランも売り出し、教育旅行実施に向けた活動も始まるなど観光にも数値目標を掲げて取り組まれていることは大いに評価すべきであり今後の展開に期待する。ふるさと会事業については美深ふるさと会において今年度の事業の柱に町民ゆかりの人材発掘に取り組むことから単なる交流事業から美深ゆかりの方々とネットワークづくりの活動に期待するものである。友好都市交流については添田町とは遠くの親戚関係として子どもたちの交流に力を入れていることは交流継続には好影響があると思われる。また、アシュクラフト村との交流については今年度から高校生のホームステイを含めた交流が再開され、隔年で交互にホームステイ事業を継続する考えが示された。平成26年度には交流20周年を迎えるが美深町を舞台に式典の開催が考えられている。友好都市との今後の展開についてはこれまでの歴史積み重ねを交流事業に生かしていく事業展開が必要。都市交流事業については目的と意義を今一度明確に分析して実のある交流事業にすべきである。他の市町村の事業活動の手法を体験することは単なる交流ではなく町民及び役場職員のスキルアップのひとつの研修活動としてとらえることも都市交流の意義と考える。

以上、申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告にお尋ねの向きがあれば発言願います。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） ないようですので次、産業教育常任委員長 7番 諸岡君。
○7番（諸岡 勇君） 産業教育常任委員会所管事務調査報告。

本委員会は下記の事項について閉会中に所管事務調査を行ったので会議規則第77条の規定により報告いたします。

調査事項については1番、町有林の取得に伴う造林・保育・間伐事業の内容と計画について。調査内容につきましては、旧天塩川木材から取得した町有地について10数年の造林・保育・間伐など実施された事業の内容と今後の計画について。2、名寄美深道路の開通に伴う導水管および配水管等の移設、増設の内容について。調査内容、名寄美深道路の開通に伴う導水管および配水管の移設増設の内容について5月16日に聞き取り、現地視察を行ったものであります。調査の内容等については1番の町有林の取得に伴う造林・保育・間伐事業の内容計画等については目的につきましては旧天塩川木材から取得をした町有林は造林・保育・間伐事業の必要から美深町森林組合はこれらの事業は計画的に施業・

管理が行われていた。これらの実施された事業は310町歩に及ぶもので森林組合が10数年かけての内容であること、この度町が取得しているが今後の管理等の計画はどのようになるのか調査をする。調査の内容・資料の説明については記載のとおりでありますので省略いたします。調査のまとめであります。旧天塩川木材から美深森林組合が平成14年1月15日森林辺溪384番地ほか118筆3,103.177平方メートルを取得、森林組合から美深町が同じ森林面積を平成25年2月21日に取得して現在に至っている。平成14年から平成25年まで11年間にわたり造林・保育・間伐事業が行われ国・道からの補助金のほか施業経費の町補助額は7,380万円ほどとなっている。町は森林整備計画に基づき整備を今後も続けていき造林事業については今後広葉樹を含めた展開も検討していき未生息地をなくす方向など森林組合との協力でおこないたいとしている。また、混合林造成についてはモデル等の例があるが難しい各種課題もある。風倒木の現場調査では大きな台風後に被害があり倒れた木は製材に不向きでありチップにして売るため値段は底値となり保険は不可欠となっている状況である。森林の必要性については現在採算のとれる事業とはなっておらず天木から引き継いだ森林についても同様であるが森林の重要性と働きは広範囲で環境保全、CO2の確保・保安林もしくは水源涵養林などはかりしれない働きがあることから森林を守り育てていかなければならないと考えられる。森林の管理体制は他の町有林と同様基本は入札だが現在需要と供給のバランスが崩れており需要が乏しいことから落札も難しい時代である。3年以内に造林しないと補助の対象にならないことから主伐と造林のタイミングが難しく需要の動向を見守りながら事業を推進していかなければならない。ツル切りなどによる保育作業は定期的に巡回し施業しなければならない。今まで天木から引き継いだ森林整備については森林組合により適正に管理されており現在町に移管されたことに伴い森林計画に基づき今後も適正に管理することを望みます。

2番目の名寄美深道路の開通に伴い導水管および配水管の移設、増設についての調査の目的であります。平成25年3月末日名寄美深道路の開通に伴い導水管および配水管の移設、増設が完了したがその内容について調査を行う。調査のまとめであります。導水管及び配水管の石綿管改修は平成18年以降計画的に予定され、平成18年度は町の単独事業で実施し、平成19年度については名寄美深道路の敷設計画が出されたことにより、改修計画を見送ったところです。名寄美深道路の工事に合わせた導水管および配水管の移設、増設がされた。この道路工事における改修は、国から一定の負担金が算定され、町の財政負担が軽減されたところである。現在は石綿管の使用はすべて改修され、導水管および配水管については外は鋳鉄で中はコンクリートでさび止めがされている鋳鉄管と塩ビ管を使用している状況である。美深町浄水場は健全に機能している。

以上、産業教育常任委員会の所管調査報告にかえさせていただきます。

- 議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告に対しお尋ねの向きがあれば発言を願います。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（倉兼政彦君） なければ以上で報告を終わります。
-

◎ 日程第14 休会日の決定

- 議長（倉兼政彦君） 次、日程第14 休会日の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。議案調査のため、明日19日を休会としたいと思いますがそのようにしてご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、明日19日は休会と決定しました。

以上で本日の日程を全て終了しましたので本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会といたします。

どうもご苦労さまでした。

散会 午後 4時20分

平成25年第2回定例会
美深町議会会議録
第2号 (平成25年6月20日)

◎議事日程 (第2号)

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第27号 (美深町暴力団排除の推進に関する条例の制定について)
- 第 3 議案第28号 (美深町交通ターミナル設置及び管理条例の一部改正について)
- 第 4 議案第29号 (美深町道路占用料徴収条例の一部改正について)
- 第 5 議案第30号 (北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について)
- 第 6 議案第31号 (北海道市町村総合事務組合理約の変更について)
- 第 7 議案第32号 (平成25年度美深町一般会計補正予算 (第3号))
- 第 8 議員派遣の件
- 第 9 承認第2号 (閉会中の所管事務調査の申し出)

◎出席議員 (11名)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 番 小 口 英 治 君 | 2 番 藤 守 千代子 君 |
| 3 番 藤 原 芳 幸 君 | 4 番 南 和 博 君 |
| 5 番 中 野 勇 治 君 | 6 番 山 本 進 君 |
| 7 番 諸 岡 勇 君 | 8 番 林 寿 一 君 |
| 9 番 岩 崎 泰 好 君 | 10 番 齊 藤 和 信 君 |
| 11 番 倉 兼 政 彦 君 | |

◎欠席議員 (0名)

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	渡辺英行君	住民生活課長	瓜田晃君
産業施設課長	木戸一博君	会計管理者	長岐和彦君
総務グループ主幹	川端秀司君	企画グループ主幹	玉置一広君
生活環境グループ主幹	望月清貴君	保健福祉グループ主幹	山崎義典君
税務グループ主幹	羽野保則君	農業グループ主幹	草野孝治君
施設グループ主幹	杉本力君	管理グループ主幹	南坂陽子君

◎教育委員会

教育委員長	宮原宏明君	教育長	石田政充君
教育次長	吉田克彦君	教育グループ主幹	後藤裕幸君
教育グループ主幹	荒木久恵君	幼児センター長	清水目桂子君

◎農業委員会

農業委員会会長	外崎敬雄君	事務局長	木戸一博君
---------	-------	------	-------

◎監査委員事務局

代表監査委員	岡崎三郎君	事務局長	長谷川浩君
--------	-------	------	-------

◎議会事務局

事務局長	長谷川浩君	事務局副主幹	角田敏彦君
------	-------	--------	-------

◎ 開会宣言

- 議長（倉兼政彦君） おはようございます。
只今の出席議員は11人全員出席です。
定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。
-

◎ 日程第1 諸般の報告

- 議長（倉兼政彦君） 日程第1 諸般の報告を事務局長から行わせませ
局長。
○事務局長（長谷川浩君） 諸般の報告をいたします。
去る6月18日に総務住民常任委員会が開かれ、付託事件の議案第27号の審査を行い、
審査結果報告書が議長あてに提出されておりますので本日の会議に付議しております。
次に、休会中に議長に提出された書類について申し上げます。
代表監査委員から平成25年6月実施の例月出納検査報告書の1件であり、お手元に写
しを配布しておりますのでご覧いただきます。
次に、追加議案について申し上げます。
議会側から議員派遣の件1件、承認1件が提出されており本日の会議に付議しており
ます。
以上で諸般の報告を終わります。
-

◎ 日程第2 議案第27号

- 議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 議案第27号 美深町暴力団排除の推進に関する
条例の制定についてを議題といたします。
本件につきましては総務住民常任委員会に付託をしておりましたが委員長から審査が終
了した旨の報告がありました。この際、委員長から審査の経過と結果について報告を願
います。
4番 南君。
○4番（南 和博君） 総務住民常任委員会の報告をいたします。
去る18日に付託されました議案第27号美深町暴力団排除の推進に関する条例の制定
についての審査の経過ならびに結果についてご報告いたします。
本件は去る18日総務住民常任委員会を開催し、副町長ほか担当部局の出席を求め本条

例制定の経緯・内容のご説明をいただき慎重に審査を行いました。今回の制定の趣旨ですが、暴力団の排除は社会全体として暴力団が町民等の生活及び地域経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識したうえで暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として町・町民等関係機関及び関係団体による相互の連携および協力のもとに推進することとなっております。本委員会としては慎重に内容審査を行ったところ本条例が施行されることにより町と町民が一体となって暴力団の排除を推進し安全安心な生活の確保と地域経済活動が健全に発展できることから本条例制定は全員一致により原案可決すべきものと決しました。

以上、総務住民常任委員会の審査報告といたします。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告に質疑のある方は発言願います。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認め、本件について討論を行います。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号について採決を行います。

本件に対する委員長報告は可決です。

議案第27号 美深町暴力団排除の推進に関する条例の制定については委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第27号 美深町暴力団排除の推進に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

◎ 日程第3 議案第28号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 議案第28号 美深町交通ターミナル設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

これから議案第28号に関し質疑を行います。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） この件につきましては国鉄が廃止になって交通ターミナルが2年後でしたけれどもできました。ただ、ここの2階はJRが一定程度会議などで使っていたのではないかと思います。ターミナルの条例をつくる際にJRとの打ち合わせ事項等に

ついてどのようになっているのかお聞きをしたいのと、J R側が2階を使つての会議を今後された場合はどのような対応になっているのかについてお聞きいたします。

○議長（倉兼政彦君） 生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（望月清貴君） お尋ねの2階の会議室の関係ですけれども、J R北海道さんをご利用いただいておりますけれども一般使用については平成10年から条例を改正したわけですけれども今回一般使用ができなくなるという内容になっておりますけれどもJ Rさんとも方向性についてはお話しをさせていただいてご理解をいただいているものでございます。

○議長（倉兼政彦君） これから申し出があった場合にはどうするのかということですが、生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（望月清貴君） 現在考えておりますのは2階の会議等で利用していただいている部屋につきましては観光協会合わせて地域おこし協力隊の事務所を設置したいと考えておりますので2階については原則的に使用できなくなるということでございます。

○議長（倉兼政彦君） J Rから会議の申し出があった場合にはどういう対応になるのかと。

生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（望月清貴君） 基本的にはほかの会議に利用できる会館等を利用していただくということになります。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 今回の答弁である程度はわかったのですが、過去に13年ごろに大きな事故があったわけですからそれらについてはその場所を拠点として色々な対応をやってきたということですが大きな事故があったのはご承知だと思うのですがそういった場合、事務所のすぐそばでなければ事務所も狭いわけですからそういった対策的なものは必要ではないかと考えるのですがそれらは優先されるべきではないかと思ひます。従つて、そういった事故があつては困るのですがそういった対応等についての協議というのは親切にやっておかないとこれからトラブルになつても困るのではないかと思ひたりしているものですから再質問をいたします。

○議長（倉兼政彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（瓜田 晃君） 今、主幹が申し上げた部分で原則的にはそういった答弁でよいかと思ひますが、諸岡議員からご質問の部分につきましてはそういった緊急性のある部分につきましては今回2階の改修部分につきましては一部事務室とあと会議室も南

側の方に設けることになっております。そういった緊急時に対してはそういった会議室も対応できるかと思っております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

9 番 岩崎君。

○9 番（岩崎泰好君） この場所につきましては私の記憶ではトロッコ王国が総会の場に使ったり色々活用させていただいた経緯があると思うのですが、今後観光協会の占有という2階のスペースですが例えば会議室の大きさ等はわからないのですが中の構成がどのような形の2階のワンフロアなのですがここをどのような形で使うのか、占有する部分はどのような間取りになるのかということをお聞きしたいと思います。それと観光協会に加盟している団体トロッコが会議を開くとかそういう場合に使用は可能かどうか、今後観光協会のことで料金等は発生しないということになってきますとその辺の兼ね合いはどうするのかということもお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（望月清貴君） 先程課長の答弁の中でもありましたとおり、会議スペースもありますけれども面積として6メートルの8メートル、48平米ほどでございまして基本的に観光協会の事務所の範囲ということでございますので基本的には総会等についてきましては別の会館等を利用させていただきたいというものでございます。

○議長（倉兼政彦君） 料金等の関係は。

生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（望月清貴君） 今回2階の集会スペースにつきましては観光協会と合わせて地域おこし協力隊の事務所にするということでございまして条例でもご提案しておりますけれども2階の一般使用については廃止をするものでございます。それとあわせまして使用料金の規定も削除するものでございます。また観光協会の事務所の1角の会議室を加盟団体の方が打ち合わせ等を利用されるということについては料金は発生しないということになるものでございます。

○議長（倉兼政彦君） 9 番 岩崎君。

○9 番（岩崎泰好君） それでは観光協会を構成する団体の方々が会議等に2階の会議室を使う分については使用が可能でありそこに料金は発生しないという解釈でよろしいのですね。

○議長（倉兼政彦君） 生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（望月清貴君） 先ほど申し上げましたとおりスペースの問題がございまして大きな総会等については申し訳ございませんが別の会場をご利用いただく

ことになります。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 観光協会がバスターミナルの2階を改善して事務所とするという考え方のようでございますけれども、バスターミナルの裏の方に名前が出てこないのですがそこを建設するときに2階を事務所として使えるようなスタイルにしたはずなのですが活用はどのようになっているのか、それが観光協会が使うスペースだったように記憶しているのですけれども現在どのような状態になっているのかお伺いいたします。今までそこで総会をやっていたものができなくなるということになると不便をきたす人も出てくるのかと思ったりするのですけれどもその会場がどのような形になっているのかお聞かせください。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） 今おっしゃっている場所についてはイベント館の2階のことかと思っているのですが、その当初は事務所として使おうという話もあったのかもしませんが今現在は事務所の構えとかそういうことはしておりません。観光協会の備品等をそこに置いているという状況であります。それと、先程の2階の観光協会の事務所、あそこの部屋すべてが観光協会が占有して使わせていただくということになります。その中に一部会議ができるスペースがあるということですから総会等を今まであそこの場所でやっていた団体については今までも料金が発生しておりますし今後も違う場所を利用していただいてそれ相応の料金を払っていただくということになるかと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 7ページの資料、議案の説明の改正案のところですが使用料のところには交通ターミナルの使用料別表のとおりと書いてあるのですがけれども、今話を聞くと2階は占有で一切お金はかからないという答弁があったと思うのですがこれはここに持ってくる第4条の使用料というのはどの部分から出てくるのかお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（望月清貴君） 第4条、現行では占有使用料と第1展示室の一般使用料、第1展示室の一般使用につきましては今お話し申し上げましたけれども廃止するというのでございますので削除されるものですが、占有使用ということになりますとまず1階のJRの事務所あるいは名士バスの休憩スペース、それから現在で言いますと観光協会が1階にありますのでそういった占有使用料の規定でございます。今回、第1展示室の一般使用を廃止しまして2階を観光協会が占有使用になっていくというものでござい

ます。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 第1というのは会議室ですね。使用料についてお聞きしますけれどもJRがキップを売っている隣の部屋とかそういう場所の使用料ということで良いわけですね。その場合の使用料の金額ですけれども面積割だとかどういう基準で金額を査定しているのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（望月清貴君） 現行の占用使用の料金につきましては議案の8ページ、現行の方の欄でございますけれども上の方の四角に建物と書いてございます。時価等に基づきまして面積当たりの単価を出しましてそれに面積をかけて料金を算定することによってございます。これについては右側の改正案についても変更はないものでございます。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） わかりましたけれどもこれは具体的に基本料金何時間以内ならいくらだとかはそのように書いてもらわないと分からないのではありませんか。場所も分かりませんし。

○議長（倉兼政彦君） その辺は条例ですから。

生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（望月清貴君） 占用使用の料金につきましては下のほうにあります。今回はずしますが8ページのカッコに第1展示室の一般使用については時間当たりでございますけれども占用使用については時間当たりのものではなくこの四角の中で計算したものに面積をかけて算定するようになっております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければこれで質疑を終了いたします。

討論を行います。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号について採決を行います。

議案第28号 美深町交通ターミナル設置及び管理条例の一部改正について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第28号 美深町交通ターミナル設置及び管理条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎ 日程第4 議案第29号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 議案第29号 美深町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） これらの徴収条例ということで追加になる条例の項目だと思いますが、特に太陽光発電あるいは風力発電等の設備について考えられる事例というのはどういう形があるのか、ほかの事例も参考にしたいと思いますがどのようなことでこういう形の追加があったのかお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） 考えられる事例というご質問なのですが国の方も25年4月1日施行ですので今のところ事例的なものは見当たらない状況でございます。ただ、状況としましては通常の太陽光だとか風力発電の支柱の部分プロペラの大きなものがあるのですけれどもやはり一般的なものが考えられると思います。現実的には道路構造等に影響のない部分でしか許可できないような状況になっております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければこれで質疑を終了いたします。

これから議案第29号に関し討論を行います。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号について採決をいたします。

議案第29号 美深町道路占用料徴収条例の一部改正について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第29号 美深町道路占用料徴収条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 議案第30号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 議案第30号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更についてを議題とします。

これから議案第30号に関し質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければこれで質疑を終了いたします。

これから議案第30号に関し討論を行います。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号に関し採決を行います。

議案第30号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第30号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更については原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6 議案第31号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第6 議案第31号 北海道市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

これから議案第31号に関し質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければこれで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号について採決を行います。

議案第31号 北海道市町村総合事務組合同規約の変更について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第31号 北海道市町村総合事務組合同規約の変更については原案のとおり可決されました。

◎ 日程第7 議案第32号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第7 議案第32号 平成25年度美深町一般会計補正予算第3号を議題といたします。

これから議案第32号に関し質疑を行います。

4番 南君。

○4番（南 和博君） まず歳出の商工費の企業誘致に関する減額補正1億4,500万円、また歳入の方でも関連すると思いますけれども、このことについてはこれまで当該企業は地元出身の方が代表ということでこれまで誘致また工場建設に向けて国また道に補助を受けられるようさまざまな努力を企業また町としてもされている中で今回最後の最後で自己資金の調達の関係で企業進出が進まなかったということですのでけれども、これは単にわが町の減額補正また1億4,500万円と今まで過去にないような数字の減額補正ということで非常に我が町にとっても影響があるし、また道・国に対しても非常に正直悪い影響が出たのではないかと考えております。また私の感想としては町長として今回の企業誘致に関しては政治生命をかけた一大プロジェクトとして私は捉えているのですが、また進めの中で条例も改正し、私どもの総務住民常任委員会でも条例を修正してまでこの企業を何とか町に迎えたいということで進めていた中で最後の最後でこういう万全の態勢をつくりながらこういう結果になったということなのですが、企業にも一定程度の責任はあると思いますが町として何とか色々な環境整備をした中で何とかこの辺の問題をクリアさせてあげる支援、方法がなかったのかと思うのです。例えば素人考えでいきますと第3セクター的に町として支えて1回は企業を持ってきて稼働させるとかそういう本気の体制があっただけでしかるべきでなかったのかと思うのですが、まずその辺の考え方がこの最後の結論に至るまでに考え方がなかったのかどうか伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） この企業誘致につきましては3年乃至4年かかってここまで進めてきたと、美深町においてはこれらを受け入れるべくできる限りの環境体制を進めてきたつもりであります。議会におきましてもご理解をいただきながら補助の増額をご決定いただきました。さらには受け入れ用地の整備も進めてまいりました。また言われるとおり、国・道に町としても支援の要請をしてきたという経過があります。この企業が最終的には今般は立地ができなかったという現実にあつてさらに町の支援ということもおっしゃられておりますが現状の中でできる限りの体制整備はできたと思っております。最後はやはり企業の大きさといったところが融資機関の理解を得られなかったのかということでございます。設立して企業としてはそう長くない企業でございましてこういったところの力不足という点はあったのかと考えております。ただ、ここまで整備したのでとりあえず

立地ということになって立地後の操業が万が一うまくいかなかったというこれもひとつの課題になるのではないかと思います。企業の今後の経営も考慮しながら体制整備をして充実した企業立地に向けてさらに取り組んでいきたいという考え方をもっております。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 課長の答弁ですと今回は凍結、一時断念ということですがけれども継続して支援はしていきたいという捉え方に聞こえるのですがけれども、町としてリサーチの部分で甘かったのかという気もしますし、その中で町として本気で支援するという動きがどうしてできなかったのかと、それは町としては最後の最後で企業の責任という言い方もあるかもしれませんが条例改正の付託案件の時にも課長なり上層部からも今回の企業誘致によって雇用の確保、工業生産額が上がることによって交付税の割り増しもあるだろう、また固定資産税の増収もあるだろうということで非常に閉塞感のあるうちのまちづくりの中で経済効果がたくさんあるという判断で進めてきた中で最終的にどれくらいの金額が足りなかったのか分かりませんがその辺をしっかりと調査をして進めるべきでなかったのかと、その辺の責任をどのように捉えられているのか伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 誘致について会社の経営状態のリサーチが足りなかったのではないというご指摘でございます。基本的にはこういったものについては申し出によって書類の審査をしながら誘致実現が可能かどうか判断をしてきたところでありますし、また一定の国の補助の内諾を受けた中で一定の評価があったものを参酌しながら町においても当初予算に予算計上させていただいたということでもあります。経済効果の部分は当然立地に至れば当然雇用の場の確保それから商工業の振興に大きな影響があったのではないかと考えております。最終的にはそこに至らなかった現実がありますから、今後、今回の計画については断念せざるを得ませんが継続的にそういった雇用の場の確保になるような立地に向けて努力をしていかなければならないと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 今後も規模は小さくなるかもしれませんが企業誘致に向けて支援したいということでしょうけれども、それには信頼関係を持っていないとなかなか相手側も信頼関係が揺るぐ可能性もあるのかと。例えば今回のこの歳入の940万円の減というのも一般的にみると非常に私としては問題があるのかと思います。ですから信頼関係を構築する中では一度将来的に企業誘致をしたいという考えがあるならば一度この町有地を買っていただくようなことをすることによって信頼関係も揺るぎなくある意味言葉は悪いですがけれどもタガをはめるようなことにもなりかねないかもしれませんが、そ

うということによって相手側と信頼関係ができてくるのではないかと思います。この辺の歳入の減という部分についても私としては問題があるのかと思いますし3回目ですので最後に今後についての町長の考え方を改めてお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 用地の売り払い収入も合わせて減額をさせていただきました。おっしゃるとおり企業側にもこれまでの町に対する考え方もありますので購入という考え方も示されているところであるのですけれども現状の計画の中で10,500平米といったところまで将来的には広くならないだろうという考え方もありますので今回予算の提案をしている部分については一度白紙に戻すという考え方をとったところであります。土地を買っていただければさらに継続的にひとつのタガをはめられるという考え方もありますが、ひとつのまちづくりの観点でその部分を特定してしまうと今後の影響もあるかということで少し慎重に判断しなければならないという考えでいるところでございます。場所の特定をどこにするのかという問題もあるのかと思っております。会社側の意向としてはそういった意向はございますので今回は予算の方にはあげておりませんがそういった内容でございます。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 私の方のコメントも求められておりますので答弁をしたいと思います。議会もご承知だろうと思っておりますけれどもはじめから議会の皆様方のご理解を得ながらサーチが不十分でないかという話も今ありましたけれどもそういうことを含めて我々としては一生懸命努力をしたと思っておりますし、それに向けてはなかなか上川北部この地帯に国の補助、道の補助を受けるに網がかかっていない部分等については名寄さん下川さんのご協力も得ながらそういう網をかける努力をしたりさらには国の補助等々がなかなかついていなかったわけでありましてけれどもなんとか経産省の東日本のお金を取り付けるべく相当努力をして企業と相談をしながらなんとか当初の計画より少しずつ膨らんできた経過はありますけれどもそういう形にしながらもってきたわけでありまして。ただ、なんとか建物の方も補助の対象にならないかということも努力をしたのですけれども結果的には設備だけということでありまして従いまして東日本の復興に掛かる予算の枠の中で補助対象にしてもらうと。それも1次ではねられたのですけれども2次でなんとかするというところをしながら努力をしてきたわけでありまして。うちの町の補助制度等、企業誘致についても皆様のご理解をいただく中でぎりぎりいっぱいのところまで持ってくることもできたのかと思っております。従いまして、費用から色々最終的にもう少し効率的な補助になれば何とか工場建設に向けてやれたのかもしれませんけれども、なかなか大きな融資を受けな

ければならないという段階でありましたのでなかなか銀行とかなり折衝をしながら場合によっては今の取引の銀行から他の銀行に移す相談だとか企業としては相当努力をした経過がありますし、また場合によっては企業に新たに資本参加といいますかそういうことも加えることも内部検討をされたようでありますけれどもしかしながら大きな資本を持っている外部の第三者的なものを入れることによって、そうしたら今の企業が存続していくことができるのかどうか、企業が別な企業に変わっていく可能性が出てくるという心配等々があったのではないかと考えております。諸々判断をしながら今の段階では融資が受けられないということになったという経過でありますから残念ながら今の計画を断念せざるを得ないということで先ほど担当課長から説明申し上げたように条例に基づく補助金さらにはうちが斡旋した用地についても一旦予定したものを歳入から落とすという手続きにしたいと考えたわけであります。先ほど担当課長がお話したとおり将来に向けて用地を会社としては購入したいという話は出てきておりますけれどもその辺をきちんと詰めているわけではありませんのでそれがベターなのかどうか、はじめから今議員が言われるようにタガをはめておくためにも用地を持たせておくことが良いかどうかということも諸々今後の検討にしていかなければならないと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 9款の消防費の関係なのですが、一昨日の会議の中で第2コミセンの云々の説明があったのですけれどもこの時期に工事設計として550万円の補正を組んだ経緯を改めて伺いたします。それとどのような改修工事が必要なのかその辺も伺いたします。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 消防庁舎の改修設計業務委託料の話であります。平成25年度に入りまして第2町内会が消防コミセンという形で利用していたところからほっとプラザの方に移転をしたということでもあります。全体的に消防庁舎の老朽化が進んできたところであれまして、コミセン部分の空きスペースの活用が必要ということ、さらには今使っている消防署の狭隘の部分、それから消防団が使用していた施設の狭隘の部分、こういったものの課題の解決に向けて現行の庁舎を使えるだろうということでもあります。そのようなことで本年度設計委託を組んで次年度以降その事業に着手できたら良いなと考えているところでございます。内容については大まかに検討しているのは、まず大きな部分では老朽化の改修もあるのですけれどもデジタル無線といったものが入ってくるということでありまして自家発電設備が必要であるということでもあります。それから鉄塔の改修でこれまでアンテナが立っていた鉄塔の部分非常に老朽化しているということもあって改修をい

たします。それから外壁、内装これは全てではないのですけれども、老朽化した部分を改修していくと、それから自動火災警報装置、これは古い建物なものですから付いていないという状況がありましてそういったものをつけないかならなければならないだろうという考え方をもっております。さらに近年消防車両ですとかそういったものが大型化してきたものですから消防庁舎を見ていただくとわかるとおり古いコミセン側ではない方の車庫の高さが低いわけです。これを入れるために今のオーバースライダー方式から電動のシャッター方式で上げるとその高さが構造を変えないで高くなるということがありますのでこういったものが改修できると考えております。それと屋上の防水こういったものもやっていかなければならないだろうということで詳細までは全部言い切れておりませんがおおまかにはそういうことでもあります。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 今色々説明していただいてこれまでずっと課題として見てきた部分ではないかと思うのですけれども、当初予算には盛り込んでいなかったわけですけれども本年度に入って急にこの問題がクローズアップされてきたという部分ではないと思うのですが今言ったようにどこをどうしたらいいかという部分はピンポイントですごく見えている部分なわけで、それをまたさらに設計費というのはどうなのかという感じがしたのと、第2コミセンの移動ということに関しては当然去年の段階から分かっている去年予算にものってきていないということは先ほども出ましたけれども交通ターミナルあたりは2階を改修するというので400万円ほどでやれる形なのでそういうことで第2コミセンの改修であればなんとなくわかるのですけれども設計費だけで550万円ということは耐震とかそういう部分が入ってくるのかと思うのですけれども耐震的に今の消防署庁舎というのは大丈夫なのか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） ほっとプラザ等ができることが分かっているのだから当初予算に組みなさいということなのかと思っているのですけれども、総体の町の財源も参酌しながら当初には盛り込まなかったということでございます。財源が一定程度繰越金のめどもついて残っている課題についてこのたび提案をさせていただいたということでございます。耐震につきましてはこれを実施するとまだまだ驚くほどの金額がかかるかと思いますが、一定の業務委託の中で現行の庁舎がこういった状況にあるかという判断はできるかと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 4番議員の関連で2つほどお聞きをするのですが、これからのア

イサイエンスまたはTMSの関係については継続をして色々誘致をしていくと思うのですがこれらについて例えば実際には農業振興センター等ではバイオの試験などは今もやられているのではないかと思います。それらについてはどうなのか。それから東工業団地ということで用地の整備をしたり美深町はそれなりにやってきてその購入の話も出ていたわけですがこれらについて10,500平米でしょうか、これらについて例えば整備をした企業が白紙に戻しますといった場合にその土地等については要求があってそこに企業誘致がされて別な会社が来たいという場合にはどのような扱いになるのでしょうか。その点についてはどの程度の腹決めがあるのかお聞きをしておきたいと思います。

それからもう1点、12ページにあります語学指導助手の賃金の中の金額的には非常に少ないことなのですがALTの関係の再任ということができなくて辞めたということだと思ってしまうのですが、これは語学指導助手の決定をする際に何か障害があったのか、こういう結果になったことについてお聞きしたいと思います。この語学指導助手関係についてはどういうルートで採用を決定しているのか、これらについてお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺秀行君） 企業誘致の関係のご質問でしたが、駅東地区の工業団地の部分で新たな会社が来た場合はどうするのだということですが、新たな会社がくれば大歓迎という体制は取りたいと思います。ただ、これまでのアイサイエンスの立地の場所、将来的には建てたいという意向もありますのでそういったところと相談をしながらスペース的にはまだまだ広い土地がありますのでそういったところと相談をしながら立地をしていきたいと考えております。それから、現行の農業振興センターでのアイサイエンスの研究事業については概要の計画ですけれどもこれまでの本町での製品製造を予定していた平板培地・試験管培地といったものから若干シフトして液状培地というものもあるようです。こういったものの試験的なことをやってみたいという意向もありますので継続的にこういった振興センターの空き室の活用を進めていきたいという考え方をもっております。

○議長（倉兼政彦君） 教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（後藤裕幸君） 今回のALTの関係なのですが、今回採用されているALTの方については当初昨年来られてその時点で次年度以降の採用にあたっての確認を取ったところ25年度以降も2年目も続けていきたいということで意思を確認しておりました。ただ、冬に一時帰国した際にカナダの家族の方から家庭の事情で戻ってきてほしいという家族の方からの要望がありまして本人が1年の期間を終えた段階で帰りたいということで今年の冬にそういう意向が伝えられたので今回新たに8月からの採用ということで決定となりました。それと採用にあたってはALTを管轄しているところからの斡旋と

いう形で採用を決定していくという形をとっております。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 内容等については分かってきたのですが、企業誘致の関係についてお聞きをしておきたいのは理事者の考え方として私はこの立地等については6億円から8億円くらいでここに工場をつくりたいという要請があった気がするのですがそれがひらいてみたら13億円になったのですがこれらについてはどのように考えておられるのか、私はこの金額的な面で5億円もアップした原因があるのではないかと思うのですがそれに至ったことについて答弁をいただきたいと思います。それから、職員採用に向けて会社側が会社の説明という形で住民を集めてそういう説明会を2回ほど開いていたと思います。若い人がそこに、または職場を持つ人も動揺しながらそちらの採用に向かっていったのかと思ったりしています。そういう方がいて色々話も聞くわけですがこれらについてフォローというのは今後どうしていくのか。例えばこれは延期になったということで照会をしていくのか、企業は断念をしましたということでいくのか、白紙に戻すといったらそのようになるのかと思うのですが取り扱いやはり働こうとしている人の意欲がそがれてしまったのではないかと思います。その点についての考え方、これからの対応等についてお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） お話しのあった企業立地にかかる投資の金額6億円から8億円さらに13億円になったのではないかというお話しですが、13億円までの記憶はなかったのですけれども概数で計算をしないで10億円くらいの規模になるかもしれないという話がありました。当初、一番はじめに話を持ち込まれたときには5億円くらいの規模でなかったのかと思っております。その中で随時精査をしていってさらには他の工場を見ながら比較的日本の中では最大規模のものを作りたいという意向もあって金傘が積み重なっていったということになるのかと思います。国へ出した申請の中でみれば約9億円の投資ということだったかと記憶しております。生産ラインというのは他にたくさんあるわけではなくて専用のラインになるそうです。こういったものを作り上げていくには非常にお金がかかるということが分かったということも言われておりましたのでそういったことで想定をしていた当初の金額よりも倍近く上回ったのかと感じております。それから、会社説明会はアイサイエンスの方でSUN21をお借りして二日間にわたっておこなっております。さらには高校の方に出向いて卒業生等の募集などもやっていたということでもあります。会社説明会に来られた方にはこのたびの企業立地の撤回ということは町としては文章等で

参加者に対して周知をすべきではないですかという指導をしているところでございます。何らかの経緯を報告していかなければならないでしょうという話をしているところでございます。会社説明会は主体的には会社が行なってきましたのでやはり会社の責任としてそういう方々への説明が必要だろうと考えているところでありますし、高校の方については確かに卒業生の就業場所ということで期待をかなりしていたところがありますがこういった事態についても高校には会社の方は足を運んで早い段階で少し延期をするという話しを現在のところされているという状況であります。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 会社の方の採用の関係については会社側の責任であるということですが、ただ、住民としては1年、少しだけ延期しますということではありますが白紙に戻すのとちょっとだけ延期というのはずいぶん違うような気がするのですが、この採用の関係については十分な説明をしておかないと私は大変なことになるのではないかと考えているところです。その点の対応は間違いなく会社ときちんと整理をしておかなければならないと思います。ですから白紙という言葉がそういう中で何を指して白紙なのか、その点について明らかにしておきたいと思います。それから、町長の答弁の中で出てきたのですが、企業誘致の関係が大震災と影響があって、という部分、大震災と影響といわないけれども関係があってということが出てきたわけです。これは大震災とどうかかわっているのかこれも重要なことでありますのでどういった時期にどういったことが起きてどうなって会社立地にどう影響したのか、これを明らかにしておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 会社の撤回状況は基本的にはこれまで説明を申し上げた計画については撤回ということですので言われたとおり十分その辺を配慮するよう申し入れをするということでご理解をいただきたいと思います。震災の関係は国の補助金を受ける今回内諾をいただいていた国への補助金というのが通常は企業立地のための補助で通常の補助ではなかった、震災があったために復興のための財源として補助が創設されたという意味です。その補助に今般アイサイエンスが手を挙げて該当したということでありますのでその関係で国の補助を現計画では受けることができたということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 総務費の中の活性化促進補助金の中で牛乳を使ったソフトクリームづくりの基になるものを作りたいという説明だったのですけれども全体の金額はどのくらいの金額でこの事業が始まるのか、場所はどの辺を予定されているのか。

それから、そのつぎコミュニティー補助金事業、東自治会の物品だそうですねけれども、こ

の件につきまして自治会で机だとか椅子だとかを更新するときに古いものはどのように処分されているのか。また、そういうものばかりではなくテレビだとかカラオケだとか購入しそれが古くなったときにはどのように処理をされているのか。一応は財産になっているのではないかと思うのですがその処理の仕方をお聞きしたいと思います。

それから、15節工事請負費です。交通ターミナル改修工事費、この件につきましては21年に300万円某をかけて事務所を改修しさらに今回はそこが手狭になったので2階を改修していきたいということでその後現在の使われている事務所はギャラリーとして改修するという説明だったように伺っております。このターミナルを改修する時に当たって、あの場所は手狭でないかと事務所としては不適でないかといながら議論をしながらいたのですけれども、案の定、現在では手狭になったので二階を改修したいと。しかし、これはどのような形で完全に会議室と事務所を区切ってしまうのか、それとも区切らないでオープンにするのか。420万円をかけて改修するという内訳を知りたいと思います。

それから、19節の負担金及び補助金の件です。経営体育成支援事業補助金、機械の購入とあります。農業者に対してどのような機械の購入をされるのか。前回までジャガイモ等の生産に対して機械の購入の補助をしているところですがけれども、これは道・国からの直接補助金があるので町には痛みがないのかもしれませんがそういう機械を入れて農業者が収益あるいは実際に実績が上がっているのかどうかということも知りたいです。どういう機械を購入されるのかお伺いいたします。

それから、工事請負費、町有林造林保育事業工事請負費がここに載っております。私は今般町の植林に参加したところなのですがけれども、町有林で植林をしておりますけれども大きな木を伐採してその後に植林をしているわけですがけれどもこの伐採した木をどのように処理しているのか。町の財産だと思うのです、町有林ですから。その点についてお伺いしておきたいと思います。

それから、先程から企業立地促進補助金、色々議論をしておりますけれども今日まで振興センターを利用して何か研修・研究をしていたのではないかと考えているのですがそれを完全に撤退したのかどうか確認させてください。

それから、委託料につきまして木質バイオボイラー導入実施設計委託料ですがけれども、このボイラーを実際に導入する予定でいるようですが燃料の導入はどのような形で確保されるのか。それからもう1点、この木質ボイラーによって排煙、そういうものが発生しないのかどうか、環境に影響がないのかどうかお聞きしておきたいと思います。

それから1番下の委託料です。先程から出ておりますけれども改修工事設計業務委託料で550万円です。これは中学校・小学校あるいは児童館といろいろな改修、新築の設計

業務委託料が出ておりましたけれどもこの金額ですと全体の工事計画がかなりの金額になるのではないかと思うのですけれどもあまりにも550万円という業務委託料にしては大きすぎるのではないかと思います。ですから工事料からみましたら中学校の実施設計委託料はかなり大きかったですけれども小学校は500万円某でしたから、基本設計委託料がです。改修工事の設計業務委託ですから驚いているのですけれども納得できない部分があるのでお伺いいたします。

一連に質問をしないと一問一問質問ができませんので申し訳ございません。

先程、語学指導賃金についてですがどういうルートでどう採用したのだといったら、斡旋を受けて採用をしたということですが、それだけの答弁ではあり得ないわけです。どういう方で何歳くらいの方でどこの国の人を採用していますというそういう答弁をしてくれるのが親切ではないでしょうか。その辺をもう少し親身になって答弁をしてください。それからその下の賃金です。臨時職員賃金はどういう方を採用し、臨時としてどのくらいの期間採用されるのか、その点についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） まずはじめの活性化の補助の関係ですが、金額につきましては約200万円程度の事業規模であると今申請をいただいております。それと、どこで作るかということですが、この事業者につきましては現在地元の牛乳を使ってチーズを作っている事業者であります。そこの事務所に新たに機械を設けてソフトクリームの原料を作るということになっております。

次に、コミュニティー助成の関係ですが、今回は椅子・机がかなり古くなってきているということで新たに更新をするというものです。古い椅子等については随時自治会において処分をするということになっております。さらに、他の備品につきましても使えなくなるような状況になりましたら自治会で更新するなり対応をすることになるかと考えております。

それと、ターミナルの改修ですが、平成20年から何回か改修をしてきました。その当時の観光協会の事業としては主にイベント中心の事業展開でありましたので、今現在ある場所を活用して十分その当時は事業を進められるのかと考えておりましたがここ2～3年広域的な事業展開さらには教育旅行の誘致に向けて新たな事業展開をするということになりました。こういう事業をするにあたってはやはり人的な増員・強化も図らなければいけないということで今回2階に会議室を新たに設けて地域おこし協力隊というところと連携をしながら新たな事業展開を図っていくということでございます。それと、現在の事務所

につきましてはギャラリー的なスペースとして活用するというごこととございます。近年、映画ですとかそういうロケ地を巡るといふ観光の形態も現れてきております。美深については羊をめぐる冒険という小説の舞台ではないかといふことを言われておましてそういう方々がそういう場所に行って自分なりの想像を膨らませていくといふような滞在型のロケーションツーリズムという旅行形態が出てきております。その中で、現在の事務所の中に村上春樹の本を少し置いたり、そういう雰囲気を作ってこの美深に来たくなるという動機づけの場所にしていきたいと考えております。

バイオマスボイラーの委託の関係ですが、原料につきましては美深にチップ工場がありますのでそこで生産された原料を美深温泉の方に入れていくという形になると思っております。もう一つ環境の問題で煙の問題でありますけれどもこれにつきましては下川なども視察をしてきておましてその辺の問題はないといふことで聞いておりますし、今の美深町のチップの水分等を考えても特に問題はないのかと考えております。

私の方からは以上です。

○議長（倉兼政彦君） 農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（草野孝治君） 10ページの農業振興費の経営体育成支援事業はどのような形態の機械を導入するのかというご質問でございますけれども、家畜、牛に給餌するえさを主にその飼料に関する機械でございます一つは牧草、サイレージ等とトウモロコシ等の農耕飼料を適正配合する機会でミキシングフィーダーというTMR、混合飼料を作る機械でございます。そして2台目は牛のえさの牧草を刈り取った後に乾燥させるために反転させる機械と3台目がレーキという機械でその乾燥した草を集める機械といふことでいずれもトラクターの後ろに牽引して使う機械といふことでございます。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 農業振興センターの利用についてはこれまで研究する場所といふことで平板培地・試験管培地こういったものを製造の研究に当たってきたといふことでございます。先ほども答弁をさせていただいたと思っておりますけれども、今後の方針に基づいて製品の転換もありますので今後についても農業振興センターの事業に支障ない限り、この場所を提供していきたいといふ考え方をもっております。それから、消防庁舎の業務委託料の関係ですが、概算の大枠の計画の工事金額から計算をしてこういった部分を割り出してもらいますけれども10%から12%といふことでありまして一応この550万円という金額を計上させていただいております。金額が随分高いのではないかといふご指摘もでございます。入札執行の際にはこれらを精査しながら軽減に努めていきたいといふ考

えでございます。

○議長（倉兼政彦君） 教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（後藤裕幸君） 先程の語学指導の賃金の関係のご質問でございますが、ALTの関係におきましては国際化交流協会というところからの斡旋という形での採用となっております。今回新たに迎えるALTに関しては中国系のカナダ人ということで女性で23歳の方が8月から新たに来られるということでございます。それと、体育の方の事業の賃金の関係であります。今事業を伴いましてそれにお手伝いをしてもらうということになりますので体育振興の関係の補助的な業務を担当してもらう方を採用するものでございます。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） 町有林の関係なのですけれども、通常の造林・主伐事業については当然販売した中で事業をやっております。今お尋ねの部分については先だって6月の初旬にあった植樹祭の箇所についての部分だと思うのですけれども関連質問ということですので藤守議員さんのおっしゃる部分で行きますと侵入路の近くに7～8株の切り株があったと思うのですけれども、現実的にはあれは全部天然木でございます。シラカバと50センチ程度の1番太いミズナラが1本ありました。現実的には天然木ですのでなかなかそれを売って販売する、また販売するためにはブロックを切って街まで持っていきますと逆に販売するよりもそちらの費用がかかります。そういう中で地域で育った木ですので地域の方に呼び掛けて持っていきたいというものがあれば持って行っていただきたいということで何人かそういう希望がありましたのでそういう処理をさせていただいているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） まず、コミュニティセンターの今回新しくします机・テーブルの件ですけれども、これは古いものは何年耐用年数を持って更新されて、今後いく考えなのか。自治会で回収するということは自治会も当然物品庫等がないために廃止しなければならないことが出てくるのではないかと思うのですけれども、そういうものは一般ごみあるいは企業ごみとしてなるのでしょうか。そのようなゴミの処分の仕方になるのか、その点をお聞きしたいと思います。

それから、農業経営育成支援事業、これはそうしますと一農業者に対しての機械の導入ということなのではないでしょうか。私はその辺を聞きもらったものですから全体の農業者が使えるものなのかどうかうかがいます。

それから、町有林の件ですけれども説明のとおりわかりました、天然木を伐採した際にその天然木が街まで運んでくると経費がかかるので地元で利用者に提供していると、これは理解できます。ですけれども、やはりこれは一応天然木でシラカバとか利用が不可能な木としましても町有財産をこのような形で処理してもよいものかどうか。やはりお金をかけても取りに行き利用したいという方もいるかもしれません。一応は財産でないかと私は考えるのですけれどもその辺を伺います。

次に、体育施設の臨時職員賃金なのですけれども、補助的な役割をする臨時職員の採用だということですがそうしますと10カ月くらいだと思うのですけれども美深町も体育振興に対して専門の職員が正職員として配置されましたけれども、今美深町でもずいぶん目を出してきているトランポリンなどは指導者がボランティアでやっている状態に進んできているわけです。全体のそこにしっかりと配置したスポーツ指導員の要請というものも必要ではないかと思うのです。大きく美深町もスポーツについては名乗りを上げて全国的に展開しようとしてきているのですから、やはりそういう指導者の要請というものが必要になってくるのではないかと思うのです。道から派遣されて3年たつてその期限が切れてしまうとこのように臨時職員の対応になっていくと、これではお粗末ではないかと思うのです。その辺の考え方についてお伺いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） コミュニティー助成の関係で事務の机・椅子の耐用年数につきましては15年をひとつの目安としております。現実にはそれ以上使っていただいてこれ以上使えなくなるといったときに更新をしております。それと、これを処分する場合にはそのまま何か別の方として使うこともあるのでしょうか完全に処分する場合には料金を支払って処分する形になると思います。

○議長（倉兼政彦君） 農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（草野孝治君） 農業振興費の経営体育成支援事業の農家数の関係でございますけれども、初日の説明の際に申し上げましたけれども2農業生産法人となっております、今回飼料のミキシングフィーダー1台が1農業生産法人、牧草の機械テッターとレーキ、この2台が1生産法人ということで2つの農業生産法人に対してこの事業の採択内定となったところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） 植樹祭をしたときの木材の関係なのですけれども、なかなか広くみなさんに周知をして、ここに木がありますから利用される方は取りに来てください、ということには木の量からいってもなかなかならないような状況だと考えられ

ます。それで、町がそれに対して未利用材ということになるのですけどもそれに対してそれ以上のお金を出すというのは町の財政だとかそういう部分を考えて時に果たしてそれがふさわしい方法なのかということもありましてそういう状況となっています。その場合に1番良いのは何なのかといいますと、やはり所管の方で考えるのはお金のかからないような形で地域の人が喜んでいただいて利用していただけるのならそれが1番良い方法かということによってやっている次第でございます。

○議長（倉兼政彦君） 教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（後藤裕幸君） 今回、体育で計上しております賃金の関係であります。今これからしようとしている事業は大学との協力協定先である北海道教育大学、仙台大学からのスポーツの関係での活用した事業を進めていく形でその中の事業の中でスポーツを担当してもらう補助的な部分と総合クラブだとか事業の推進の企画だとかあとは先ほど言われている実技の指導のできる方を採用していくという形で今考えているのですが、その方がこの事業に関しては1年間という限られた期間ではあるのですが今後その事業に基づいて継続して指導ができる形をこの事業の中で考えていけたら良いかと考えております。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 先程、交通ターミナルの改修の件で今度改修される2階の部分ですけれども区切らないでひとつの施設としてそのまま使う方が良いのではないかと、今会議室と事務所と区切ってしまうような話を聞いたものですから将来的区切ってしまうとまた今回みたいに手狭になったとかという弊害があってはならないのではないかと思うのですけれどもその辺の答弁がなかったものですからお伺いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） 答弁漏れをしておりました。2階の改修につきましては完全に事務所と会議室を仕切る形ではなく中に衝立を立てて仕切るという改修の方法をとっております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） 9ページの7款のバイオマスボイラーの件で質問いたします。現在、温泉で何機のボイラーが稼働していて、そのうち何機の木質ボイラーを計画しているのかお聞きいたします。それと、平成22年度に新エネルギーの報告書にあったのですけれども、現在の市況ですとトン当たり13,000円ですけれどもトンあたり7,000円

までコストを下げないと10年くらいで償却ができないという報告を受けていますけれども、それと量的な問題もなかなか美深は難しいような答弁をいただいた経過があるのですけれどもその辺はクリアされているのかどうかお聞きしたいと思います。

それから、11ページの教育費の語学指導費ですけれども、これは向こうの指導員はこういう方がいるという紹介があってその中から選ぶ話だったのですが今のスポーツのお話からいうとある程度こちらの要望も聞いてもらえるのかと考え直したのですがその確認と、再任の基準というのは今回2年のものが1年になったのでその分安くなったという説明が出たのですけれども、再任すべきか1年の基準はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

それと、11ページの保健体育費の各種スポーツの謝金の内容が350万円くらいになっていますが大まかで良いので年何回で内容は簡単でよいので教えてください。

それと18節の体育施設の備品購入費、説明の中では握力計しか聞いていなかったものですからその辺を教えてください。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） バイオマスボイラーの関係ですが、現在美深温泉、ふるさと館、高齢者センター含めて6機ボイラーが稼働しています。今後新しく木質ボイラーを入れる場合には考え方としてこの温泉全部を賄うボイラー、この容量をクリアするボイラーをひとつ入れます。そしてさらに、時間によってお湯を沸かすピークが変わってきます。そういうピークの時には現状のボイラーをバックアップ的に使用するという形で考えておまして現在6機あるものが最終的に残るのは3基程度かと考えております。それと、原料ですがこれにつきましては新エネルギービジョンの中で13,000円、これによって13年程度で経費が回収できるだろうという試算をしております。さらに、原料をいかに安くできるかというところがその経費回収を短縮することになるかという表現になっていたかと考えております。それと、原料の心配なのですがこれにつきましては美深町は道有林がありますのでこれについて北部森林室の方で今後間伐材を地元のために優先して利用させていただけるということになっておりますのでその辺の心配はないのかと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（後藤裕幸君） A L Tの関係ですが、A L Tの要望をする際にこちらからの要望がきくかということですがこちらの要望は出しておまして、美深町はずっと国籍でいえばカナダということをお願いをしております。再任におきましては本

人の意思を確認しながら、それと外国人の任用規則を持っておりますのでその中で本人の意思を確認して次年度以降の採用にあたっていくということになっております。それと、体育関係の謝金の関係なのですがこれについては大学の講師の先生方、学生さんに対してのものであるのですが15回程度を予定しております。備品の購入の関係なのですが説明の方では握力計だけであったのですがそのほかに長座体前屈、測定器、ソフトマット、ゼッケンを考えております。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 語学指導員なのですがこれは最大は何年までできるのか、その辺をもう一度確認したいと思います。面接だけではどのような方がよくわからないと思うのです。契約するときに例えば1年おきにもう少しいて欲しいとかなるべく町の要望に沿うような方を入れた方がよいのではないかと思うのですが、本人の希望だけで2年なら2年でも良いですけれども教育的な効果の面からいうと単年単年の契約の方が私は効率的だと思うのですけれどもその点だけお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（後藤裕幸君） 今の任用にあたってですが当初来るにあたっては向こうからの本人のプロフィールだとか希望だとかこういうことをしたいとかそういったことが送られてきます。それをこちらの方で確認をしてそれに基づいて、本人とは直接お話しする機会も何回かあるかと思うのですが文章のやりとりをしながら採用にあたっていくということになります。それと再任にあたっては1年間の語学指導をする中で教育委員会の方も本人の意思を確認しながら次年度以降の採用といいますか1年1年の単年度契約が基本になっております。一度に最大で5年まではいけるのですが任用によっては1年1年の単年度契約でその単年度契約の中で次年度以降どうするかということで教育委員会の担当と本人と話をして次年度以降の任用にあたっていくということになっております。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 私は4点ほどお伺いしたいと思います。

1点目は先ほどから話題になっています木質バイオマスボイラーの導入に関してであります。ひとつにはいま進めとしている木質バイオマスボイラーについて単に単体での取り組みなのか、将来的にはこれらを活用した中で全町的に導入等を図っていくような仕組みをつくらうとしているのか、それがまず1点です。

それから2点目は、消防庁舎の改修工事の関係です。先ほど、やらなければならないメニューがたくさんあるという説明を受けましたが、それらのメニューの中で出てきた要望、来年度5,000万円ほどの改修工事に取りかかるという計画だと思いますがそれらの何%程度を取り入れてこれをやろうとしているのか。ある意味要求に対して100%対応した庁舎に改修しようとしているのかという点です。それからさらに、現状の中で消防庁舎が消防活動・救急活動にどの程度の支障があってそれらの改修に向けて進もうとしているのか、その2点です。

それから3つ目は、企業立地促進事業補助金との関係であります。これについては先ほど来4番議員7番議員ほかの議員も質問されて答えをいただいているところですが、断念したいきさつの中で自己資金の調達にめどが立たないという報告を受けて今回断念をせざるを得ない状況になったということですが、それらの資金計画は町としてはどの程度まで資金計画の中身について情報を入手していたのかという点が1点です。いろいろ7番議員の質問の中でも当初の予算から大幅に色々な理由があって資金が必要になってきたのだという説明もありましたけれども、基本的に私も企業をしていた関係で何か事業計画を立てるときにはきちんとした事業計画を立ててそれをもとに銀行の融資なり資金繰りを立てるとというのが筋だと思っています。それが何かその辺のところに不備があったような中身ではないかと考えるところではありますが、その辺のいきさつと資金調達計画をどの程度町が把握していたのかということをお聞きしたいと思います。

それからもう1点は、前にも一度質問した経緯があるのですが補正予算の組み方、考え方この辺についてどのように考えていたのかその辺のことについてその4点についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） 木質バイオマスとの関係で、全町的な導入につきましては新エネルギービジョンの中でも示していますがこの地域に有効にある資源を活用して再生可能エネルギーというものを導入して環境の負荷を減らしていくというのは大前提でありますのでこれが木質バイオマスを有効に活用できるという今後の見通しが立てば全町的な導入になるかと考えております。ただ、新エネルギービジョンの中で先程小口議員の方からご質問がありました13,000円を7,000円程度に抑えないと導入は難しいのではないかとことにつきましては役場、COM100、体育館、例えばこういうところに木質バイオマスボイラーを導入したときに経費を回収するには33年程度かかるという試算をしておりますがこの辺が美深温泉の木質バイオマスボイラーを導入して単価的に抑えられてくるということになれば実現も可能かと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 消防庁舎の改修の関係でございますが、どの程度の要望があったのかというのは消防署の担当からという意味でしょうか。それでよかったですか。良い施設であればこれは越したことはないということではありますが、既存の施設の利活用といったこともありますので老朽化の部分の解消、それから活用スペースができたのでそこを活用するというところで協議をしながらこういった方向で進めましょうというところまで進めてきているところでございます。金額の5,000万円と言われたのですけれども先ほど設計から鑑みれば5,000万円くらいかととられるのかもしれませんがこの辺は少し流動的な部分があるのかと思っているところでございます。それから、現状の消防活動に支障があるのかといわれますとこれが支障がありますという話にはなかなかならないわけで、職員の待遇といいますか、老朽している部分での作業といったものの環境の向上に努めたいということもありますし、先程申し上げましたとおり無線のデジタル化も近くに迫っているということもございましてこういったものに対応するというところでございます。そういったことでよりベストな状況の庁舎にしていくという考え方でございます。企業誘致の関係で資金計画の見通しの部分と考えておりますが、あくまでもこういった方針については計画書が出され会社の説明会でも将来の経営等々も出されていたのではないかと思います。岩崎議員はあの時出席はされていなかったかもしれませんがそういったところで説明会の中で将来性を見通しといったものも出されていて一定の手順を踏みながら理解をしながら町としてはある程度の金融機関からの融資が受けられるという判断の中で進めてきたものであります。企業においても当然事前に金融機関等の模索、それから計画を打診しながら一定の理解はあったものと踏んでいたようでございます。最後の段階になって精査をした段階で理解が得られなかったということでございます。それから補正の関係なのですが、当初予算に組む以外、緊急時といったことが大前提かと思いますけれどもやはり財政状況を見ながら課題となる優先順位を考えながら補正をさせていただいているということでございますのでその辺についてはご理解をいただきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） まず木質バイオの件ですが、ビジョンを1つの大前提として前に進みたいという答弁でありましたからぜひそのようにしていただきたいと思っております。昨日もニュースステーションの中で全国放送をされた下川町の取り組みは非常に近くにおいて、全国の模範となるような取り組みを既にはじめていて、数年後には木質バイオによって全家庭の電力供給まですべてやっしまおうとそういう壮大な計画も昨日のテレビで全

国放送されたところでありますが、模範となるものが近くにあるのですからぜひそれらのことについても進めていただきたいと思いますというひとりです。

また、消防庁舎の関係なのですけれども、同じ町の公共施設としても一般町民が自由に出入りして使えるような施設ではないということがひとつです。これについてはしっかりと救急消防体制が組めるような形は作らなければなりませんけれどもその辺もどうされたのか。というのは町の予算をどんどん使って、確かに良いものを作るのは良いことですが、しかし、我慢するところはしっかりと我慢をして対応していくというのもひとつの方法ではないかと思うのです。屋根の上のアスファルト防水の関係ですとかその辺のことは最大限しなければならぬところですが、デジタル無線化によって新たな部屋が必要なのかと考えるとそうでもないと思います。別にデジタル予算の関係については総合計画の実施計画書の中には別予算枠で2億円を費やしてデジタル予算を更新に向けて企画をしているのですがその辺の兼ね合いはどのようになっているとかということもお聞きしておきたいところです。出せるところはしっかり出して我慢するところは我慢をするという姿勢が大事ではないかと思います。特に今回中学校でも2年間で1億1,000万円一般財源から多く出さなければいけない事態になって緊急性のある中で議会もそれを認めて進めているわけです。これらについて今後の歳入の部分で色々あるのかもしれませんが、外壁だとか内壁だけを直すとかということも果たして今必要なかどうか、小さな手直しで今の空きスペースがうまく活用できる方法が取れないのか。その辺のところをどう検討されたのかということもお聞きしたいと思います。

それから、企業立地の関係でございますけれども、先ほど4番議員も言いました用地の問題です。ひとつには補助金交付の決定をしたのかどうかということところです。予算化はしております。補助金の交付の決定をしたのかされてないのか、その辺が大きな問題になると思いますが現実どうなっているのかお聞きしたいと思います。それから、今後定期的に協議等を進めながら2年後あるいは3年後に規模を縮小した形で誘致を図りたいということですがその間今造成した団地については先ほどの答弁の中では使えないと、活用できないという形の答弁だったと理解しておりますがそれでよいのかどうか。その辺のことを改めて聞きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） 木質バイオマスの関係ですが、下川町の取り組みにつきましては非常に先進的な取り組みをされているということで新エネルギービジョンを策定するにあたって下川に勉強をさせていただきました。それと今回新たに実施設計を委託するにあたって早速来週なのですが細かい部分、ボイラーの選定、維持管理含めて勉強

に行く予定になっております。いずれにしましても下川は長い年月をかけてここまでこられたかと考えております。まず美深町は温泉の方にボイラーを入れてまずやれるところから一つずつおこなっていきたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 消防庁舎の関係は決して無理をして改修をするということではないのでご理解をいただきたいと思います。必要最低限の部分で良いのではないかとというご意見ですがまさしくそのとおりでありまして必要最低限の老朽化の部分の改修をしていくということでございます。公共的な建物はまだまだ他にたくさんあるのですけれども、こういったところを順次改修をしていくというのがひとつの順番なのかと考えております。そういったことで長く公共的な施設を利用していかなければならないと、これが最終的に財源の確保ですとか財源を使わないで済むのかという考え方を持っているところでございます。

企業誘致の補助決定については、あの条例を読んでいただくとわかるのですけれども、まず企業指定をすると、新たな企業が条例の対象になりますかと企業指定をするのだということの手続きから入ります。企業開発審議会の中でこれらの企業が妥当かどうか審査をしていただいて町長がそれを参考にして企業指定をすると、補助金については建設後補助申請という形になりますので補助申請とは別のもののご理解をいただきたいと思います。それから用地の関係で他の企業は使えないのだということではございません。決してそういうことではございません。用地の権限が今どこにあるかというのは町にありますのでこれらの配置は将来的にはどういったところを希望するのかといった部分も将来につなげておくためには相手方と協議をしながら先ほどありましたとおり新しい企業がもしあるのであればそういったところの配置、これらも考えていかなければならないということでもありますので制限されているものではございませんのでご理解いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 消防庁舎の件に関しては必要最小限の改築を行なうのだという話でございますから具体的にはこのたびは工事に関する設計業務委託ということでございますから果たしてそれが必要最低限かということは委託の結果としてまた検証をさせていただきたいと思います。

もうひとつは企業誘致の関係でございます。非常にこちらは来ていただくという立場にあるのも当然でありますけれども、なにか見ていると腫れ物にさわるといいますか、そのようなところが見え隠れすると。決定が企業誘致が現状はできないという向こうの申し出でできなくなったということになったその後に関してもそのように対応が見え

てくるわけです。しっかりとそれは駄目になったものについては一応終わりという形でしょうか。そこは仕切り線をつけなければならないのではないかと思います。相手のあることです。ですから外交交渉等も必要になってくるのかもしれませんがしかし定期的に今後協議を進めるのであれば具体的にどういう協議の場を進めていくのか、またそういったことをしっかりと担保を取っていくことも必要ではないかと、あるいは先ほど4番議員が言ったように用地の問題についても用地の造成に費やした費用等について最低限でもそれらの用地をしっかりと購入いただくと、そして2～3年後にまたこれも断念せざるを得ないというのであればその時点で買い戻すとか、何かそういう措置をとる必要があるのではないかと思います。その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 企業の誘致についてはなかなか日本の中央部から離れているところであります。本来の企業立地、企業側の考え方をすれば企業に有益な資源があるとかそういうことで企業立地がされていくのだと私は捉えております。今回、美深町においてこういった企業を立てると言ってくれた最大の根拠といたしますか、たまたまその会社の社長さんが美深町出身だったということ、それから昔住んでいて一定程度の期間を経て美深町を訪れたときに随分疲弊してきたなという感じもあったと、ぜひ私が生まれたこの土地を活性化したいという考え方もあったようでありますので、非常に企業立地における機会というのは非常に美深町は少ないと思っています。今般この計画については当然当初の計画は断念せざるを得ないということではありますが引き続き可能な限り町としては建てられる余力といたしますか、そういったものがあるのであればそういったものに進めていきたいと、これで終わりですと引導を渡すということはしたくないと考えておりますし、新たにそこからつながる企業立地の連鎖というのも期待をしながら今後とも協議を続けたいと考えております。それがひとつの企業誘致の業務だと考えているところでございます。それから用地の部分については先ほども申し上げましたとおり、インフラの整備、特に下水・浄水、これらの整備はおこなってまいりました。これが誘致のひとつの条件ではありませんが美深町ができる支援ということで進めてきたものでございまして場所的に中心地ということでもありますので将来の投資の部分でもああいう整備をすることによって先ほど言っていた企業立地の応募だとか募集だとかが進められるのかと考えております。用地を買ってもらう約束手形といたしますかそういった方法もありますが今予定されている計画については取りやめということでございますのでその計画に基づいて一旦用地の購入については減額をすると、収入については減額するという考え方でございます。先ほども言いましたが相手方からは購入をしますということも言われております。この辺は十分協議を

しながら今後のまちづくり等の兼ね合いもありますので検討しながら進めていきたいという考え方でございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければこれにて質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号について採決を行います。

議案第32号 平成25年度美深町一般会計補正予算第3号について原案とおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第32号 平成25年度美深町一般会計補正予算第3号については原案のとおり可決されました。

◎ 日程第8 議員派遣の件

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第8 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。会議規則第122条の規定により、お手元に配布のとおり議員派遣を承認したいと思います。ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、議員派遣の件については承認と決定をいたしました。

◎ 日程第9 承認第2号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第9 承認第2号 閉会中の所管事務調査の申し出であります。総務住民常任委員会及び産業教育常任委員会ならびに議会運営委員会からお手元に配布の調査項目につきまして閉会中の所管事務調査の申し出です。本件、申し出のとおり承認したいと思います。そのように決定してご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、総務住民及び産業教育常任委員会ならびに議会運営委員会から閉会中の所管事務調査については申し出のとおり承認と決定をいたしました。

以上で本定例会に付議されました案件の一切が終了いたしましたので会議を閉じます。
これで平成25年第2回美深町議会定例会を閉会といたします。
どうもご苦労さまでした。

閉会 午後 0時06分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 倉 兼 政 彦

署名議員 諸 岡 勇

署名議員 林 寿 一